

彦 根 愛 知 犬 上 地 域
新ごみ処理施設整備事業に係る

環 境 影 響 評 価 方 法 書

要 約 書

令 和 2 年 1 2 月

彦根愛知犬上広域行政組合

はじめに

本図書は、滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき作成した「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）」の内容を要約したものである。

本図書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 2JHf 33）

また、本図書に掲載した地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

目 次 -

第1章 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地	1-1
1.1 事業者の名称等	1-1
1.2 事業の名称	1-1
第2章 事業の目的および内容	2-1
2.1 対象事業の目的	2-1
2.2 対象事業の内容	2-1
(1)対象事業の種類	2-1
(2)対象事業の規模	2-1
(3)対象事業実施区域の位置および面積	2-2
(4)対象事業実施区域（施設位置）の検討経緯	2-6
(5)対象事業の概要	2-7
1) 施設整備の基本概念・基本理念	2-7
2) 対象事業の規模等	2-9
3) 処理方式	2-10
4) 公害防止基準	2-12
5) 排水計画	2-12
6) 関係車両の主要走行ルート計画	2-12
(6)施設配置計画等	2-14
(7)工事計画の概要	2-15
(8)その他対象事業に関する事項	2-16
1) 環境配慮の方針	2-16
第3章 対象事業実施区域およびその周囲の概況	3-1
第4章 環境影響評価を実施しようとする地域	4-1
第5章 計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解	5-1
5.1 知事意見およびそれに対する事業者の見解	5-1
5.2 彦根市長の意見およびそれに対する事業者の見解	5-4

5.3 一般意見およびそれに対する事業者の見解	5-5
-------------------------------	-----

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目

ならびに調査、予測および評価の手法	6-1
6.1 環境影響評価の対象事業	6-1
6.2 環境影響要因の区分	6-1
6.3 環境影響評価の対象とした環境要素	6-2
6.4 環境影響評価の対象とした環境要素の選定理由	6-4
6.5 環境影響評価の対象としなかった環境要素	6-7
6.6 現況調査の実施計画および予測手法	6-8
6.6.1 大気質	6-9
6.6.2 騒音	6-17
6.6.3 超低周波音	6-26
6.6.4 振動	6-28
6.6.5 悪臭	6-34
6.6.6 水質	6-37
6.6.7 動物	6-40
6.6.8 植物	6-45
6.6.9 生態系	6-47
6.6.10 景観	6-48
6.6.11 人と自然との触れ合いの活動の場	6-51
6.6.12 廃棄物等	6-53
6.6.13 温室効果ガス	6-54
6.6.14 文化財	6-55
6.6.15 伝承文化	6-58
6.6.16 その他の環境要素に係る現況調査	6-60
6.7 評価手法の選定	6-62

第7章 その他の事項

7.1 計画段階における環境の保全の配慮に係る検討の経緯およびその内容	7-1
---	-----

第1章 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

1.1 事業者の名称等

名 称：彦根愛知犬上広域行政組合

代 表 者 の 氏 名：管理者 大久保 貴

主たる事務所の所在地：犬上郡豊郷町四十九院1252 「豊栄のさと」内

1.2 事業の名称

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業

第2章 事業の目的および内容

2.1 対象事業の目的

現在、彦根愛知犬上広域行政組合（以下「本組合」という。）を構成する彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町（以下「1市4町」という。）の圏域内における可燃ごみ処理施設は、彦根市清掃センター（昭和52年稼働）と、彦根市以外の4町が利用するリバースセンター（平成9年稼働）の2施設があるが、いずれも経年使用による施設の老朽化が進んでいることから、新しいごみ処理施設の建設が喫緊の課題となっている。

また、近年ごみ処理行政においては、経済面、効率面での最適化を実現する方策として、広域的なごみ処理体制の構築が重要とされている。

そこで、本組合では、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」（平成11年3月）を契機に、広域でのごみ処理を目指し、新たなごみ処理施設の整備を行うこととした。

2.2 対象事業の内容

(1) 対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であって焼却により処理する施設の設置の事業

（滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）別表第6号に掲げる事業）

(2) 対象事業の規模

1) 条例対象事業の規模

条例対象事業の規模（処理能力）は以下に示すとおりである。

- ・焼却施設：147t/日（73.5t/日×2炉、24時間稼働）

注1) 「新ごみ処理施設整備基本計画」（令和元年10月）における計画値(144～147t/日)のうち環境負荷が最大となる場合の施設規模を示す。

容器包装プラスチックおよび廃食用油を燃やすごみに含む場合は147t/日（分別統一案①および②）、容器包装プラスチックおよび廃食用油を分別する場合は144t/日（分別統一案③）

注2) 現時点の想定であり、変更になる場合がある。

2) 関連施設の規模

関連施設の規模（処理能力）は以下に示すとおりである。

- ・リサイクル施設：35t/日

注1) 「新ごみ処理施設整備基本計画」（令和元年10月）における計画値（31～35t/日）のうち環境負荷が最大となる場合の施設規模を示す。

容器包装プラスチックおよび廃食用油を燃やすごみに含む場合は34t/日（分別統一案①）、分別統一案①に比べ古紙・衣類の受入は直搬のみとする場合は31t/日（分別統一案②）、分別統一案②に比べ容器包装プラスチックおよび廃食用油を分別する場合は35t/日（分別統一案③）

注2) 現時点の想定であり、変更になる場合がある。

(3) 対象事業実施区域の位置および面積

対象事業実施区域の位置および面積は、表 2-1に示すとおりである。

表 2-1 対象事業実施区域の位置および面積

項目	内容
対象事業実施区域の位置	彦根市清崎町地先（西清崎）（図 2-1～図 2-3参照）
対象事業実施区域の面積	約 5.3 ha



图 2-1 対象事業実施区域位置图（広域图）

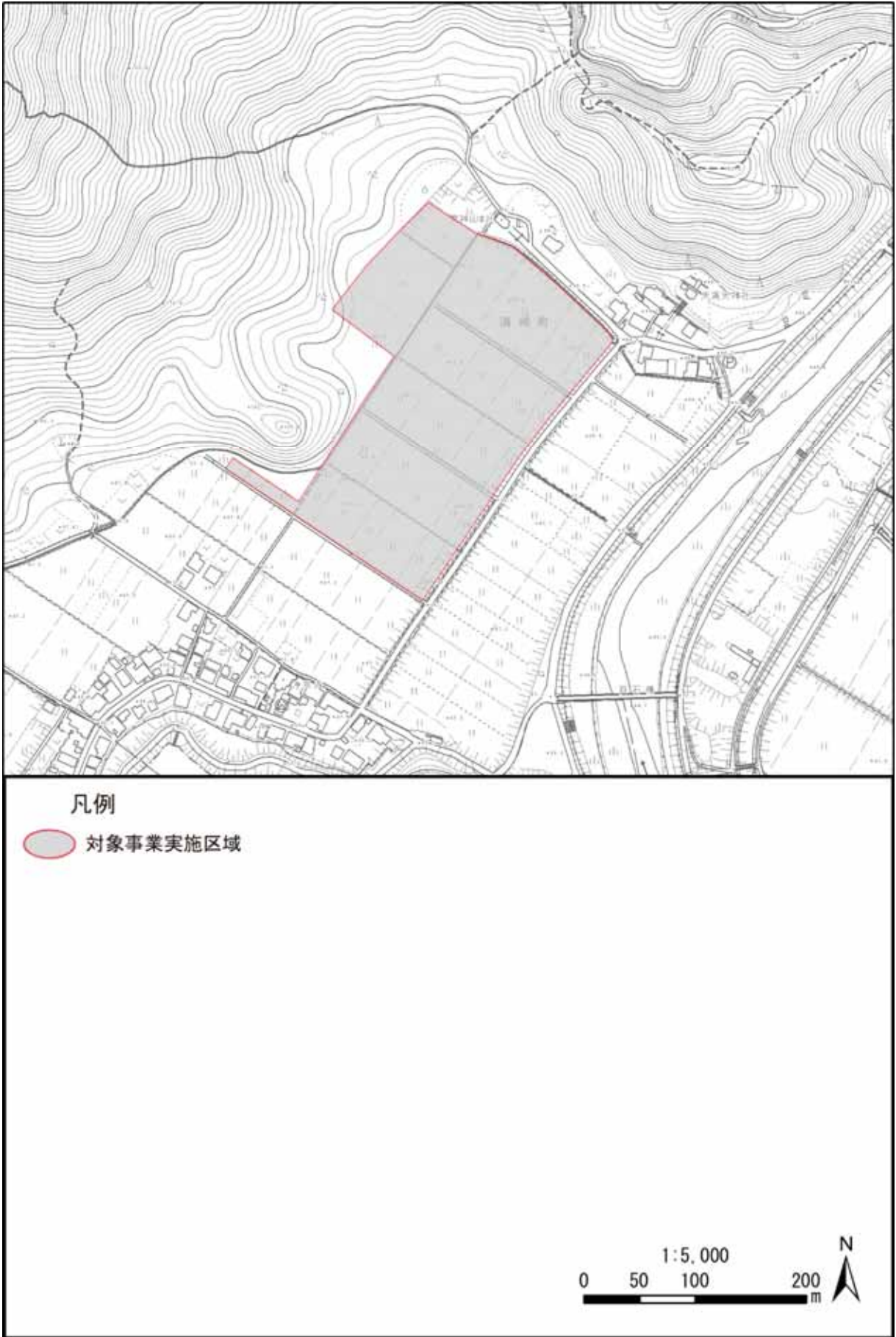


图 2-2 对象事業实施区域位置图（扩大图）



図 2-3 対象事業実施区域位置図（拡大図：航空写真）

(4) 対象事業実施区域（施設位置）の検討経緯

本組合では、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画（平成11年3月）」を契機に、広域でのごみ処理を目指し、検討を行ってきた。

その中で、平成20年度には「湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定し、建設候補地を選定したが、地盤の問題により断念することとなった。また、平成24年度には各市町からの推薦により再び建設候補地を選定したが、地元住民との折り合いがつかず、こちらも結果的に断念することとなった。

このことを受け、本組合ではこれまでの選定手法を見直し、より多くの住民にご理解、ご協力を得られるよう、公募方式により建設候補地を選定することを決定し、また行政主導ではなく独立した第三者機関として、平成26年12月、「彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会」を発足した。

選定委員会では、約2年3か月間、延べ15回にわたり慎重な議論・検討を行っていただき、平成29年2月、応募のあった5地域について評価、順位付けを行った報告書を提出いただいた。そして、その報告書を基に、本組合管理者会において議論・検討を行い、平成29年6月、愛荘町竹原区を建設候補地として選定した。

しかしその後、平成31年2月の組合議会定例会において、「建設候補地の白紙撤回を求める決議」が可決され、「応募5地区から再検討する」ことを提案いただいた。これを受け、平成31年4月4日に組合として建設候補地を愛荘町竹原区1か所に決定したことについて白紙撤回し、平成31年4月20日に改めて応募5地区に対する合同説明会を開催したところ、4つの応募地（彦根市原町、彦根市西清崎町、彦根市下西川町、愛荘町竹原区）から再選定への参加意向が示され、これら全てを建設候補地と決定した。

その後、各候補地周辺自治会住民を対象とした説明会、住民との意見交換会、圏域住民からの無作為抽出によるアンケート、組合議会議員との意見交換会、および管理者会を実施した。これらの結果と、平成29年2月時点の候補地選定報告書とを総合的に評価し、令和元年9月19日の管理者会において彦根市清崎町地先（西清崎）を最終候補地として選定、当該候補地での施設建設を前提とした「新ごみ処理施設整備基本計画」が令和元年10月21日の組合議会臨時会において承認された。

(5) 対象事業の概要

1) 施設整備の理念・基本方針

本組合が新ごみ処理施設の整備を行ううえで定めた理念および基本方針は以下に示すとおりである。

【理念1】ごみの安全・安心・安定的な処理が確保できる施設

新施設は、本組合1市4町から搬入されるごみ処理を担う施設であり、組合圏域から排出されるごみを処理するための基幹的な施設となる。よって施設の不具合等によりごみ処理に支障が生じれば、組合圏域における生活環境および公衆衛生に重大な影響を及ぼす。

以上を踏まえ、新施設では施設でのトラブルをできるだけ少なくし、ごみを滞ることなく安定して処理できる施設とする。

<基本方針>

- ごみ量・質による変動にも対応でき、長期間にわたり安定した稼働を持続的に行うことができるよう安定性を備えた技術を導入する。
- 事故が発生しないよう万全の対策を講じるとともに、施設の運転員が安心して快適で安全に働ける施設とする。
- 地域にとっても施設の運転員にとっても、十分な安全を確保するため、安全性や危機管理について万全の配慮を行う。
- 施設の建設および運転にあたっては、1市4町の住民の安心を確保するため、情報公開を積極的に行う。

【理念2】環境への負荷の少ない施設

新施設の稼働にあたっては周辺環境への影響を最小限に抑えるよう配慮する必要がある。近年の環境負荷の低減施策においては、法規制の強化と施設を構成する機器・環境保全技術の発展により、排ガス、排水、悪臭、騒音、振動等による影響を小さく抑えることができ、法規制以上の水準を達成することは十分可能である。

以上を踏まえ、新施設ではダイオキシン類や、水銀をはじめとする有害物質や騒音・振動等の環境負荷を低減することが可能な施設とし、周辺環境との調和にも配慮するものとする。

<基本方針>

- 公害防止対策に万全を期し、周辺環境への負荷の少ない施設とする。
- 焼却施設では処理工程から発生する排ガス中の有害物質をできるだけ少なくし、リサイクル施設を含めて、周辺地域への騒音、振動、悪臭などの問題を生じさせない施設とする。
- 周辺環境との調和を図り、建物のデザインや色彩は、景観に十分配慮したものとする。

【理念3】資源循環・エネルギーの回収に優れた循環型社会基盤施設

近年、限りある資源を有効に利用し続けることが特に重要視され、その役割を担う施設のひとつとしてごみ処理施設が評価されている。さらに、省エネルギーや高効率発電等、地球温暖化防止に貢献する技術の開発も進んできており、そのような技術を採用することにより

ごみ処理施設の資源循環・エネルギー回収に資する役割は更に大きくなるものと考えられる。また、住民一人ひとりが、ごみに対する意識を高め、ごみを減らす工夫を心がけ、もの大切さや自然・環境を愛する心を次世代に引き継ぐために、環境啓発施設としてのごみ処理施設が担う役割も大きくなっている。

以上を踏まえ、新施設ではごみからのマテリアルリサイクル（物質回収）、サーマルリサイクル（熱回収）を積極的に行い、また、情報提供や環境教育の充実を図り、循環型社会の構築に貢献できる施設とする。

<基本方針>

- マテリアルリサイクルおよびサーマルリサイクルを積極的に行う。
- 施設の省エネルギー化、および太陽光発電等の自然エネルギーの導入により、温室効果ガスの発生量を抑制するなど地球環境の保全に努める。
- ごみ減量や地球温暖化防止等の啓発拠点として、情報提供や環境教育に関する設備を導入する。
- 施設の見学ルートや見学対象は、ごみ処理の流れや発電の仕組み等がわかりやすいように設定し、見学者が興味を持って何度でも訪問してもらえるように工夫する。

【理念4】 経済性に優れた施設

ごみ処理施設は、1市4町の住民や国民の税金により建設・運営されるものである。新施設の整備・運営にあたっては、建設費だけでなく、施設を適正に維持管理しつつ維持管理費および補修費を抑えることが重要である。

以上を踏まえ、新施設は費用対効果についても十分考慮し、経済性に優れた施設とする。

<基本方針>

- 施設の計画・設計・建設から運営・維持管理・改修までを含めたごみ処理システム全体で、常に経済性や効率性に配慮し、ライフサイクルコストの適正化を図る。

【理念5】 災害に強い施設

東日本大震災の経験を踏まえ、今後、鈴鹿西縁断層帯を震源とする地震等、震災をはじめとする災害に対する対応策を予め準備しておく必要がある。

以上を踏まえ、新施設は災害時にもできる限り安定運転が可能とし、災害廃棄物処理および災害時のエネルギー供給等の拠点と成り得る、必要な設備を備える施設とする。

<基本方針>

- 大規模な災害が発生した際に一定の期間で災害廃棄物の処理ができるよう、余力のある処理能力を備えた設備を導入する。
- 平常時に排出されるごみとは性状が異なる災害廃棄物への対応が可能な処理技術を備える。
- 地震や水害により稼働不能とならぬよう、耐震化や燃料・資機材等の備蓄を考慮した災害に強い施設とするとともに、平時より災害時の廃棄物処理に係る訓練を行う。

【理念6】社会情勢等の変化への柔軟な対応ができる施設

ごみ処理施設は、長期間にわたり使用するものであり、その間には社会情勢等の変化により、求められる処理システムや公害防止基準が変化する可能性がある。

以上を踏まえ、新施設では社会情勢等の変化への柔軟な対応ができる施設とする。

＜基本方針＞

- 最新の技術を活用し、かつ、将来的な処理システムや公害防止基準の変化にも柔軟に対応することができる設備を導入する。

2) 対象事業の規模等

焼却施設の規模等

対象事業である焼却施設の規模等の概要は、表 2-2に示すとおりである。

表 2-2 焼却施設の施設規模

項目	内容
施設規模	147 t/日
処理対象ごみ量	39,729 t/年
処理対象ごみ	燃やすごみ、リサイクル施設からの可燃残さ、災害廃棄物

注1) 「新ごみ処理施設整備基本計画」（令和元年10月）における計画値（144～147t/日）のうち環境負荷が最大となる場合の施設規模を示す。

注2) 現時点の想定であり、変更になる場合がある。

リサイクル施設の規模等

関連施設であるリサイクル施設の規模等は、表 2-3に示すとおり設定する。

表 2-3 リサイクル施設の施設規模

項目	内容
施設規模	35 t/日
処理対象ごみ量	7,457 t/年
処理対象ごみ	燃えないごみ、粗大ごみ、資源ごみ（缶・金属類、びん類、ペットボトル、容器包装プラスチック、古紙・衣類、廃食用油、小型家電・乾電池・蛍光管）、その他

注1) 「新ごみ処理施設整備基本計画」（令和元年10月）における計画値（31～35t/日）のうち環境負荷が最大となる場合の施設規模を示す。

注2) 現時点の想定であり、変更になる場合がある。

3) 処理方式

焼却施設

焼却施設の処理方式の概要は、図 2-4に示すとおりであり、ストーカ式焼却方式を想定している。

廃熱ボイラーで回収した熱は主に蒸気タービン発電での利用を想定している。また、排ガスの処理方式は乾式法とする。

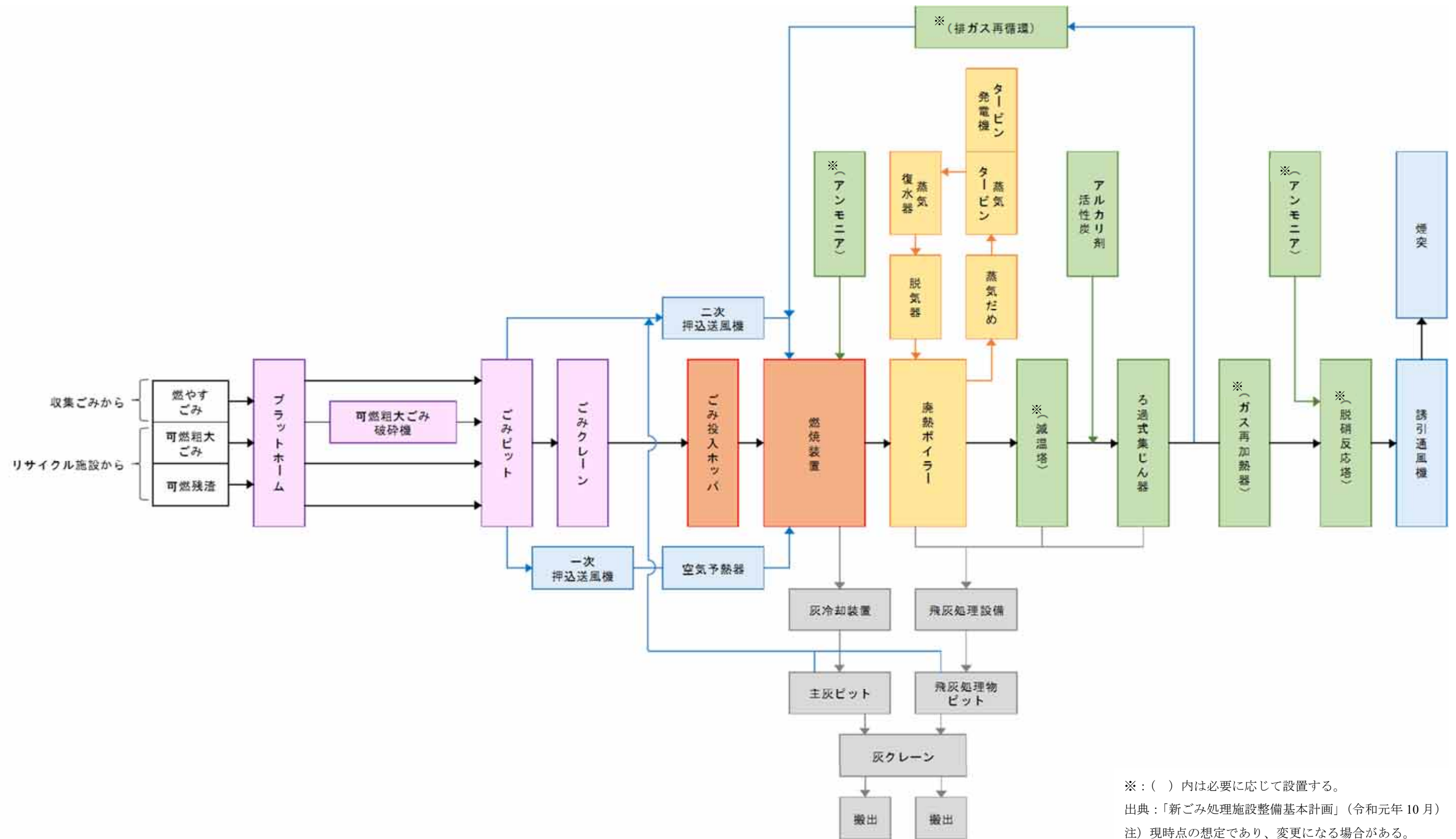


図 2-4 焼却施設の処理フロー

リサイクル施設

リサイクル施設の処理方式の概要は、図 2-5に示すとおり想定している。

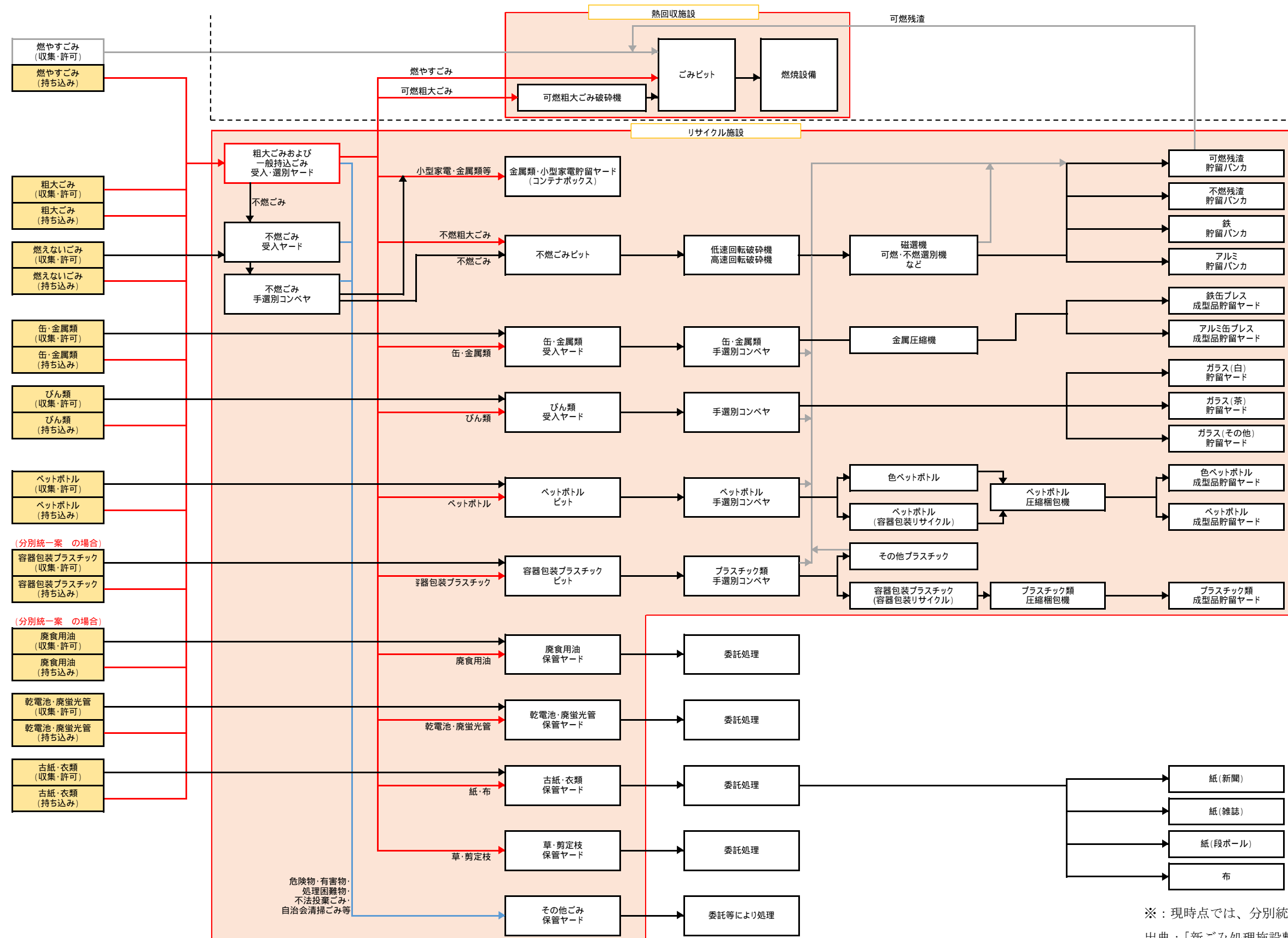


図 2-5 リサイクル施設の処理フロー

※：現時点では、分別統一案①～③を検討中である。
 出典：「新ごみ処理施設整備基本計画」（令和元年10月）
 注）現時点の想定であり、変更になる場合がある。

4) 公害防止基準

新ごみ処理施設が環境保全のために大気質に関する目標とする値（以下「公害防止基準」という。）については、関係法令等の規制値（以下「法規制基準値」という。）、参考とした既存の彦根市清掃センターの公害防止基準よりも厳しい基準とし、表 2-4に示すとおりとする。

表 2-4 大気質に係る法規制基準値および新ごみ処理施設の公害防止基準

項目	新ごみ処理施設 公害防止基準	法規制基準値	【参考】彦根市清掃センター 公害防止基準
ばいじん	0.01 g/m ³ _N 以下	0.08 g/m ³ _N 以下	0.01 g/m ³ _N 以下
塩化水素	30 ppm 以下	430 ppm 以下 (700mg/m ³ _N)	30 ppm 以下
硫黄酸化物	30 ppm 以下	K 値 14.5 以下 (約 1,500ppm [*]) ※新施設の現時点での排 ガス条件から換算	K 値 14.5 以下 (約 740ppm [*]) ※清掃センター実績の排ガス 条件から換算
窒素酸化物	50 ppm 以下	250 ppm 以下	250 ppm 以下
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m ³ _N 以下	1 ng-TEQ/m ³ _N 以下	1 ng-TEQ/m ³ _N 以下
一酸化炭素	20ppm 以下 (4 時間平均値)	30ppm 以下 (4 時間平均値) 100ppm 以下 (1 時間平均値)	20ppm 以下 (4 時間平均値)
水 銀	30 μg/m ³ _N 以下	30 μg/m ³ _N 以下	(平成 30 年 4 月 1 日から) 50 μg/m ³ _N 以下

5) 排水計画

新ごみ処理施設から発生する施設排水は施設内で処理後、公共下水道に放流する計画である。また、雨水については、対象事業実施区域内の調整池により流量等を調整した後、宇曾川に放流する計画としている。

6) 関係車両の主要走行ルート計画

本事業に係る工事中の工事用車両および供用後における廃棄物等運搬車両の主な走行ルートは図 2-6に示すとおりである。

廃棄物等運搬車両は、一般国道8号や主要地方道大津能登川長浜線（県道2号）から、対象事業実施区域の位置する清崎町に隣接する日夏町、賀田山町、稲里町の住居地域を迂回して彦根市が整備する市道を走行する計画としている。

また、工事中の工事用車両は、同様に日夏町、賀田山町、稲里町の住居地域を迂回して対象事業実施区域に至る現道を走行する計画としている。



図 2-6 関係車両の主要走行ルート計画

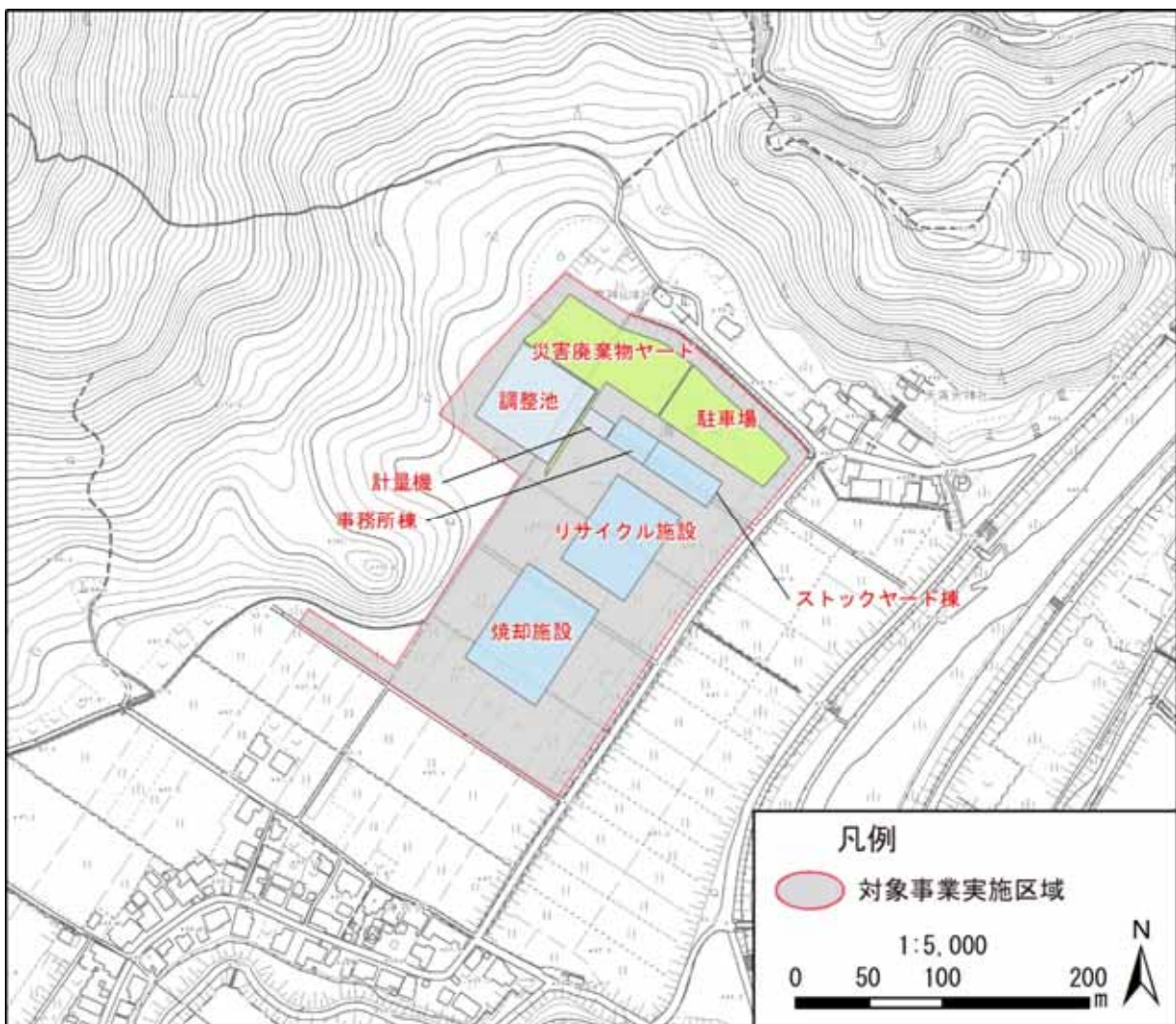
(6) 施設配置計画等

施設配置等の詳細は今後の設計において決定するが、計画段階配慮事項の検討を踏まえて、現時点で想定している施設配置は図 2-7に示すとおりである。

対象事業実施区域北側集落への騒音、振動、悪臭、景観の影響、ならびに土砂災害の影響に配慮して、主要施設は対象事業実施区域の南側に配置する計画である。

また、焼却施設の煙突高さについては、計画段階における大気質および景観への影響検討の結果、80mより59mの方が環境的に優位となった。

今後は本施設配置計画等を基本とした具体的な設計を進め、環境影響が生じる可能性のある評価項目を選定したうえで詳細な現地調査を実施し、予測、評価を行う。その結果に基づいて、事業の実施に伴う環境影響を低減するための環境配慮事項を詳細に検討し、必要に応じて施設設計に反映し、地域の環境保全に努める。



注) 現時点の計画であり、変更になる可能性がある。

図 2-7 施設配置計画

(7) 工事計画の概要

想定する事業スケジュールは表 2-5に示すとおりであり、詳細な施工内容、施工工程等は今後検討を行う。

表 2-5 想定する事業スケジュール

項目/年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
施設整備・敷地造成基本設計	■	■							
敷地造成実施設計			■	■					
施設整備事業者選定				■	■	■			
環境影響評価	■	■	■	■					
都市計画決定手続	■	■	■	■					
敷地造成工事					■	■			
施設建設工事(実施設計・施工)						■	■	■	■

注) 現時点の計画であり、変更になる場合がある。

(8) その他対象事業に関する事項

1) 環境配慮の方針

本事業の実施にあたっては、計画段階環境配慮事項も踏まえて、周辺住居地域への環境負荷や自然環境への影響を可能な限り低減するために、以下に示す環境配慮を検討する。

< 工事の実施 >

- ・ 土地の改変に伴う発生土砂は、極力、対象事業実施区域内で再利用することを検討し、敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数を減らすことにより、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・ 工事車両の走行にあたっては、安全運転の励行および車両管理を徹底する。また、沿道の通行時間帯の分散に努め、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・ 工所用車両の洗浄を励行し、敷地内外の路面への土砂の堆積を防ぎ、粉じんの飛散防止に努める。また、強風時や砂じんの発生しやすい気象条件の場合には適時散水等の対策を講じる。
- ・ 建設工事に使用する建設機械（重機）は、周囲への騒音・振動・大気質の影響を極力低減するよう配慮する。
- ・ 工所用車両の運行にあたっては、規制速度の遵守や地元住民の優先走行等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底し、交通安全の確保にも十分に留意する。

< 施設の存在・供用 >

- ・ 施設の供用に伴う対象事業実施区域北側集落への騒音、振動、悪臭、景観の影響、ならびに土砂災害の影響に配慮して、主な施設は対象事業実施区域の南側に配置する。
- ・ 最新の排ガス処理設備の導入を検討すると共に、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことにより公害防止基準を遵守し、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を極力低減する。
- ・ 施設の稼働音が敷地外へ漏れるのを防ぐため、低騒音型の機器の採用、必要に応じて消音器の設置や防音扉の設置等の対策を行う。
- ・ 施設から発生する振動が周辺環境へ影響しないよう、低振動型の機器を採用するとともに、特に振動を発生する機器については防振ゴムの設置や独立基礎とする等の対策を行う。
- ・ ごみピット内を負圧に保ち、臭気の外部漏洩を防止すると共に、ごみピットから発生する臭気は焼却炉の燃焼空気として吸引し、焼却炉内でごみと共に熱分解する。また、プラットホーム出入口にはエアカーテンを設置するなどの臭気の漏洩対策を検討する。
- ・ ごみ処理の過程で発生するプラント排水および従業員の活動に伴う生活排水は施設内で処理後、公共下水道に放流する。
- ・ 建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。特に、北側参道・家屋に対して擁壁・施設による圧迫感の影響については、造成区域周囲の構造・形状の工夫により低減する。
- ・ 廃棄物等運搬車両の運行にあたっては、決められたルートを走行するほか、規制速度の遵守を行うよう運転手を教育・指導し、交通安全の確保にも十分に留意する。
- ・ 土砂災害時の対応に配慮して、施設は土砂災害警戒区域から可能な限り離隔を確保して配置する。

第3章 対象事業実施区域およびその周囲の概況

対象事業実施区域は彦根市の南部に位置し、彦根市は、北は米原市、東は多賀町、南東は甲良町および豊郷町、南は愛荘町、南西は東近江市に接し、北西は琵琶湖に接している。

対象事業実施区域周辺における自然的・社会的状況（以下「地域特性」という。）について、既存資料により把握した。図 3-1に本事業の地域特性を把握する範囲を示した。

地域特性を把握する範囲は、対象事業実施区域およびその周囲とし、対象事業により特に広域的に影響が生じる可能性のある景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる対象事業実施区域から半径3km^{注)}の範囲を含む彦根市と豊郷町を対象とし、東近江市、甲良町、愛荘町を除く区域とした（以下「調査区域」という）。ただし、統計資料等により市町単位で地域特性の状況を述べる事項については、対象事業実施区域が位置する彦根市全域および豊郷町の全域（以下「調査対象地域」という。）を対象とした。

対象事業実施区域およびその周囲の概況を表 3-1 (1) ～ (10) に示す。

注) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成 11 年 11 月、建設省監修)を参考に、施設の形態が捉えやすい範囲等を考慮して設定した。

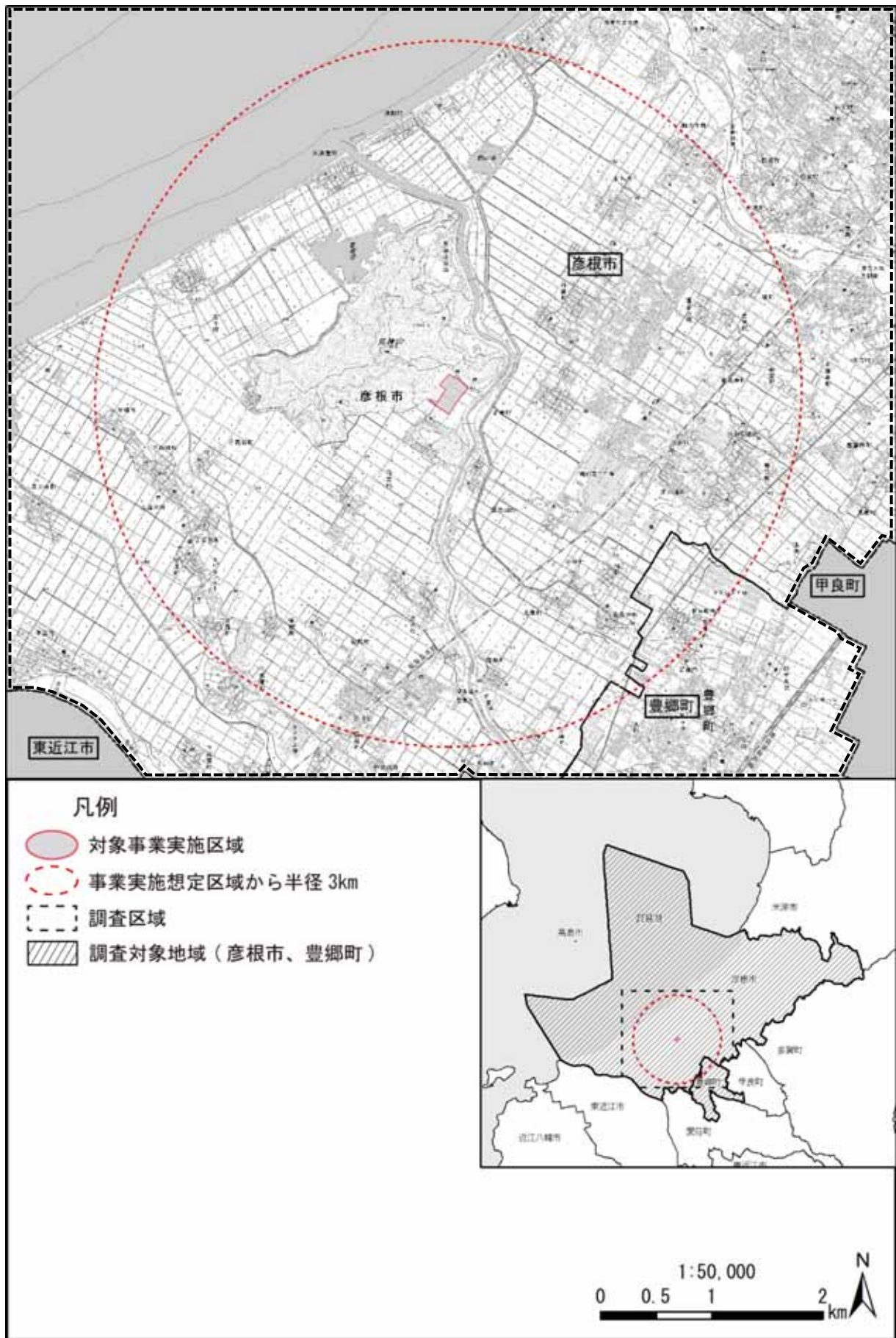


図 3-1 地域特性を把握する範囲（調査区域・調査対象地域）

表 3-1 (1) 対象事業実施区域およびその周囲の概況 (地域特性)

項目	地域特性
気象	彦根地方気象台における平年値は、年平均気温が14.7℃、年間降水量が1570.9mm年平均風速は3.0m/s、年最多風向は北西である。令和元年の年平均気温は15.8℃、年間降水量は1,398.5mm、年平均風速は2.9m/s、最多風向は北西である。
大気質	調査区域では、一般環境大気測定局として彦根局 (県立盲学校)、地域特設監視地点として彦根 (県立彦根工業高校) が設置されている。平成25～29年度において、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準を満足しているが、微小粒子状物質は平成25年度に、光化学オキシダントは平成25～29年度において環境基準を満足していない。また、有害大気汚染物質は、いずれの項目も平成26～29年度において環境基準および指針値を満足している。なお、ダイオキシン類の測定は実施されていない。
騒音	調査区域では、道路交通騒音測定を3地点 (主要地方道 (県道) 大津能登川長浜線に位置する1区間内の2地点および一般国道8号の1地点) において実施している。一般国道8号では昼間に環境基準を超過しているほか、夜間に環境基準および要請限度を超過している。 調査区域では、平成30年度に6地点において環境騒音調査が実施されている。全ての調査地点で昼間、夜間ともに環境基準を満足している。
振動	調査区域では、道路交通振動の調査および環境振動の調査は実施されていない。
悪臭	調査区域では、悪臭に係る測定は実施されていない。
一般的な水象の状況	調査区域を流れる主な河川は、淀川水系の犬上川、宇曾川および愛知川であり、いずれも琵琶湖の集水域に該当する。湖沼の代表的なものは、対象事業実施区域の北側に位置する琵琶湖、その内湖である曾根沼や野田沼、神上沼がある。
水質	調査区域では、琵琶湖や宇曾川などに位置する 9 地点において水質調査が実施されている。環境基準点である宇曾川の唐崎橋において、健康項目およびダイオキシン類調査の測定結果は、環境基準を満足している。一方、生活環境項目については、大腸菌群数が環境基準を満足しなかった。
水底の底質	調査区域では、平成 26 年度に宇曾川の唐崎橋において水底のダイオキシン類調査が実施されており、環境基準を満足している。
地下水	調査区域では、継続監視調査が 2 調査地域 (日夏・清崎・南川瀬地区および彦根市湖岸地区) で実施されている。継続監視調査の結果、日夏・清崎・南川瀬地区ではテトラクロロエチレンが環境基準を満足していないが、その他の項目は環境基準を満足している。また、彦根市湖岸地区では砒素が環境基準を満足していない。 調査区域では、平成 25 年度および平成 28 年度に計 2 地点 (豊郷町石畑および豊郷町豊郷) において地下水のダイオキシン類調査が実施され、環境基準を満足している。
土壌および地盤の状況	調査区域の土壌は、北西に位置する琵琶湖沿岸部には主に砂丘未熟土壌が、その内陸部に中粗粒褐色低地土壌 (斑紋なし) が分布し、さらに内陸部には細粒灰色低地土壌 (灰色系)、細粒グライ土壌、細粒強グライ土壌などが分布する。また、荒神山および山崎山には主に乾性褐色森林土壌 (赤褐色系) および乾性褐色森林土壌 (黄褐色系) が分布する。対象事業実施区域の土壌は細粒グライ土壌により構成されている。 調査区域では、調査地点の 2 地点 (彦根市西葛籠町および開出今町) において彦根市による土壌調査が実施され、彦根市西葛籠町において鉛が環境基準を満足しなかった。また、平成 25 年度、平成 27 年度にダイオキシン類調査地点が計 4 地点 (豊郷町石畑、彦根市西葛籠町、彦根市西今町および彦根市甘呂町) で実施され、いずれの地点でも環境基準を満足している。 調査区域では地盤沈下は認められていない。
地形および地質の状況	調査区域の地形は、北西部に琵琶湖が分布し、琵琶湖沿岸部には浜堤が、内陸部には主に愛知川、宇曾川、犬上川等の堆積作用に由来する緩傾斜扇状地や三角州が分布している。また、愛知川、宇曾川、犬上川等の両岸に自然堤防や河原が分布している。対象事業実施区域は三角州に位置しており、隣接する北側および南側に一般山地 (荒神山および山崎山) が分布している。また、調査区域には活断層は分布していない。

表 3-1 (2) 対象事業実施区域およびその周囲の概況 (地域特性)

項目	地域特性
地形 および 地質の 状況	<p>調査区域の地質は、主に泥がち堆積物が分布し、琵琶湖沿岸部および愛知川、宇曾川、犬上川等の両岸に砂がち堆積物が分布している。調査区域の南側を流れる姉川周辺の低地には砂や礫、泥の堆積物が分布している。対象事業実施区域の地質は、泥がち堆積物が分布し、隣接する北側および南側に溶結凝灰岩が分布している。</p> <p>調査区域に位置する重要な地形としては、非火山性孤立峰の荒神山および湖沼の曾根沼がある。</p>
動物	<p>調査区域に生息する可能性のある重要な動物の生息状況は以下のとおりである。</p> <p>哺乳類は 20 種の重要な種を確認した。樹林を主な生息環境とするムササビ、ツキノワグマ、ニホンリス等の種や、草地や農耕地を主な生息環境とするノウサギ、アズマモグラ、ホンドイタチ等の種の生息可能性がある。</p> <p>鳥類は、138 種の重要な種が確認された。サシバ、オオタカ、チョウゲンボウ等の里山の猛禽類のほか、チュウサギ、ヒクイナ、イカルチドリ等の水辺を利用する種の生息可能性がある。また、ヒシクイ、マガン、コハクチョウ等の冬季に湖岸や水田に飛来する冬鳥の生息可能性がある。</p> <p>爬虫類は、9 種の重要な種を確認した。水辺でみられるニホンイシガメ、ニホンスッポンや、草地から樹林に生息するヤマカガシ、ニホンマムシ等の生息可能性がある。また、樹林に生息するシロマダラ、タカチホヘビの生息可能性がある。</p> <p>両生類は、13 種の重要な種を確認した。水田等の水辺に生息するトノサマガエル、ナゴヤダルマガエルや、樹林に生息するタゴガエル、ニホンアカガエル、モリアオガエル等のカエル類の生息可能性がある。</p> <p>昆虫類は、93 種の重要な種を確認した。キロサナエやハッチョウトンボ、カトリヤンマ等のトンボ類や、オオムラサキ、ギフチョウ、ツマグロキチョウ等のチョウ類の生息可能性がある。また、ミズカマキリ、クロゲンゴロウ、ガムシ等の水生昆虫の生息可能性がある。</p> <p>魚類は、51 種の重要な種を確認した。ヤリタナゴ、ドジョウ、ミナミメダカ等、水田や流れの緩やかな小河川に生息する種の生息可能性がある。また、琵琶湖水系の固有種であるビワコガタスジシマドジョウ、ビワコオオナマズ、ビワヨシノボリ等の生息可能性がある。</p> <p>底生動物は、48 種の重要な種を確認した。マツカサガイ、セタシジミ等の琵琶湖沿岸に生息する貝類や、マルタニシ、オオタニシなどの水田や水路に生息する貝類、ヌマエビ、モクズガニなどの琵琶湖沿岸に生息する甲殻類の生息可能性がある。</p> <p>陸産貝類は、22 種の重要な種を確認した。樹林に生息するチャイロオトメマイマイ類、ビロウドマイマイ類、ニッポンマイマイ類や、水辺に生息するナガオカモノアラガイ等の生息可能性がある。</p>
植物	<p>調査区域に生育する可能性のある重要な植物は 145 種確認した。山地等に生育するウラボシノコギリシダ、トウゴクサバノオ、アカモノや、水田等に生育するデンジソウ、ホシクサ、シソクサ等の水田雑草類、琵琶湖や河川、水路に生育するネジレモ、イバラモ、ヒロハノエビモ等の水草類、湿地に生育するヒメザゼンソウ、ヤナギスブタ、マツカサススキ等が生育する可能性がある。</p> <p>調査区域の植生は、水田雑草群落が主な植生で、荒神山の周辺にアベマキーコナラ群集やモチツツジーアカマツ群集等の森林植生がみられる。犬上川と愛知川の河畔には、ケヤキームクノキ群集や竹林等の河辺林や、ツルヨシ群集、河辺一年生草本群落 (タウコギクラス) 等の河川植生がみられる。荒神山の北側にある曾根沼や野田沼にはヨシクラスが分布している。そのほか、琵琶湖の湖岸には砂丘植生やヤナギ高木群落、クロマツ植林等がみられる。</p> <p>調査区域の重要な植物群落は、特定植物群落として、「三津屋のハマヒルガオ群落」「荒神山のタブ林」が挙げられる。そのほか、調査区域には、ケヤキやスギ、イチョウ等の巨樹が 17 箇所分布している。</p>

表 3-1 (3) 対象事業実施区域およびその周囲の概況 (地域特性)

項目	地域特性
生態系	<p>調査区域は、水田地帯が主要な環境となっている。対象事業実施区域の北側には荒神山があり、森林植生が分布している。また、調査区域の北西側には琵琶湖があり、曾根沼や野田沼などの湖沼や、犬上川とその支川等の水域も広くみられることから、里地・里山の生態系と、琵琶湖を中心とする水辺の生態系が分布していると考えられる。</p> <p>水田では、ヤナギタデ、イヌビエ、テンツキといった水田雑草類が生育していると考えられる。これらの植生を基盤として、鳥類のヒバリ、ツバメ、ホオジロ、両生類のトノサマガエル、アカハライモリ、爬虫類のシマヘビやアオダイショウ、昆虫類のエンマコオロギ、コバネイナゴ、チャバネセセリ、魚類のドジョウ、ミナミメダカといった小動物が生息すると考えられる。また、それらの動物を捕食する中型哺乳類のホンDOIタチ、ホンDKITツネや、鳥類のアオサギ、ダイサギが生息し、さらにノスリ、チョウゲンボウ等の生態系上位種が生息していると考えられる。</p> <p>山地では、アベマキーコナラ群集やモチツツジーアカマツ群集、植林地であるスギ・ヒノキ・サワラ植林が分布しており、これらの樹林内にニホンイノシシ、ニホンジカといった哺乳類、タゴガエルやニホンアカガエル等の両生類、ヤマカガシなどの爬虫類、オオムラサキ、アカシジミ、タマムシといった昆虫類が生息していると考えられる。また、昆虫類を捕食するヤマガラやキビタキ等の鳥類や、生態系上位種であるサンバやオオタカも生息していると考えられる。</p> <p>琵琶湖の沿岸では、ヨシ等の抽水植物群落やエビモやネジレモ等の水草群落が生育していると考えられる。沿岸部では、ギンブナ、ヤリタナゴ等の魚類やヌマエビなどの甲殻類、肉食性の上位種であるミサゴも生息していると考えられる。</p> <p>調査区域の重要な生態系は、自然公園法により指定された琵琶湖国定公園の「特別地域」等、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律で定められた「鳥獣特別保護地区」、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例による「ヨシ群落保全区域」、豊郷町文化財保護条例による「天然記念物」のスズムシバナ、「ラムサール条約登録湿地」と「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定された琵琶湖、「守りたい育てたい湖国の自然 100 選」に選考された新海浜・石寺町地域の湖岸、荒神山・曾根沼地域および犬上川下流域がある。</p>
自然状況	<p>調査区域の主要な眺望点としては、対象事業実施区域の北西側に位置する荒神山に設定されたウォーキングコース上の複数地点、対象事業実施区域の南側に位置する山崎山城跡があげられる。</p> <p>調査区域の景観資源としては、「第 3 回自然環境保全基礎調査 滋賀県自然環境情報図」(平成元年、環境庁)において自然景観資源として選定されている荒神山や、滋賀県指定名勝に指定されている阿自岐神社庭園、彦根市の「彦根八景」に選考されている石寺浜並木等があげられる。</p>
人と自然との触れ合いの活動の場の状況	<p>対象事業実施区域の北側に位置する荒神山は、琵琶湖を一望できる眺望が彦根八景に選定されており、荒神山古墳や複数の神社も存在することから、ハイキングコースとして利用されている。また、調査区域には琵琶湖畔に位置するびわ湖一周コース、宇曾川沿いに位置するホントの宇曾川ルート等、複数のサイクリングコースが設定されている。</p>
一般環境中の放射性物質の状況	<p>調査区域に最も近い原子力規制委員会が設置するモニタリングポストとしては、対象事業実施区域の北東約 5km に位置する彦根保健所(彦根市和田町)があり、空間線量率の連続的な監視が行われている。彦根保健所では、平成 27~31 年度において、環境省が示す「追加被ばく線量 1mSv/年」に相当する空間線量率 0.23 μ Sv/h を下回っている。</p>
文化財および伝承文化の状況	<p>調査区域には彫刻や建造物等の指定文化財等が 31 件、遺跡や古墳等の埋蔵文化財包蔵地が 113 箇所分布している。なお、調査区域には伝統的建造物群保全地区はない。</p> <p>調査区域には、小泉町幌踊りや小泉町太鼓踊り、江洲音頭、扇おどり、絵日傘おどり、観音盆などの伝承文化がある。</p>

表 3-1 (4) 対象事業実施区域およびその周囲の概況 (地域特性)

項目	地域特性
人口の状況	<p>調査対象地域である彦根市における平成 29 年の人口・世帯数は 112,720 人、46,967 世帯、また、総面積に対する人口密度は 573 人/km²となっている。豊郷町の平成 29 年の人口・世帯数は、7,367 人、2,947 世帯、また、総面積に対する人口密度は 945 人/km²となっている。平成 25 年以降の人口の推移についてみると、彦根市、豊郷町ともに平成 28 年まで増加しているが、平成 29 年は減少している。</p> <p>人口動態は、彦根市において、自然動態は平成 26 年度に増加したが、平成 27 年度以降は減少、社会動態はいずれの年度も増加している。豊郷町において、自然動態はいずれの年度も減少し、社会動態は平成 26 年度に減少したが、その他の年度は増加している。</p>
産業の状況	<p>調査対象地域である彦根市、豊郷町の平成 24 年以降の産業別人口の総数（従業者数合計）は、平成 26 年が最も多くなっている。産業別の就業者数は、彦根市では第 1 次産業および第 3 次産業は平成 26 年が最も多く、第 2 次産業は平成 28 年が最も多くなっている。豊郷町では、第 1 次産業は平成 28 年、第 2 次産業は平成 24 年、第 3 次産業は平成 26 年が最も多くなっている。</p> <p>第 1 次産業では、調査対象地域である彦根市、豊郷町ともに総農家戸数は減少している。第 2 次産業では、事業所数、従業者数および製造品出荷額等は、彦根市、豊郷町のいずれも平成 27 年から平成 28 年にかけて減少しているが、平成 29 年には増加に転じている。第 3 次産業では、年間販売額は、彦根市で経年的に増加、豊郷町では平成 26 年に増加したが、平成 28 年には減少している。</p>
社会的状況	<p>調査対象地域である彦根市、豊郷町ともに田および宅地が多く占める。</p> <p>調査対象地域である彦根市の土地利用計画については、彦根市都市計画マスタープラン（平成 29 年 3 月、彦根市）によると、地域特性を踏まえ、地域の現状や課題などに応じた取組方針を示し、今後の地域単位のまちづくりの指針となる地域別構想がある。調査区域は、新市街地地域、南彦根駅東地域、河瀬地域、稲枝地域に区分される。</p> <p>調査対象地域である豊郷町の土地利用計画については、第 5 次豊郷町総合計画（平成 31 年 3 月、豊郷町）によると、これからの土地利用や基盤整備の指針として、将来の地域構造を田園ゾーン、住宅ゾーン、工業・沿道サービスゾーン、まちの中心核、主要道路、中山道の街並みづくりとし、それぞれのあり方について方針を掲げている。</p>
水面利用、その他の水利用の状況	<p>調査区域は琵琶湖に接し、琵琶湖の流入河川として宇曾川、犬上川、愛知川などが位置している。また、曾根沼や野田沼などの湖沼がある。また、調査対象地域である彦根市および豊郷町では、水道用水として琵琶湖水および地下水を利用している。</p> <p>琵琶湖の利用としては、レジャーと漁業が主な利用形態である。</p> <p>漁業では、琵琶湖は漁業法で海区扱いとされ、エリ漁、刺網漁など多様な漁業が営まれている。しかし、近年は地域の環境変化、琵琶湖の水質悪化、外来魚による食害や水草の影響により漁場環境が悪化し厳しい状況となっており、漁獲量の減少に伴う生産・出荷額の減少や、漁業者の高齢化により漁業従事者が減少しているとされる。</p> <p>調査区域の河川および池沼には内水面共同漁業権（第 5 種共同漁業権）はなく、滋賀県漁業調整規則（昭和 40 年滋賀県規則第 6 号）等による規定内であれば遊漁を行うことができる。滋賀県では県内全域の河川や琵琶湖において、滋賀県漁業調整規則により、魚種別の禁止期間、大きさの制限、漁具・漁法が定められているほか、調査区域内の犬上川の一部には、採捕禁止区域がある。</p>

表 3-1 (5) 対象事業実施区域およびその周囲の概況 (地域特性)

項目	地域特性
交通 の状況	<p>調査区域の交通網は、一般国道 8 号が南東に延び、対象事業実施区域周辺には主要地方道 (県道) 大津能登川長浜線が南東に延びている。このほか、調査区域の北西側には主要地方道 (県道) 彦根近江八幡線、北東側には一般県道三津屋野口線、南西側には主要地方道 (県道) 愛知川彦根線が延びている。</p> <p>調査区域の自動車交通量をみると、平成 27 年度における平日 24 時間の自動車交通量は、一般国道 8 号の区間番号「10310」で 22,960 台と最も多い。対象事業実施区域に最も近い区間は、主要地方道 (県道) 大津能登川長浜線「40170」で、平日 24 時間の自動車交通量は 8,977 台となっている。</p> <p>調査対象地域である彦根市、豊郷町の自動車保有台数の総数をみると、平成 29 年の自動車台数は、彦根市と豊郷町ともに、軽自動車が多く、彦根市は 37,717 台、豊郷町は 3,177 台となっている。</p> <p>調査区域では、対象事業実施区域の北東から南西方向に JR 東海道本線があり、JR 東海道本線と並行して JR 東海道新幹線と近江鉄道本線がある。対象事業実施区域の最寄り駅である河瀬駅の平成 29 年度における 1 日平均乗客数は 3,022 人である。なお、調査区域には JR 東海道新幹線および近江鉄道本線の駅はない。</p>
配慮施設、住宅 の配置の 状況	<p>調査区域には保育所 14 施設、認定こども園 1 施設、幼稚園 4 施設、学校 19 校、特別支援学校 1 校、放課後児童クラブ 10 施設がある。また、医療施設は 4 施設、福祉施設は 29 施設、文化施設は 4 施設ある。また、「人口集中地区 (DID) 平成 27 年」(総務省統計局)によると、調査区域においては、JR 東海道本線の河瀬駅及び南彦根駅周辺が人口集中地区となっているが、対象事業実施区域周辺には人口集中地区は分布しない。</p>
社会的 状況 上水道および 下水道の整備 の状況	<p>調査対象地域である彦根市、豊郷町の給水普及率は、彦根市が 99.8%、豊郷町が 94.0% となっている。調査区域のうち、彦根市の給水区域は、大藪水源系、稲枝水源系、大藪・稲枝混合系に区分されており、対象事業実施区域は稲枝水源系により給水されている。豊郷町には、専用水道区域と簡易水道区域がある</p> <p>調査対象地域である彦根市、豊郷町の公共下水道普及率は、彦根市で 82.5%、豊郷町 100.0%となっている。調査区域の下水道は、公共下水道(琵琶湖流域下水道東北部処理区)と農村集落排水区域がある。下水処理場は東北部浄化センター(彦根市松原町および米原市磯地先)が配置されている。</p>
し尿処理 施設の設 置の状況	<p>調査対象地域である彦根市、豊郷町で発生する生活排水およびし尿は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽(し尿)およびし尿処理施設で処理しており、一部の生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されている。</p> <p>彦根愛知犬上広域行政組合を構成する圏域のし尿処理施設は、彦根市清掃センター衛生処理場と湖東広域衛生管理組合豊楠苑がある。</p>
ごみ処理 施設の設 置の状況	<p>調査区域にある一般廃棄物処理施設は、彦根市清掃センターが配置されている。</p> <p>対象事業実施区域およびその周囲にある産業廃棄物処理施設は、中間処理施設として株式会社杉本商事の焼却施設及び熔融施設、有限会社ヤマダ油脂の固液ろ過施設、有限会社光田産業の破碎施設及び熔融施設が設置されているが、最終処分場は存在しない。</p>
一般廃棄 物	<p>平成 29 年度のごみ総排出量は、彦根市では 36,207 t、豊郷町では 2,220 t であり、平成 28 年度と比較して彦根市、豊郷町ともに減少している。また、彦根市における平成 29 年度のリサイクル率は 16.59%、直接焼却量は 28,255 t となっている。豊郷町における平成 29 年度のリサイクル率は 94.17%、直接焼却量はない。</p> <p>彦根愛知犬上広域行政組合を構成する圏域全体では、平成 29 年度のごみ総排出量は 47,535 t で、資源化量が 14,063t、リサイクル率は 35.52%、直接焼却量は 28,257t となっている。</p>
産業廃棄 物	<p>調査区域の位置する滋賀県において平成 25 年度に排出された産業廃棄物は 3,766 千 t となっている。業種別にみると「水道業」が最も多く 1,118 千 t、次いで「建設業」が 1,041 千 t となっている。種類別でみると「汚泥」が、最も多く 2,014 千 t、次いで「がれき類」の 810 千 t で、全体の 70%以上を占めている。</p>

表 3-1 (6) 対象事業実施区域およびその周囲の概況 (地域特性)

項目	地域特性
都市計画法に基づく地域地区等の決定状況およびその他の土地利用計画	<p>○用途地域等 調査対象地域である彦根市においては、都市計画区域として彦根長浜都市計画区域(彦根地域)が指定されており用途地域の指定があるが、対象事業実施区域には用途地域は指定されていない。なお、豊郷町に都市計画区域は指定されていない。</p> <p>○風致地区および市街化調整区域 調査区域には、彦根長浜湖岸風致地区、荒神山風致地区、古城山風致地区が指定されているが、対象事業実施区域には風致地区は指定されていない。 彦根市域の内、用途地域に指定されていない地域が市街化調整区域に指定されており、対象事業実施区域も市街化調整区域に指定されている。</p>
環境法令等による地域・区域等の指定状況	<p><生活環境等の保全に係る規制の状況> <環境基準></p> <p>○環境基本法 ・大気汚染：以下の環境基準が定められている。 「大気汚染に係る環境基準について」(二氧化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント) 「二氧化硫素に係る環境基準について」 「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」 「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」 ・水質汚濁：「水質汚濁に係る環境基準について」が定められている。 調査区域における環境基準類型指定の状況として、犬上川および愛知川河川のAA類型に、宇曾川は河川のB類型に、琵琶湖は湖沼のAA類型に指定されている。 ・地下水：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」が定められている。 ・土壌汚染：「土壌汚染に係る環境基準について」が定められている。 ・騒音：以下の環境基準が定められている。 「騒音に係る環境基準について」 調査区域には環境基本法に基づく地域の類型のA類型、B類型、C類型の指定地域があり、対象事業実施区域はB類型に指定されている</p> <p>○ダイオキシン類対策特別措置法 ・ダイオキシン類：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)および土壌汚染に係る環境基準」が定められている。 ・廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の大気排出基準、廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準が定められている。</p> <p><規制基準></p> <p>○大気汚染防止法 ・本事業には、大気汚染防止法の排出基準が適用される。 ・総量規制地域：調査区域および対象事業実施区域には、硫酸化物の総量規制地域は指定されていない。</p> <p>○騒音規制法 ・特定工場等の騒音に関する規制基準：調査区域の全域は第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種地域に指定されており、対象事業実施区域は第2種区域に指定されている。 ・特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準：調査区域の全域は第1号区域もしくは第2号区域に指定されており、対象事業実施区域は第1号区域に指定されている。 ・自動車騒音の要請限度：調査区域の一部はa区域、b区域、c区域に指定されており、対象事業実施区域はb区域に指定されている。</p>
社会的状況	

表 3-1 (7) 対象事業実施区域およびその周囲の概況 (地域特性)

項目	地域特性
<p>環境法令等による地域・区域等の指定状況</p> <p>社会的状況</p>	<p><規制基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ○振動規制法 <ul style="list-style-type: none"> ・特定工場等の振動に関する規制基準：調査区域の全域は、第1種区域、第2種区域（Ⅰ）、第2種区域（Ⅱ）に指定されており、対象事業実施区域は第1種区域に指定されている。 ・特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準：調査区域の全域は第1号区域もしくは第2号区域に指定されており、対象事業実施区域は第1号区域に指定されている。 ・道路交通振動の要請限度：調査区域の全域は第1種区域、第2種区域（Ⅰ）、第2種区域（Ⅱ）に指定されており、対象事業実施区域は第1種区域に指定されている。 ○悪臭防止法 <ul style="list-style-type: none"> ・物質濃度規制：調査区域の全域は、悪臭規制地域に指定されており、対象事業実施区域は悪臭規制地域（第2種地域）に指定されている。 ○自動車等から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、いずれの対策地域も指定されていない。 ○水質汚濁防止法 <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質および生活環境項目に係る排水基準が全国一律で定められており、調査区域および対象事業実施区域には、指定水域の水質の汚濁に関係のある地域は指定されていない。 ・水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例により上乗せ基準が定められている。本事業には、上乗せ基準が適用される。 ・滋賀県公害防止条例によりアンチモン含有量について横出し基準が定められている。本事業には、横出し項目のアンチモン含有量の排水基準が適用される。 ○瀬戸内海環境保全特別措置法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域を含む滋賀県は、同法の対象外区域である。 ○湖沼水質保全特別措置法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域は、指定湖沼である琵琶湖の集水域に該当する。 ○下水道法 <ul style="list-style-type: none"> ・施設排水については、下水道放流を行う計画であることから、彦根市下水道条例の適用を受ける。 ○土壤汚染対策法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、要措置区域および形質変更時要届出区域は指定されていない。 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域は、指定区域として指定されていない。 ・廃棄物焼却施設の構造および維持管理に係る基準が定められている。 ○滋賀県公害防止条例 <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染に関する規制：本事業に横出し施設は適用されない。 ・水質の排出基準に関する規制：横出し項目のアンチモン含有量の排水基準が適用される。 ・騒音に関する規制：拡声器の使用制限を定めている。

表 3-1 (8) 対象事業実施区域およびその周囲の概況 (地域特性)

項目	地域特性
<p>環境法令等による地域・区域等の指定状況</p> <p>社会的状況</p>	<p><自然環境等の保全に係る規制の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然公園法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、琵琶湖国定公園が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。 ○自然環境保全法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、原生自然環境保全地域および自然環境保全地域は指定されていない。 ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、生息地等保護区は指定されていない。 ○特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 (ラムサール条約) <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域に位置する琵琶湖は、ラムサール条約登録湿地として指定されている。 ○世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、世界遺産一覧表に記載された文化遺産および自然遺産の区域は指定されていない。 ○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、鳥獣保護区、特別保護地区および特定猟具使用禁止区域 (銃器) が指定されており、対象事業実施区域には鳥獣保護区が指定されている。 ○滋賀県自然環境保全条例 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、滋賀県自然環境保全地域、緑地環境保全地域および自然記念物は指定されていない。 ○ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、生息・生育地保護区は指定されていない。 ○滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域に位置する曾根沼と野田沼がヨシ群落保全区域として指定されており、曾根沼は保全地域に、野田沼は普通地域に区分されている。 ○森林法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、保安林および地域森林計画対象民有林が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。 ○都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、6件の「保存樹」および1件の「保存樹林」が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。 <p><土地利用に係る規制の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、用途地域が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。 ・調査区域には、彦根長浜湖岸風致地区、荒神山風致地区、古城山風致地区が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。 ○国土利用計画法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域が指定されている。対象事業実施区域には、都市地域および農業地域が重複指定されている。

表 3-1 (9) 対象事業実施区域およびその周囲の概況 (地域特性)

項目	地域特性
<p>環境法令等による地域・区域等の指定状況</p> <p>社会的状況</p>	<p><土地利用に係る規制の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産緑地法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、生産緑地地区は指定されていない。 ○砂防法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、砂防指定地は指定されていない。 ○地すべり等防止法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、地すべり防止区域は指定されていない。 ○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、急傾斜地崩壊危険区域が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。 ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域が指定されている。また、対象事業実施区域の一部には土砂災害警戒区域（土石流）が指定されている。 ○都市緑地法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、緑地保全地域および特別緑地保全地区は指定されていない。 ○河川法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域流れる犬上川、宇曾川、愛知川および平田川、野瀬川、江面川、安食川、豊郷川、文禄川、額戸川、不飲川の11河川には河川区域の堤内側に河川保全区域が指定されている。また、河川区域より10m内の堤内の琵琶湖は、河川保全区域として指定されている。 ○宅地造成規制法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、宅地造成工事規制区域は指定されていない。 ○古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域は古都に指定されておらず、調査区域および対象事業実施区域には、歴史的風土保存区域は指定されていない。 ○彦根市景観条例 <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地域に位置する彦根市は、全域が景観計画区域に指定されている。 ・調査区域には、琵琶湖・内湖景観形成地域および朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域が指定されているところもあるが、対象事業実施区域およびその周辺は、田園集落景観ゾーンに指定されている。 ○ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例 <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県全域（景観行政団体である市町の区域を除く）は、景観計画区域に指定されている。なお、景観行政団体である彦根市については、上記の彦根市景観計画により別途指定されている。 ・景観計画区域における特に景観上重要な地域・区域として、「琵琶湖景観形成地域」、「琵琶湖景観形成特別地区」、「沿道景観形成地区」、「河川景観形成地区」を指定しているが、調査区域はこれらの景観形成地域、景観形成特別地区、景観形成地区、景観形成地区は指定されていない。

表 3-1 (10) 対象事業実施区域およびその周囲の概況 (地域特性)

項目	地域特性
社会的状況	<p>環境法令等による地域・区域等の指定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業振興地域の整備に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、農用地区域が指定されている。 ○国有林野の管理経営に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・調査区域および対象事業実施区域には、国有林野は指定されていない。
	<p>環境保全に関する計画等</p> <p>滋賀県、彦根市および豊郷町が策定している環境保全に関する計画等は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第五次滋賀県環境総合計画 (滋賀県、平成 31 年) ・第 2 期彦根市環境基本計画および地域行動計画 (彦根市、平成 23 年) ・滋賀県低炭素社会づくり推進計画 (滋賀県、平成 29 年) ・第四次滋賀県廃棄物処理計画 (滋賀県、平成 28 年) ・彦根市一般廃棄物処理基本計画 (彦根市、平成 30 年改定) ・彦根市緑の基本計画 (彦根市、令和元年改定) ・滋賀県景観計画 (滋賀県、平成 21 年) ・彦根市景観計画 (彦根市、平成 19 年)

第4章 環境影響評価を実施しようとする地域

環境影響評価を実施しようとする地域(以下「調査地域」という。)は、「滋賀県環境影響評価技術指針」(平成11年滋賀県告示第124号)における「第4章 環境影響を受ける範囲と認められる地域」を参考に、事業特性、地域特性を考慮して図4-1に示す対象事業実施区域から2kmの範囲を設定した。調査地域の設定の考え方は表4-1に示すとおりである。

なお、景観については、計画段階環境配慮書に対する知事意見、彦根市長意見、一般意見において、対象事業実施区域から2kmの調査地域以遠に主要な眺望点の存在が指摘されており、上記で設定した調査地域にかかわらず、調査対象項目の地域特性に応じて必要と認められる調査地域を設定した。

表 4-1 調査地域の設定の考え方

調査地域は、以下の ~ の範囲を包含する範囲とする。

対象事業実施区域から 1km の範囲内の区域。

煙突排ガスの影響範囲(対象事業実施区域から 1.2km の範囲:煙突から排出される大気汚染物質の最大着地濃度地点までの距離の約 2 倍の範囲^{注)})を十分に包含する範囲内の区域。

「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書(令和2年4月)において、煙突排ガスによる大気質の予測を行った結果、対象事業実施区域から年平均最大着地濃度地点までの距離は約 0.6 km と予測された。

対象事業実施区域からの雨水放流先である宇曾川に流入するまでの範囲。なお、新ごみ処理施設から発生する施設排水は施設内で処理後、公共下水道に放流する計画である。

主な関係車両の走行ルートである市道整備区間および県道 2 号大津能登川長浜線を含む対象事業実施区域から 2km の範囲内の区域。

注)「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成 18 年 9 月、環境省)において、煙突排ガスの最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んだ範囲を調査地域として設定する方法が示されている。

第5章 計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解

5.1 知事意見およびそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第5条の6第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの知事意見およびそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 5-1 知事意見およびそれに対する事業者の見解

知事意見	事業者の見解
1 全般的事項	
<p>(1) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺の地域住民等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、本事業の内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。</p>	<p>今後の手続を進めるに当たっては、環境影響評価手続における住民説明会のほか、周辺の地域住民に対して、素案段階で事前に情報提供や説明を行い、本事業における環境影響および環境保全について、丁寧に周知・説明し、理解を得るよう努めます。</p>
<p>(2) 焼却施設、リサイクル施設の処理方式および処理フロー、事業実施想定区域周辺での道路整備計画を踏まえた関係車両の走行ルート等、本事業の内容を方法書に具体的に示すこと。なお、計画段階環境配慮書における複数案から当該事業に至った経緯についても記述すること。</p>	<p>焼却施設やリサイクル施設の処理方式や処理フロー、事業実施想定区域周辺での道路整備計画を踏まえた関係車両の走行ルート等、本事業の具体的な内容は方法書に示し、調査・予測・評価の手法を設定しました。</p> <p>なお、計画段階環境配慮書における複数案に基づく事業計画に係る検討経緯については、方法書において記述するとともに、詳細については、調査、予測・評価の検討を踏まえて、準備書以降において記述します。</p>
<p>(3) 方法書以降の手続において、動物・植物や文化財等の計画段階配慮事項に選定されていない環境要素に係る項目を適切に追加し、調査、予測および評価を行うこと。その際、琵琶湖国定公園区域である荒神山、有形文化財の荒神山神社遥拝殿、地域の集落等が事業実施想定区域に近接している地域特性に留意すること。</p>	<p>本事業の内容、事業実施想定区域およびその周囲の自然的状況・社会的状況、計画段階環境配慮書に対する意見等を踏まえ、計画段階配慮事項に選定されていない環境要素に係る項目を適切に追加し、調査、予測および評価を行います。また、その際、事業実施想定区域に近接している琵琶湖国定公園区域の荒神山、有形文化財の荒神山神社遥拝殿、地域の集落等に十分留意します。</p>
<p>(4) 計画段階環境配慮書に係る記述内容に、不十分または不適切な点がみられたことから、方法書以降の図書の作成に当たっては、使用する文献やデータの出典元に誤りがないこと等を確認すること。</p>	<p>計画段階環境配慮書における複数案の設定根拠については、再整理を行い方法書に記載しました。また、方法書以降の手続においては、使用する文献やデータは、出典元に誤りがないこと等を確認したうえで調査、予測および評価に適切に反映させます。</p>
<p>(5) 事業実施想定区域の一部が土砂災害警戒区域および洪水浸水想定区域（愛知川・宇曾川）に指定されていることから、大雨による土石流、浸水等の自然災害への対策を十分講ずることにより、災害に配慮した施設となるよう検討すること。</p>	<p>事業実施想定区域においては、敷地全体を嵩上げし、建屋内の配置上の工夫（電気室や制御室を2階に配置するなど、重要設備の浸水を防ぐ）により、大雨による土石流、浸水等の自然災害への対策を十分講ずることにより、災害に配慮した施設となるよう検討します。</p>

知事意見	事業者の見解
<p>(6) 滋賀県の「しがCO₂ネットゼロ」ムーブメント」の推進や資源の有効活用の観点から、サーマルリサイクルやマテリアルリサイクルに関する技術を積極的に導入する等、地域における循環型社会の形成に資する施設となるよう検討すること。</p>	<p>本事業では、新ごみ処理施設整備基本計画（令和元年10月）において、施設整備の理念として、資源循環・エネルギーの回収に優れた循環型社会基盤施設をあげており、ごみからのマテリアルリサイクル、サーマルリサイクルを積極的に行い、循環型社会の形成に貢献できる施設整備を検討していきます。</p>
2 個別的事項	
<p>(1) 大気質 焼却方法や排ガス処理方法等、焼却施設の内容を明確にするとともに、排ガスの諸元を適切に設定し、事業実施想定区域に荒神山が近接する等の地勢、煙突周辺の建物形状や気象条件を十分に考慮したうえで調査、予測および評価を行うこと。</p>	<p>大気質に係る調査については、現地における上空風の年間連続観測、現地拡散実験等を実施し、荒神山が近接する等の地勢の影響を考慮した詳細な気象条件を把握します。また、焼却方法や排ガス処理方法等、焼却施設の内容を明確にするとともに、排ガスの諸元を適切に設定し、煙突周辺の建物形状を十分に考慮したうえで予測および評価を行います。</p>
<p>(2) 騒音・振動 焼却施設やリサイクル施設の内容および本事業に係る関係車両の走行ルートや通行量等を適切に設定し、調査、予測および評価を行うこと。</p>	<p>騒音・振動に係る調査については、本事業に係る関係車両の走行ルートおよび保全対象の位置を考慮した調査地点を適切に設定し、実施します。また、焼却施設やリサイクル施設の内容および関係車両の通行量等を適切に設定し、施設騒音・振動、道路交通騒音・振動の予測および評価を行います。</p>
<p>(3) 動物・植物 事業実施想定区域およびその周辺には、耕作されていない水田等の湿地や水路が存在していることから、これらの環境に生息または生育する水生生物や湿生植物に係る調査地点を適切に設定し、調査、予測および評価を行うこと。</p>	<p>水生生物や湿生植物については、主要な生息・生育環境として、耕作されていない水田等の湿地や水路に注目し、対象事業実施区域周辺の200mの範囲に調査地点を設定し、調査、予測および評価を行います。</p>
<p>(4) 景観 事業実施想定区域は彦根市景観計画における「田園集落ゾーン」に位置していることから、当該計画の趣旨を踏まえた施設内容や調査地点を設定し、調査、予測および評価を行うこと。 その際、荒神山、荒神山神社遥拝殿、地域の集落等が事業実施想定区域に近接していることに留意するとともに、周辺からの眺望景観についても十分な予測および評価を行えるよう調査地点を設定すること。</p>	<p>景観については、彦根市景観計画に留意し、事業実施想定区域が位置する「田園集落ゾーン」における景観形成基本方針および指針に基づいて本事業に係る景観保全方針を検討します。この景観保全方針に基づいて、計画施設の自然環境等と調和を考慮した施設内容や調査地点を設定し、調査、予測および評価を行います。 また、その際、事業実施想定区域に近接している荒神山、荒神山神社遥拝殿、地域の集落等に留意するとともに、周辺からの眺望景観についても十分な予測および評価を行えるよう調査地点を設定します。</p>

知事意見	事業者の見解
3 その他	
<p>本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、環境基本法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭規制法、彦根市景観計画等の各種法令等を遵守するとともに、対象事業実施区域周辺地域の環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行います。</p>

5.2 彦根市長の意見およびそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第5条の6第2項の規定に基づく環境の保全の見地からの彦根市長の意見ならびにそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 5-2 彦根市長の意見およびそれに対する事業者の見解

彦根市長意見	事業者の見解
1. 予測・評価（文化財）	
<p>事業実施区域隣接地の彦根市指定文化財 荒神山神社遥拝殿(旧観徳殿)について、指定文化財としての規制や制限はないが、荒神山神社の宗教活動への配慮が必要と考えられるため、影響調査していただきたい。</p>	<p>方法書において、「荒神山神社遥拝殿」の現況調査および予測評価を計画し、事業の実施による影響について検討します。</p>
2. 予測・評価（景観）	
<p>古城山風致地区(山崎山)も景観資源として位置付けた方がよい。</p>	<p>方法書において、景観資源の「古城山風致地区(山崎山)」の現況調査を計画しました。</p>
<p>主要な眺望点に来客や往来の多い荒神山公園、朝鮮人街道沿道(南、北)、湖岸道路からの施設(煙突)と山の稜線との関係を確認する眺望景観が必要ではないか。</p> <p>設定した主要な眺望点から見える施設では不十分なところがある。荒神山周縁の景観資源(表 5.3-2 中、1,3,5,6,7,8,9,10)を視点場として、荒神山を背景に施設がどのように見える(見えない)かのシミュレーションが必要ではないか。</p>	<p>配慮書では一般的に入手可能な文献資料等で確認された主な眺望点からの計画施設を含む眺望景観を調査対象としました。</p> <p>ご意見を踏まえ、方法書において、荒神山公園、朝鮮人街道沿道、湖岸道路などの眺望点の現況調査を計画しました。また、準備書においては、これらの眺望点からの荒神山や山崎山を背景とした計画施設の見え方について予測を行います。</p>
<p>視対象(当該施設)の方向を見た写真が必要ではないか(見えないことを示すもの)。視対象を背後にした写真は本調査での必要性は低い。</p> <p>本来は、荒神山(山崎山を含む)が大きな視対象となるため、上記のような山以外の視点場から見た眺望景観を考えた時に、荒神山や山崎山の稜線と施設(煙突)との関係を確認する必要があるのではないか。</p>	
<p>朝鮮人街道・湖岸道路等から荒神山や山崎山を背景とした視対象としたときのフォトモンタージュでの予測結果が必要ではないか。</p>	
<p>山崎山の視点場において、施設(煙突)側を見た時に、どう映るのかの確認も必要ではないか。</p> <p>予測結果において、景観資源としていない高取山の山並みのスカイラインが含まれることについて、高取山の景観が重要であることの説明を加えるべきではないか。</p>	<p>配慮書において文献を元に山崎山城址を主要な眺望点として選定していますが、当該箇所から事業実施想定区域方向は視認できないことを確認しています。</p> <p>ご意見を踏まえ、方法書において、地域の景観特性を踏まえた適切な視点場や景観資源について再検討を行い、現況調査を計画しました。</p>

5.3 一般意見およびそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第5条の5第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの一般の意見ならびにそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 5-3 一般意見およびそれに対する事業者の見解

一般意見（概要）	事業者の見解
<p>1 事業の目的および内容</p> <p>荒神山正面の山麓に広域のごみ処理施設が建設されることから風評被害による神社としての損失を心配しています。施設建設による神社等への科学的・物理的な影響調査と、実感的・心情的な影響について十分に検討いただきたい。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、滋賀県環境影響評価条例に基づき、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査・予測を行うとともに、必要な環境保全措置の検討を行い、周辺地域の環境の保全に配慮した事業計画の立案を行ってまいります。</p> <p>具体的には、焼却施設の煙突排ガス、各施設からの騒音・振動、施設の存在による眺望景観への影響等について、科学的・物理的、実感的・心情的な影響調査を行います。今後の方法書以降の手續きにおいては、現地の環境の状況を把握したうえで、各影響の予測評価を行い、必要な環境保全対策を検討することで、風評被害が生じることのないよう努めます。</p> <p>また、整備するごみ処理施設そのものについても、環境面での法令遵守はもとより、ごみ処理以外の機能（啓発機能・自主避難所機能等）を併せ持った親しまれる施設になるよう努めることで、神社の尊厳を害することのないよう努めます。</p>
<p>礼拝施設である遥拝殿から出来る限り対象施設を遠ざけていただきたい。</p>	<p>配慮書において、施設の配置に係る複数案を設定のうえ、騒音・振動および悪臭に係る影響の程度について評価を行いました。</p> <p>今後、配慮書の検討結果を踏まえて、施設の配置計画を検討し、準備書段階で予測・評価のための事業者案をお示しする予定です。</p>
<p>ごみ処理施設の煙突より高くて近い距離に神社（礼拝所）があるような例が他にあれば調べていただきたい。</p>	<p>ごみ処理施設の近傍に神職が常駐すると考えられる神社が存在する例について今後調査を行い、環境影響評価や事業計画の策定にあたって参考とします。</p>
<p>彦根市・犬上郡・愛荘町全域からの家庭ごみが、荒神山神社の正面麓に位置する場所に集められること、長期的に礼拝施設より低い位置にある煙突から排気が行われる状態は、公然と崇敬の対象物の尊厳を害する不敬行為と感じられる。</p>	<p>方法書以降の手續において、煙突排ガスの影響を対象とした現況調査、予測および環境保全措置の検討を行います。崇敬の対象物である荒神山神社の尊厳を害することのないよう、周辺地域も含めた環境保全に努めます。</p>

一般意見（概要）	事業者の見解
<p>3 炉×50t/日、もしくは 150t/日以上処理能力となる施設にして頂きたい。(災害時対応を含めると 3 炉×80t/日、24 時間稼働も検討いただきたい。)</p> <p>リサイクル施設も 50～60t/日などの大規模施設としていただきたい。</p>	<p>焼却施設の炉数については、本施設の施設整備基本計画において 2 炉構成および 3 炉構成の比較検討を行っております。その結果、建設費や維持管理費、必要面積等が相対的に低くなり、経済性および周辺環境との調和の観点で優位と考えられる 2 炉構成で計画することとしました。</p> <p>配慮書で示した焼却施設とリサイクル施設の処理能力の計画値は、施設整備基本計画の中で実施した将来のごみ量予測に加え、焼却施設については災害廃棄物の受入れも考慮して設定したものです。今後、1 市 4 町統合の一般廃棄物処理基本計画を策定していく中で、改めて処理能力の計画値も検討していきます。</p>
<p>水銀値において、法規制基準値が新ごみ処理施設公害防止基準と同じ「$30\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$以下」であるが、当新ごみ処理施設をもっと厳しく設定すべきである。</p> <p>十二分に環境に配慮していただきたい。</p>	<p>本施設の排ガス処理の方式としては、排ガス中への活性炭吹込み+バグフィルタでの捕集を行う計画であり、これは水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出抑制対策として、一般廃棄物焼却施設に求められる「利用可能な最良の技術」として定められたものであり、水銀における法令の公害防止基準値「$30\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$以下」を遵守する計画としています。</p> <p>煙突排ガス中の水銀濃度は、水銀含有廃棄物（水銀体温計・血圧計など）が焼却対象物に混入した時に、瞬時的に否応なく高い値となります。瞬時的に煙突排ガス中の水銀濃度が高くなった際には、緊急的に活性炭吹込量を増やす等により濃度の低下を図ります。したがって、投入されるごみの影響を大きく受けてしまうため、施設として自主基準値を厳しく設定することができません。</p> <p>排ガス中の水銀濃度低減のためには、水銀含有廃棄物の分別排出徹底が最も有効です。水銀含有廃棄物が可燃ごみと分別して排出・処理されるよう、啓発を進めてまいります。</p>
<p>町内を通る県道 2 号線に関して、工事車両や新施設開設後の主要なごみ収集運搬車両の搬入路となることで、交通事故の多発が憂慮されるため、中沢信号交差点および県道 2 号線の狭隘箇所の解消を図っていただきたい。</p>	<p>供用開始後のアクセス道路については、現在彦根市が整備計画の検討を行っています。施設周辺の道路整備は、安全面も含め、彦根市の道路整備計画の中で検討されます。</p> <p>また、工事用車両の走行ルートの設定に当たっては地元住民の意見を勘案しつつ道路管理者と協議の上設定します。</p> <p>これを踏まえ、方法書以降の手続きにおいて、工事用車両、ごみ収集運搬車の走行による影響について調査、予測・評価を実施します。</p>

一般意見（概要）	事業者の見解
<p>交通量の分散化を図るとともに、主要な搬入路の変更をしていただきたく、町内西側に位置する安食川の右岸側に新設道路を敷設していただきたい。</p>	<p>施設周辺の道路整備にあたっては、アクセス道路を含め、今後彦根市が整備を行います。方法書において、彦根市が計画している市道整備計画における事業実施想定区域へのアクセスルートを示しました。</p>
<p>環境配慮書にはゴミ等の外部の搬入、搬出路が示されていないが、早期に開示していただきたい。</p>	<p>施設周辺の道路整備にあたっては、アクセス道路を含め、今後彦根市が整備を行います。方法書において、彦根市が計画している市道整備計画における事業実施想定区域へのアクセスルート（ゴミ等の搬入・搬出路）を示しました。</p>
<p>今回の計画で、宇山崎内の道路に毎日 400～500 台以上の車の出入りがないように配慮してほしい。現在山崎の字内の道路交通量が現在以上となることは避けていただきたい。</p>	<p>施設周辺の道路整備にあたっては、アクセス道路を含め、今後彦根市が整備を行います。方法書において、彦根市が計画している市道整備計画における事業実施想定区域へのアクセスルートを示しました。</p> <p>アクセスルートの設定にあたっては、可能な限り既存の集落内道路の通行は避けるように検討します。また、毎日 400～500 台以上の車両の出入りは、現在の彦根市清掃センターへの直接持込車両が多いことによります。今後、新施設の稼働に向け、出入り車両の台数の低減を図ってまいります。</p>
<p>整備事業に係る基本計画の中に、各圏域ポイントでの有害物質の定点観測ポストを設置していただきたい。</p>	<p>方法書以降の手續において、大気質の影響に係る詳細な調査、予測を行い、必要な環境保全対策を検討のうえ施設計画に確実に反映することにより、周辺地域の環境を保全します。</p> <p>定点観測ポストにつきましては、施設の外に観測機を設置すると、施設稼働以外の影響を受ける可能性が高く、施設稼働による直接的な影響把握を行えません。したがって、本施設においては、煙突出口において排ガス中に含まれる有害物質濃度のモニタリング設備を設置し、排ガス中の大気汚染物質に係る公害防止基準値を確実に遵守するとともに、その結果を適切に公開することにより、周辺環境への影響の防止を図ってまいります。</p>

一般意見（概要）	事業者の見解
<p>定点観測ポイントと中央コントロール間を結び、運転状況における各有害物質の飛散量のチェック、また施設整備の運転の停止、点検等を行い、住民が安心して生活できる整備事業であってほしい。</p>	<p>方法書以降の手続において、大気質の影響に係る詳細な調査、予測を行い、必要な環境保全対策を検討のうえ施設計画に確実に反映することにより、周辺地域の環境を保全します。</p> <p>施設の稼働にあたっては、煙突出口において排ガス中に含まれる有害物質濃度のモニタリング設備を設置し、排ガス中の大気汚染物質に係る公害防止基準値の遵守を徹底します。また、必要な点検等を行い、施設の安定稼働および周辺への環境負荷の低減、住民の皆様が安心して生活できる環境の確保に努めます。</p>
<p>2 計画段階配慮事項の選定</p>	
<p>計画段階配慮事項に荒神山神社についても選定されるべきであり、荒神山神社の環境への万全の配慮と安心の確保に積極的に取り組んでいただきたい。</p>	<p>荒神山神社については、方法書以降の手続きにおいて、事業の実施により影響が想定される評価項目を設定し、調査、予測評価を行い、環境への万全の配慮と安心の確保に努めてまいります。</p>
<p>3 計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の結果</p>	
<p>ごみ処理施設および煙突排気口から荒神山神社拝殿までの距離、高低差、年間の風向、排気の流れや騒音、異臭の影響等について調査の上、説明して頂きたい。</p>	<p>方法書以降の手続において、大気質や騒音、悪臭を評価項目に選定のうえ、事業実施想定区域および周辺地区における環境調査、施設の稼働等に係る影響の予測および必要な環境保全措置の検討を行います。なお、各影響の予測にあたっては、ごみ処理施設および煙突排気口から荒神山神社拝殿までの距離、高低差、年間の風向、排気の流れや騒音、悪臭の現況等について調査を行います。</p>
<p>景観について、ごみ処理施設と荒神山が重なって見える様々な場所（彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町・愛荘町・東近江市（旧湖東町や愛東町））の各地点からの景観をお示しいただきたい。</p>	<p>方法書以降の手続において、景観資源、眺望点の再検討を行い、事業実施想定区域周辺を視点場として荒神山を背景にしたときのごみ処理施設の見え方について検討を行います。</p> <p>なお、施設の存在に伴う景観に係る環境影響を受ける恐れがあると認められる範囲は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月、建設省監修）より事業実施想定区域から半径3km程度と想定されるため、この範囲に含まれる彦根市および豊郷町を対象に調査、予測および評価を行うことを想定しています。</p>

一般意見（概要）	事業者の見解
<p>ごみ処理施設や煙突が、神社が鎮座する荒神山山頂の前にどのように見えるかを確認し、景観による影響を示していただきたい。</p>	<p>方法書以降の手續において、景観資源、眺望点の再検討を行い、事業実施想定区域周辺を視点場とし、神社が鎮座する荒神山山頂を背景にしたときのごみ処理施設の見え方について検討を行います。</p> <p>なお、施設の存在に伴う景観に係る環境影響を受ける恐れがあると認められる範囲は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月、建設省監修）より事業実施想定区域から半径3km程度と想定されるため、この範囲に含まれる彦根市および豊郷町を対象に調査、予測および評価を行うことを想定しています。</p>
<p>煙突の高さ Y 案 80m では航空法の制約より煙突面を赤色で着色することになっているが、その場合の眺望景観への影響等について言及されていないのはなぜか。</p>	<p>航空法において、地上高さ 60m 以上の建築物にはその規模や立地条件に応じて航空障害灯または赤色の昼間障害標識を設置することとなっています。配慮書の段階ではこれらの設置内容は未定であるため煙突高さの違いによる影響について検討を行いました。今後の事業計画の検討において、航空法に基づく措置が必要となった場合には、煙突の色彩も考慮の上、景観への影響を検討します。</p>
<p>4 その他</p>	
<p>6月9日～6月22日まで「配慮書」を借用したい。</p>	<p>配慮書は、縦覧期間後も引き続き当組合ホームページでご覧いただくことが出来ます。また、縦覧期間後ご要望があれば貸し出しにも対応します。</p>
<p>配慮書の縦覧期間を、意見書提出と同じ6月22日まで伸ばしてほしい。</p>	<p>配慮書は、縦覧期間後も引き続き当組合ホームページでご覧いただくことが出来ます。縦覧期間後ご要望があれば貸し出しにも対応します。</p>
<p>配慮書の縦覧期間と、意見書提出期間を合わせてほしい。</p>	<p>滋賀県環境影響評価条例において、配慮書の縦覧期間は1月間と定められていますが、意見書提出期間に関する規定はありません。</p> <p>一方、同条例において、環境影響評価方法書の縦覧期間は1月間、意見書提出期間は縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間とされています。</p> <p>本事業においては、配慮書の縦覧等について、方法書に係る規定を参考に、縦覧期間および意見書提出期間を設定しました。</p> <p>なお、配慮書は縦覧期間後も引き続き当組合ホームページでご覧いただくことが出来ます。また、縦覧期間後ご要望があれば貸し出しにも対応します。</p>

一般意見（概要）	事業者の見解
<p>配慮書は誰が作り、誰が監修しているのか。基準を厳しくすればするほど、財源が増える。近隣府県での施設と比較して、設定基準等遜色のない施設を作っていただきたい。</p>	<p>配慮書は本組合がコンサルタントの協力を得ながら作成しました。</p> <p>配慮書に記載している公害防止基準値は、施設整備基本計画検討委員会からのご意見も踏まえて適正に設定しており、現在の彦根市清掃センターよりも厳しい基準値となっているほか、全国の施設と比較しても十分低い値となっております。新施設の供用後は現在の彦根市清掃センターは廃止となりますので、施設の更新により環境の改善が図られるものと考えております。今後の施設計画においても、多くの方々からのご意見を踏まえて、より良い施設を目指して検討を進めてまいります。</p>
<p>建設当時の職員さん達にとっても後々まで誇れる環境に十二分に配慮した施設となる様、ご尽力ください。</p>	<p>多くの方々からのご意見を踏まえて、環境に十二分に配慮したより良い施設を目指して検討を進めてまいります。</p>
<p>山崎山の崩壊防止対策事業、土砂災害防止法の際のように、地元と協力して事業を進めて頂きたい。</p>	<p>地元の住民の皆様のご理解とご協力を賜りながら、災害防止、環境保全に配慮して事業を進めてまいります。</p>

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法

6.1 環境影響評価の対象事業

環境影響評価の対象事業は焼却施設の設置であり、対象事業実施区域は現在主に耕作地となっている。なお、環境影響評価の実施にあたっては、対象事業実施区域内で計画している関連施設であるリサイクル施設の事業影響も考慮した。

以上を踏まえて、環境影響評価で対象とする事業（行為・要因）を、以下の①～③に示す通り選定する。

- ① 対象事業実施区域の造成に伴う土地の改変
- ② 「焼却施設」および「リサイクル施設」に係る工事の実施
- ③ 「焼却施設」および「リサイクル施設」に係る存在および供用

6.2 環境影響要因の区分

対象事業の実施に係る環境影響要因は、本事業に係る「工事の実施」および「土地または工作物の存在および供用」において、表 6.2-1に示すものが考えられる。

表 6.2-1 環境影響要因の区分

環境影響要因		想定される事業活動の内容
工事の実施	土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域は現在主に耕作地となっている土地であり、造成工事に伴い、自然環境の改変が生じる。 ・造成工事に伴い、一時的に裸地面が発生し、降雨時に周辺河川（宇曾川）に濁水が流出する可能性がある。 ・造成工事や施設の建設工事に際して、建設副産物（建設発生土）が発生する。
	重機の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事、施設の建設工事を実施するため、各種の重機（建設機械）が稼働する。
	工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用の資材および機械の搬出入等に際して、日夏町、賀田山町、稲里町の住居地域を迂回して対象事業実施区域に至る現道を工事用車両が走行する。
土地または工作物の存在および供用	施設の存在 ^{注)}	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに「焼却施設」および「リサイクル施設」が出現する。
	施設の稼働 ^{注)}	<ul style="list-style-type: none"> ・「焼却施設」および「リサイクル施設」が稼働する。
	施設関連車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・「焼却施設」および「リサイクル施設」への関係車両（パッカー車ほか）が、一般国道8号や主要地方道大津能登川長浜線（県道2号）から、対象事業実施区域の位置する清崎町に隣接する日夏町、賀田山町、稲里町の住居地域を迂回して彦根市が整備する市道を走行する。

注) ここでは、「滋賀県環境影響評価技術指針」（平成11年滋賀県告示第124号）における「工作物」を「施設」と読み替える。また、以降の文章において、環境影響要因の小項目を「施設の存在」「施設の稼働」と定義する。

6.3 環境影響評価の対象とした環境要素

対象事業に係る環境影響評価項目の選定については、事業特性、地域特性、計画段階配慮事項の検討の経緯および「第5章 計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解」に示す知事意見、彦根市長意見および一般意見等を踏まえ、「滋賀県環境影響評価技術指針」（平成11年滋賀県告示第124号）に基づき、対象事業の実施に伴う環境影響要因が当該要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性を勘案して検討した。

選定した環境影響評価の項目は、表 6.3-1に示すとおりである。

選定した影響要素は、「大気質」、「騒音」、「超低周波音」、「振動」、「悪臭」、「水質（水の濁り）」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「廃棄物等」、「温室効果ガス」、「文化財」および「伝承文化」である。

表 6.3-1 環境影響要因と環境要素の関連

環境要素		環境影響要因	工事の実施			存在・供用			想定される環境影響の内容
			土地の 改変	重機 の稼働	工事用 車両の 走行	施設 の存在	施設 の稼働	施設 関連車 両の走 行	
大気環境	気 象	特異な気象							—
		局地気象							—
		日照障害							—
	大気質	二酸化硫黄					○		【存在・供用】 施設の稼働
		窒素酸化物		○	○		○	○	【工事の実施】 重機の稼働・工事用車両 【存在・供用】 施設の稼働・施設関連車両
		浮遊粒子状物質		○	○		○	○	【工事の実施】 重機の稼働 【存在・供用】 施設の稼働
		粉じん等		○			○		【存在・供用】 施設の稼働
		その他の物質					○		【存在・供用】 施設の稼働
	騒 音		○	○		○	○	【工事の実施】 重機の稼働・工事用車両 【存在・供用】 施設の稼働・施設関連車両	
	超低周波音					○		【存在・供用】 施設の稼働	
	振 動		○	○		○	○	【工事の実施】 重機の稼働・工事用車両 【存在・供用】 施設の稼働・施設関連車両	
	悪 臭					○	○	【存在・供用】 施設の稼働・施設関連車両	
電波障害							—		
水環境	水 象	流向・流速・流量						—	
	水 質	水の濁り	○					【工事の実施】 土地の改変	
		水の汚れ						—	
	水底の 底 質	水底の泥土						—	
		底質の汚れ						—	
地下水	水位・流れ						—		
	水 質						—		
土壌環境	地形および地質 (重要な地形および地質)							—	
	地 盤	安定性						—	
		地盤沈下						—	
	土 壤	汚 染						—	
機 能							—		
生 物	動 物		○	○				【工事の実施】 土地の改変・重機の稼働	
	植 物		○						
	生態系		○	○					
人と自然との豊かな 触れ合い	景 観				○			【存在・供用】 施設の存在	
	人と自然との触れ合いの活動の場			○	○		○	【工事の実施】 工事用車両 【存在・供用】 施設の存在・施設関連車両	
環境負荷	廃棄物等		○			○		【工事の実施】 土地の改変 【存在・供用】 施設の稼働	
	温室効果ガス			○	○		○	【工事の実施】 重機の稼働・工事用車両 【存在・供用】 施設の稼働・施設関連車両	
放射性物質	放射線の量							—	
歴史的遺産	文化財		○	○	○		○	【工事の実施】 重機の稼働・工事用車両 【存在・供用】 施設の存在・施設関連車両	
	伝承文化		○	○	○		○	【工事の実施】 重機の稼働・工事用車両 【存在・供用】 施設の存在・施設関連車両	

注) その他の物質：塩化水素、水銀およびその化合物、ダイオキシン類

6.4 環境影響評価の対象とした環境要素の選定理由

「大気質」、「騒音」、「超低周波音」、「振動」、「悪臭」、「水質（水の濁り）」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「廃棄物等」、「温室効果ガス」、「文化財」および「伝承文化」の項目について、表 6.4-1の理由により本事業の実施に伴い周辺環境に影響を与えるおそれがあると考えられることから、環境影響評価の対象とすべき環境要素として選定した。

表 6.4-1(1) 選定した環境要素およびその理由

環境要素の区分		選定した理由
大気質	(二酸化硫黄、その他の物質)	対象事業実施区域周辺に集落が存在し、焼却施設等の稼働に伴い、これらの集落における大気質への影響が想定されることから選定した。 なお、施設の稼働に伴う大気質（二酸化硫黄、その他の物質のうちダイオキシン類）の影響については、計画段階環境配慮書およびその後の追加検討において、既存の気象観測所等の観測結果を用いた予測を行っている。今後の環境影響評価においては、現地の気象状況を詳細に把握するための地上気象・上層気象の調査、予測において地形の影響を考慮するための現地拡散実験、対象事業実施区域およびその周辺における大気質に係る現地調査を実施したうえで、想定される建物形状等の施設計画、地形の起伏および現況の大気汚染の状況等の地域特性ならびに環境保全のための措置を考慮した詳細な影響予測を実施する。
	(窒素酸化物、浮遊粒子状物質)	対象事業実施区域周辺に集落が存在し、建設工事に伴う重機の稼働および工事用車両の走行、焼却施設等の稼働および施設関連車両の走行に伴い、これらの集落における大気質への影響が想定されるほか、工事用車両および施設関連車両の走行に伴い、環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校等）における大気質への影響が想定されることから選定した。 なお、施設の稼働に伴う大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の影響については、計画段階環境配慮書およびその後の追加検討において、既存の気象観測所等の観測結果を用いた予測を行っている。今後の環境影響評価においては、現地の気象状況を詳細に把握するための地上気象・上層気象の調査、予測において地形の影響を考慮するための現地拡散実験、対象事業実施区域およびその周辺における大気質に係る現地調査を実施したうえで、想定される建物形状等の施設計画、地形の起伏および現況の大気汚染の状況等の地域特性ならびに環境保全のための措置を考慮した詳細な影響予測を実施する。
	(粉じん等)	対象事業実施区域周辺に集落が存在し、建設工事に伴う重機の稼働および焼却施設等の稼働に伴い、これらの集落における大気質への影響が想定されることから選定した。
騒音	対象事業実施区域周辺に集落が存在し、建設工事に伴う重機の稼働および工事用車両の走行、焼却施設等の稼働および施設関連車両の走行に伴い、これらの集落における騒音の影響が想定されるほか、工事用車両および施設関連車両の走行に伴い、環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校等）における騒音への影響が想定されることから選定した。 なお、施設の稼働に伴う騒音の影響については、計画段階環境配慮書において、対象事業実施区域周辺の住居等の分布状況を踏まえた予測を行っている。今後の環境影響評価においては、対象事業実施区域周辺における現地調査を実施したうえで、想定される施設計画や、現況の騒音の状況等の地域特性ならびに環境保全のための措置を考慮した詳細な影響予測を実施する。	
超低周波音	対象事業実施区域周辺に集落が存在し、焼却施設等の稼働に伴い、これらの集落における超低周波音の影響が想定されることから選定した。	

表 6.4-1(2) 選定した環境要素およびその理由

環境要素の区分		選定した理由
振動		<p>対象事業実施区域周辺に集落が存在し、建設工事に伴う重機の稼働および工用車両の走行、焼却施設等の稼働および施設関連車両の走行に伴い、これらの集落における振動の影響が想定されるほか、工用車両および施設関連車両の走行に伴い、環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校等）における振動への影響が想定されることから選定した。</p> <p>なお、施設の稼働に伴う振動の影響については、計画段階環境配慮書において、対象事業実施区域周辺の住居等の分布状況を踏まえた予測を行っている。今後の環境影響評価においては、対象事業実施区域周辺における現地調査を実施したうえで、想定される施設計画や、現況の振動の状況等の地域特性ならびに環境保全のための措置を考慮した詳細な影響予測を実施する。</p>
悪臭		<p>対象事業実施区域周辺に集落が存在し、焼却施設等の稼働および施設関連車両の走行に伴い、これらの集落における悪臭の影響が想定されるほか、施設関連車両の走行に伴い、環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校等）における振動への影響が想定されることから選定した。</p> <p>なお、施設の稼働に伴う悪臭の影響については、計画段階環境配慮書において、対象事業実施区域周辺の住居等の分布状況を踏まえた予測を行っている。今後の環境影響評価においては、対象事業実施区域周辺における現地調査を実施したうえで、想定される施設計画や、現況の悪臭の状況等の地域特性ならびに環境保全のための措置を考慮した詳細な影響予測を実施する。</p>
水質 (水の濁り)		<p>土地の改変により発生した裸地等からの降雨時の濁水は、水路を経由して宇曾川へ排水する計画としている。このため、濁水の発生により宇曾川の水質への影響が想定されることから選定した。</p>
生物	(動物・生態系)	<p>対象事業実施区域およびその周辺には発達した湿地環境や荒神山が分布しており、これらを含む地域特性の調査区域において重要な動物種および生態系が確認されているため、建設工事に伴う土地の改変による一部の植生の消失や濁水の発生、重機の稼働に伴う騒音等による動物および生態系への影響が想定されることから選定した。</p>
	(植物)	<p>対象事業実施区域およびその周辺には発達した湿地環境や荒神山が分布しており、これらを含む地域特性の調査区域において重要な植物種が確認されているため、建設工事に伴う土地の改変による一部の植生の消失や濁水の発生に伴う植物への影響が想定されることから選定した。</p>
人と自然との豊かな触れ合い	(景観)	<p>対象事業実施区域周辺には荒神山をはじめとした景観資源が存在し、焼却施設等の存在に伴い、周辺集落等の主要な眺望点からの眺望景観に与える影響が想定されることから選定した。</p> <p>なお、施設の存在に伴う景観の影響については、計画段階環境配慮書において、対象事業実施区域周辺からの眺望景観の変化を踏まえた予測を行っている。今後の環境影響評価においては、対象事業実施区域周辺における現地調査を実施したうえで、想定される施設計画や、景観資源等の地域特性ならびに環境保全のための措置を考慮した詳細な影響予測を実施する。</p>
	(人と自然との触れ合いの活動の場)	<p>対象事業実施区域周辺には荒神山をはじめとした主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在し、工用車両および施設関連車両の走行ならびに焼却施設等の存在に伴い人と自然との触れ合いの活動の場におけるアクセス特性や利用性・快適性の変化が想定されることから選定した。</p>

表 6.4-1(3) 選定した環境要素およびその理由

環境要素の区分		選定した理由
環境負荷	(廃棄物等)	建設工事に伴う土地の改変による建設廃材等の発生および施設の稼働に伴う焼却施設からの焼却残渣等の廃棄物の発生が想定され、廃棄物等がいかに適正に「リデュース」「リユース」「リサイクル」されるかという観点から影響を検討するため選定した。
	(温室効果ガス)	建設工事に伴う重機の稼働および工事用車両の走行、施設の供用に伴う焼却施設等の稼働および施設関連車両の走行に伴い温室効果ガスの発生が想定され、いかに温室効果ガスの発生抑制を行えるかという観点から影響を検討するため選定した。
歴史的遺産	(文化財)	対象事業実施区域周辺に荒神山神社等の有形の文化財が存在し、建設工事に伴う重機の稼働による騒音・振動等、工事用車両および施設関連車両の走行による影響ならびに焼却施設等の存在による文化財からの風景の変化や文化財へのアクセス特性の変化が想定されることから選定した。
	(伝承文化)	対象事業実施区域周辺における伝承文化として、荒神山に存在する「へび岩」の信仰が挙げられる。このほか、文献調査による無形の文化財や地域の祭り、行事、信仰の場等の伝承文化が存在する可能性があるが、それらの伝承文化に係る把握は不十分である可能性があることから、今後伝承文化の状況に係る詳細な調査を行う。 対象事業実施区域の近傍における伝承文化に対し、建設工事に伴う重機の稼働による騒音・振動等、工事用車両および施設関連車両の走行による影響ならびに焼却施設等の存在による伝承文化からの風景の変化や伝承文化へのアクセス特性の変化が想定されることから選定した。

6.5 環境影響評価の対象としなかった環境要素

「気象」、「電波障害」、「水象」、「水質（水の汚れ）」、「水底の底質」、「地下水（水位・流れ、水質）」、「地形および地質」、「地盤（安定性、地盤沈下）」、「土壌（汚染、機能）」、「放射性物質」の項目は、表 6.5-1の理由により周辺環境に与える影響はほとんどないと考えられることから、環境影響評価の対象とすべき環境要素として選定しない。

表 6.5-1 選定しなかった環境要素およびその理由

環境要素の区分		選定しない理由
気象		対象事業の事業内容や施設規模と周辺地域の土地利用から見て周辺地域に特異気象・局地気象（風害）は生じないと想定している。また、施設等の存在に伴い日影が生じるが、煙突による日影の発生時間は限定的であるほか、周辺家屋等への日照阻害の影響の抑制に配慮した施設計画とすることから、環境影響評価項目として選定しない。
電波障害		施設等の存在に伴い電波障害が生じる可能性があるが、影響が生じた際は、事業者による共同受信設備の設置やケーブルテレビの敷設等の対策により電波障害の解消が可能であることから、環境影響評価項目として選定しない。
水象		対象事業実施区域は宇曾川の流域面積に比べ十分に小さく、事業の実施に伴う宇曾川の水象への影響はほとんどないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
水質 （水の汚れ）		施設排水は、施設内で処理後公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の水質および水底の底質に与える影響はほとんどないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
水底の底質		
地下水	（水位・流れ）	本事業において長大な地下構造物の建設および地下水の取水は計画しておらず、地下水の水位・流れに与える影響はほとんどないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
	（水質）	ごみピット等の地下構造物は止水性のある構造とするほか、施設排水は施設内で処理後公共下水道に放流する計画であり、地下水の水質に与える影響はほとんどないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
地形および地質		対象事業実施区域周辺に重要な地形および地質が存在するが、事業の実施に伴う直接的な改変はないことから、環境影響評価項目として選定しない。
地盤	（安定性）	対象事業実施区域は現在主に耕作地となっている平坦な土地であり、工事の実施に伴う地盤の安定性に与える影響はほとんどないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
	（地盤沈下）	本事業において長大な地下構造物の建設および地下水の取水は計画していないことから、事業の実施に伴う地盤沈下に係る影響はほとんどないと考えられるため、環境影響評価項目として選定しない。
土壌	（汚染）	対象事業実施区域は現在主に耕作地となっており、事業の実施に伴う土壌汚染に係る影響はほとんどないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
	（機能）	対象事業実施区域は現在主に耕作地となっており、工事の実施、施設の存在および稼働に伴う大規模な土壌の流出は想定されず、周辺の土壌機能に与える重大な影響は生じないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
放射性物質	放射線の量	対象事業実施区域周辺において高い空間線量率は確認されておらず、また、施設の稼働時の放射性物質の発生はないため、事業の実施に伴う放射線の量に係る影響を生じる要因はないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。

6.6 現況調査の実施計画および予測手法

環境影響評価において現況調査および予測・評価を行う項目は、表 6.6-1に示すとおりである。

また、次ページ以降に環境要素ごとの調査、予測手法等を示す。調査、予測手法の選定に当たっては、「滋賀県環境影響評価技術指針」（平成11年滋賀県告示第124号）（以下「県技術指針」という。）、「滋賀県版環境影響評価技術ガイド—歴史的遺産分野（文化財・伝承文化）—」（平成30年10月 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課）（以下「県技術ガイド」という。）、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省）（以下「生活環境調査指針」という。）、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）（以下「技術手法」という。）、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月、建設省都市局都市計画課）（以下「面整備マニュアル」という。）、および計画段階環境配慮書に対する知事意見、彦根市長意見、一般意見等を参考にした。

表 6.6-1 現況調査、予測・評価を行う項目

環境要素			環境影響要因	現況調査	予測・評価					
					工事の実施			存在・供用		
					土地の改変	重機の稼働	工事用車両の走行	施設の存在	施設の稼働	施設関連車両の走行
大気環境	大気質	二酸化硫黄	○					○		
		窒素酸化物	○		○	○		○	○	
		浮遊粒子状物質	○		○	○		○	○	
		粉じん等	○		○			○		
		その他の物質	○					○		
	騒音		○		○			○	○	
	超低周波音		○					○		
	振動		○		○	○		○	○	
悪臭		○					○	○		
水環境	水質	水の濁り	○	○						
		水の汚れ	○							
	地下水	水位・流れ	○							
土壌環境	土壌	汚染	○							
生物	動物		○	○	○					
	植物		○	○						
	生態系		○	○	○					
人と自然との豊かな触れ合い	景観		○				○			
	人と自然との触れ合いの活動の場		○			○	○			
環境負荷	廃棄物等		○	○				○		
	温室効果ガス		○		○	○		○		
歴史的遺産	文化財		○		○	○	○			
	伝承文化		○		○	○	○			

注) 「水質（水の汚れ）」、「地下水（水位・流れ）」および「土壌（汚染）」は表 6.5-1 に示した理由により環境影響評価の対象外とした項目であるが、工事の実施もしくは土地または工作物の存在および供用の時点においてこれらの項目に係る環境の変化が確認された場合、本事業との関連性を検証するため、現地調査により現況を把握するものである。

6.6.1 大気質

大気質に係る事業特性および地域特性は表 6.6-2、表 6.6-4、表 6.6-6および表 6.6-8に、調査および予測の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-3、表 6.6-5、表 6.6-7および表 6.6-9に示すとおりである。

表 6.6-2 事業特性および地域特性（大気質：重機の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。（造成面積約 5.3ha） ・建設工事による重機の稼働により、窒素酸化物や浮遊粒子状物質、粉じん等の増加が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄り住居は、対象事業実施区域の北側敷地境界から約 10mに位置する。 ・彦根地方気象台における風向・風速の測定結果（令和元年）によると、年平均風速は2.9m/s、卓越風向は北西となっている。（3-3・4ページ参照） ・対象事業実施区域周辺の大気質測定結果（平成29年度）によると、二酸化窒素・浮遊粒子状物質について、いずれの地点も環境基準を満足している。（3-10・11ページ参照）

表 6.6-3(1) 調査、予測手法等（大気質：重機の稼働）

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査および予測の手法		手法の 選定理由			
大気質 (窒素酸 化物、 浮遊粒 子状物 質、粉 じん等)	重機の稼 働	調査すべ き情報	1)大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）の濃度の状況 2)気象（地上気象）の状況		県技術指針 および技術 手法に基づ く手法を参 考に選定し た。		
		調査の基 本的な手 法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。				
			1)大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）の濃度の状況			オゾンを用いる化学発光法とする。	
			窒素酸化物	ベータ線吸収法とする。			
			浮遊粒子状物質				
			降下ばいじん量	ダストジャーによる捕集法とする。			
			2)気象（地上気象）の状況			風車型微風型風向風速計を用いる手法とする。	
			地上気象	風向・風速			白金抵抗通風式温度計を用いる手法とする。
				気温			高分子薄膜静電容量式湿度計を用いる手法とする。
				湿度			熱電堆式全天日射計を用いる手法とする。
				日射量			熱電堆式風防型放射収支計を用いる手法とする。
		放射収支量	熱電堆式風防型放射収支計を用いる手法とする。				
		調査地域	大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、対象事業実施区域の周辺 2km 圏内とする。				
		調査地点	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、調査地域内に位置する集落の代表地点とする。なお、既存の気象観測所における風向・風速の観測結果によると、対象事業実施区域周辺では琵琶湖からの北西寄りの風が卓越することから、周辺集落の代表地点は風上側（北西側）、風下側（南東側）を含む4方向において選定する。				
			1)大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）の濃度の状況			図 6.6-1 に示すに示す 5 地点（対象事業実施区域 1 地点およびその周辺集落代表 4 地点）とする。	
			窒素酸化物、浮遊粒子状物質、降下ばいじん量				
			2)気象（地上気象）の状況			図 6.6-1 に示す 1 地点（対象事業実施区域）とする。	
		地上気象					
		調査期間 等	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とし、年間の大気質の変動を踏まえて4季の調査を行う。				
			1)大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）の濃度の状況			1 週間×4 季（春、夏、秋、冬）とする。	
窒素酸化物、 浮遊粒子状物質							
降下ばいじん量							
2)気象（地上気象）の状況			1 ヶ月間×4 季（春、夏、秋、冬）とする。				
地上気象（通年）	1 年間（1 時間値を連続測定）とする。						

表 6.6-3(2) 調査、予測手法等（大気質：重機の稼働）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の 選定理由	
環境要素 の区分	影響要因 の区分				
大気質 (窒素酸 化物、浮 遊粒子状 物質、粉 じん等)	重機の稼 働	予測の基 本的な手 法	窒素酸化物、 浮遊粒子状物質	ブルーム式およびパフ式による計算を基本とした方法により 年平均値を予測する。	(前表参照)
			降下ばいじん量	技術手法に基づき、降下ばいじんの発生および拡散に係 る既存データの事例の引用または解析により、季節別降 下ばいじん量を計算する方法とする。	
		予測地域	調査地域のうち、大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を 受けるおそれがあると認められる地域とする。		
		予測地点	大気質の拡散の特性を踏まえて予測地域における大気質に係る環境影響 を的確に把握できる地点とし、調査地域内に位置する集落の代表地点とする。		
		予測対象 時期等	建設機械の稼働による大気質に係る環境影響が最大となる時期とする。		

表 6.6-4 事業特性および地域特性（大気質：工用車両の走行）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。（造成面積約 5.3ha） ・工用車両の走行により、工用車両走行ルート沿道において、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の増加が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工用車両は住居地域を迂回して対象事業実施区域に至る現道を走行する計画としており、走行ルート沿道に住居が存在するほか、環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校等）の付近を走行する可能性がある。 ・彦根地方気象台における風向・風速の測定結果（令和元年）によると、年平均風速は2.9m/s、卓越風向は北西となっている。（3-3・4ページ参照） ・対象事業実施区域周辺の大気質測定結果（平成29年度）によると、二酸化窒素・浮遊粒子状物質について、いずれの地点も環境基準を満足している。（3-10・11ページ参照）

表 6.6-5 調査、予測手法等（大気質：工用車両の走行）

環境影響評価の項目	調査および予測の手法		手法の選定理由		
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）	工用車両の走行	調査すべき情報	1)大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況 2)気象（地上気象）の状況	県技術指針および技術手法に基づく手法を参考に選定した。	
		調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。		
			1)大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況		
			窒素酸化物		オゾンを用いる化学発光法とする。
			浮遊粒子状物質		ベータ線吸収法とする。
		2)気象（地上気象）の状況			
		風向・風速	風車型微風型風向風速計を用いる手法とする。		
		調査地域	大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、対象事業実施区域の周辺 2km 圏内に位置する工用車両の走行が見込まれる道路沿道とする。		
		調査地点	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、工用車両の走行ルートが接続する主要地方道大津能登川長浜線（県道 2 号）の沿道の代表地点とする。		
			1)大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況		
			窒素酸化物		図 6.6-1 に示す 1 地点（主要走行ルートにおける台数負荷が分散する前の地点）とする。
			浮遊粒子状物質		
		2)気象（地上気象）の状況			
地上気象	図 6.6-1 に示す 1 地点（対象事業実施区域）とする。				
調査期間等	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とする。				
	1)大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況				
	窒素酸化物、浮遊粒子状物質 1 週間×4 季（春、夏、秋、冬）とする。				
	2)気象（地上気象）の状況				
地上気象	1 年間（1 時間値を連続測定）とする。				
予測の基本的な手法	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	プルーム式およびパフ式による計算を基本とした方法により年平均値を予測する。			
予測地域	調査地域のうち、大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。				
予測地点	大気質の拡散の特性を踏まえて予測地域における大気質に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、工用車両走行の走行ルートが接続する主要地方道大津能登川長浜線（県道 2 号）沿道の代表地点とする。				
予測対象時期等	工用車両の走行による大気質に係る環境影響が最大となる時期とする。				

表 6.6-6 事業特性および地域特性（大気質：施設の稼働）

当該項目に関する事業特性	当該項目に関する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。（造成面積約 5.3ha） ・焼却施設の稼働により、ごみの焼却に伴う煙突排ガスの排出が、リサイクル施設の稼働により、粉じん等が発生する可能性がある。 ・計画段階の検討の結果、施設配置（北側配置または南側配置）および煙突高さ（59m または 80m）に係る複数案間において、大気質の影響は同程度となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄り住居は、対象事業実施区域の北側敷地境界から約10mに位置する。 ・彦根地方気象台における風向・風速の測定結果（令和元年）によると、年平均風速は2.9m/s、卓越風向は北西となっている。（3-3・4ページ参照） ・対象事業実施区域周辺の大気質測定結果によると、二酸化硫黄（平成28年度）、二酸化窒素・浮遊粒子状物質（平成29年度）について、いずれの地点も環境基準を満足している。（3-9～11ページ参照）

表 6.6-7(1) 調査、予測手法等（大気質：施設の稼働）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の選定理由		
環境要素の区分	影響要因の区分					
大気質 (二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、その他の物質)	施設の稼働	調査すべき情報	1)大気質(二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、その他の物質)の濃度の状況		県技術指針および生活環境調査指針に基づく手法を参考に選定した。	
			2)気象(地上気象、上層気象)の状況			
			3)現地拡散実験			
		調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。			
			調査の基本的な手法	1)大気質(二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、その他の物質)の濃度の状況		
				二酸化硫黄		溶液導電率法とする。
				窒素酸化物		オゾンを用いる化学発光法とする。
				浮遊粒子状物質		ベータ線吸収法とする。
				降下ばいじん量		ダストジャーによる捕集法とする。
				塩化水素		イオンクロマトグラフ法とする。
				粉じん等		類似調査事例の収集整理とする。
				水銀		「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」等に定める方法とする。
				ダイオキシン類		ハイボリュームエアサンプラー捕集法等とする。
				2)気象(地上気象、上層気象)の状況		
				地上気象		風向・風速
気温	白金抵抗通風式温度計を用いる手法とする。					
湿度	高分子薄膜静電容量式湿度計を用いる手法とする。					
日射量	熱電堆式全天日射計を用いる手法とする。					
放射収支量	熱電堆式風防型放射収支計を用いる手法とする。					
上層気象	上層気象①	ラジオゾンデ観測による手法とする。(観測高度:地上より50m間隔、上空1000m程度まで)				
	上層気象②	ドップラーライダー等により上空風を連続観測する方法とする。(観測高度:地上より20m間隔、上空最大400m程度まで)				
3)現地拡散実験						
対象事業実施区域内の想定される煙突高度よりトレーサーガスを放出し、風下の地点で採取した試料をガスクロマトグラフで分析する方法とする。						
調査地域	大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、対象事業実施区域の周辺2km圏内とする。					

表 6.6-7(2) 調査、予測手法等 (大気質：施設の稼働)

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気質 (二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、その他の物質)	施設の稼働	調査地点	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、調査地域内に位置する集落の代表地点とする。なお、既存の気象観測所における風向・風速の観測結果によると、対象事業実施区域周辺では琵琶湖からの北西寄りの風が卓越することから、周辺集落の代表地点は風上側（北西側）、風下側（南東側）を含む4方向において選定する。	(前表参照)	
			1)大気質(二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、その他の物質)の濃度の状況		
			二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質	図 6.6-1 に示す対象事業実施区域1地点とする。	
二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類			図 6.6-1 に示す対象事業実施区域周辺集落代表地点4地点とする。		
粉じん等			既存類似施設の位置とする。		
2)気象(地上気象、上層気象)の状況					
地上気象			図 6.6-1 に示す1地点(対象事業実施区域)とする。		
上層気象			上層気象①	図 6.6-1 に示す1地点(対象事業実施区域)とする。	
			上層気象②	図 6.6-1 に示す1地点(対象事業実施区域)とする。	
3)現地拡散実験					
トレーサーガスの放出地点：対象事業実施区域内の煙突高度付近の位置					
トレーサーガスの採集地点：対象事業実施区域周辺2km程度を包含する範囲における30地点(具体的な位置は実験時の風向等を勘案して任意に設定する)					
大気質(二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、その他の物質)	調査期間等	調査期間等	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とし、年間の大気質の変動を踏まえて4季の調査を行う。		
			1)大気質(二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、その他の物質)の濃度の状況		
			二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類	1週間×4季(春、夏、秋、冬)とする。(塩化水素・水銀は24時間値、ダイオキシン類は7日間値を測定する。)	
			粉じん等	任意の時期(類似調査事例の収集整理)とする。	
			2)気象(地上気象、上層気象)の状況		
			地上気象	1年間(1時間値を連続測定)とする。	
			上層気象	上層気象①	7日間(8回/日)×4季(春、夏、秋、冬)とする。
				上層気象②	1年間(1時間値を連続測定)とする。
			3)現地拡散実験		
			7日間(10ケース)×2季(夏、冬)とする。		
二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類	予測の基本的な手法	予測の基本的な手法	年平均値および1時間値を予測する。 予測手法は次のとおりとする。 ・年平均値 ブルーム式およびパフ式 ・1時間値 一般的な気象条件時：ブルーム式およびパフ式 上層逆転発生時：混合層高度(リッド)を考慮した拡散式 フュミゲーション時：逆転層崩壊時の地表最大濃度推定式(パフ式) ダウンウォッシュ時：METI-LISモデル 接地逆転層非貫通時：混合層高度(リッド)を考慮した拡散式		
			粉じん等	類似事例の引用および環境保全措置の内容をふまえた定性的な方法とする。	

表 6.6-7(3) 調査、予測手法等（大気質：施設の稼働）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気質 (二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、その他の物質)	施設の稼働	予測地域	調査地域のうち、大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、対象事業実施区域およびその周辺 2km 程度を包含する範囲とする。	(前表参照)
		予測地点	大気質の拡散の特性を踏まえて予測地域における大気質に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、調査地域内に位置する集落の代表地点とする。	
		予測対象時期等	施設の稼働が見込まれる時期とする。	

表 6.6-8 事業特性および地域特性（大気質：施設関連車両の走行）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。（造成面積約 5.3ha） ・施設関連車両（パッカー車等）の走行により、施設関連車両の主な走行ルート沿道において、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の増加が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設関連車両の主な走行ルート沿道において、住居および環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校等）が点在している。 ・彦根地方気象台における風向・風速の測定結果（令和元年）によると、年平均風速は2.9m/s、卓越風向は北西となっている。（3-3・4ページ参照） ・対象事業実施区域周辺の大気質測定結果（平成29年度）によると、二酸化窒素・浮遊粒子状物質について、いずれの地点も環境基準を満足している。（3-10・11ページ参照）

表 6.6-9 調査、予測手法等（大気質：施設関連車両の走行）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）	施設関連車両の走行	調査すべき情報	1)大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況 2)気象（地上気象）の状況		県技術指針および技術手法に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。		
			1)大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況		
			窒素酸化物	オゾンを用いる化学発光法とする。	
		浮遊粒子状物質	ベータ線吸収法とする。		
		2)気象（地上気象）の状況			
		風向・風速	風車型微風型風向風速計を用いる手法とする。		
		調査地域	大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、対象事業実施区域の周辺 2km 圏内に位置する施設関連車両の走行が見込まれる道路沿道とする。		
		調査地点	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、施設関連車両が走行する主要地方道大津能登川長浜線（県道 2 号）等の代表地点とする。		
			1)大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況		
			窒素酸化物	図 6.6-1 に示す 5 地点（主要走行ルートにおける台数負荷が分散する前の地点）とする。	
		浮遊粒子状物質			
		2)気象（地上気象）の状況			
地上気象	図 6.6-1 に示す 1 地点（対象事業実施区域）とする。				
調査期間等	大気質の拡散の特性を踏まえて調査地域における大気質に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とする。				
	1)大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の濃度の状況				
	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	1 週間×4 季（春、夏、秋、冬）とする。			
2)気象（地上気象）の状況					
地上気象	1 年間（1 時間値を連続測定）とする。				
予測の基本的な手法	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	ブルーム式およびバフ式による計算を基本とした方法により年平均値を予測する。			
予測地域	調査地域のうち、大気質の拡散の特性を踏まえて大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。				
予測地点	大気質の拡散の特性を踏まえて予測地域における大気質に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、施設関連車両が走行する主要地方道大津能登川長浜線（県道 2 号）等の煙道の代表地点とする。なお、彦根市が整備予定である道路（市道整備ルート）の沿道住居に対する影響も考慮して予測を行う。				
予測対象時期等	施設関連車両の走行による大気質に係る環境影響が最大となる時期とする。				



図 6.6-1 大気質・気象現地調査地点位置図

6.6.2 騒音

騒音に係る事業特性および地域特性は表 6.6-10、表 6.6-12、表 6.6-14および表 6.6-16に、調査および予測の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-11、表 6.6-13、表 6.6-15および表 6.6-17に示すとおりである。

表 6.6-10 事業特性および地域特性（騒音：重機の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。（造成面積約 5.3ha） ・建設工事による重機の稼働により、騒音の発生が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄り住居は、対象事業実施区域の北側敷地境界から約10mに位置する。 ・対象事業実施区域周辺では、騒音に係る環境基準の類型指定がB類型に指定されている。（3-146～148ページ参照） ・対象事業実施区域周辺における一般環境騒音測定結果（平成30年度）によると、いずれの地点も環境基準B類型の基準値以下であった。（3-15ページ参照）

表 6.6-11(1) 調査、予測手法等（騒音：重機の稼働）

環境影響評価の項目	調査および予測の手法		手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
騒音	重機の稼働	調査すべき情報	1)騒音の状況（環境騒音） 2)地表面の状況 3)周辺住居等の状況	県技術指針および技術手法に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。	
			1)騒音の状況（環境騒音） JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠した手法とする。	
			2)地表面の状況 土地利用図等の文献その他の資料により、地表面の状況に関する情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。（文献調査）	
		調査地域	3)周辺住居等の状況 地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況等を把握する方法とする。（文献調査）	
			音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、対象事業実施区域の周辺 2km 圏内とする。	
			音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、「大気質：重機の稼働」と同様の調査地域内に位置する集落の代表地点とする。	
		調査地点	1)騒音の状況（環境騒音） 図 6.6-2 に示す 5 地点（対象事業実施区域 1 地点およびその周辺集落代表 4 地点）とする。	
			2)地表面の状況 騒音の状況の調査地点周辺において地表面の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。（文献調査）	
			3)周辺住居等の状況 騒音の状況の調査地点周辺において周辺住居等の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。（文献調査）	
		調査期間等	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的な期間、時期および時間帯とする。	
			1)騒音の状況（環境騒音） 1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各 1 回とする。（24 時間）	
2)地表面の状況 直近の情報とする。（文献調査）				
3)周辺住居等の状況 直近の情報とする。（文献調査）				

表 6.6-11(2) 調査、予測手法等（騒音：重機の稼働）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
騒音	重機の稼働	予測の基本的な手法	技術手法を参考に、音の伝搬理論に基づく予測式により計算する方法とする。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、調査地域内に位置する集落の代表地点とする。	
		予測対象時期等	重機の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期とする。	

表 6.6-12 事業特性および地域特性（騒音：工用車両の走行）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。（造成面積約 5.3ha） ・工用車両の走行により工用車両走行ルート沿道において、騒音の増加が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工用車両は住居地域を迂回して対象事業実施区域に至る現道を走行する計画としており、走行ルート沿道に住居が存在するほか、環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校等）の付近を走行する可能性がある。 ・対象事業実施区域周辺では、騒音に係る環境基準の類型指定がB類型に指定されている。（3-146～148ページ参照） ・対象事業実施区域周辺における道路交通騒音測定結果（平成30年度）によると、騒音環境基準および要請限度を超過している地点が存在する。（3-14ページ参照）

表 6.6-13(1) 調査、予測手法等（騒音：工用車両の走行）

環境影響評価の項目	調査および予測の手法	手法の選定理由		
環境要素の区分	影響要因の区分			
騒音	工用車両の走行	調査すべき情報	1)騒音の状況（道路交通騒音） 2)交通量の状況 3)地表面の状況 4)工用車両の走行が予想される道路の沿道の状況	県技術指針および技術手法に基づく手法を参考に選定した。
	調査の基本的な手法	調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。 1)騒音の状況（道路交通騒音） JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠した手法とする。 2)交通量の状況 カウンター等を用いて大型車類、小型車類の車種別・時間別交通量および平均走行速度を計測する。 3)地表面の状況 土地利用図等の文献その他の資料により、地表面の状況に関する情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。（文献調査） 4)工用車両の走行が予想される道路の沿道の状況 地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況、道路形状等を把握する方法とする。（文献調査）	
		調査地域	音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、対象事業実施区域の周辺 2km 圏内に位置する工用車両の走行が見込まれる道路沿道とする。	
		調査地点	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、工用車両の走行ルートが接続する主要地方道大津能登川長浜線（県道2号）の沿道の代表地点とする。 1)騒音の状況（道路交通騒音） 図 6.6-2 に示す 1 地点（工用車両の主要走行ルートにおける台数負荷が分散する前の地点）とする。 2)交通量の状況 「1)騒音の状況（道路交通騒音）」と同様の地点とする。 3)地表面の状況 騒音の状況の調査地点周辺において地表面の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。（文献調査） 4)工用車両の走行が予想される道路の沿道の状況 工用車両の走行が想定される道路の沿道とする。（文献調査）	
		調査期間等	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的な期間、時期および時間帯とする。 1)騒音の状況（道路交通騒音） 1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各 1 回とする。（24 時間） 2)交通量の状況 「1)騒音の状況（道路交通騒音）」と同様とする。 3)地表面の状況 直近の情報とする。（文献調査） 4)工用車両の走行が予想される道路の沿道の状況 直近の情報とする。（文献調査）	

表 6.6-13(2) 調査、予測手法等（騒音：工事用車両の走行）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
騒音	工事用車両の走行	予測の基本的な手法	技術手法を参考に、音の伝搬理論に基づく予測式により計算する方法とする。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けのおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、工事用車両の走行ルートが接続する主要地方道大津能登川長浜線（県道2号）沿道の代表地点とする。	
		予測対象時期等	工事用車両の走行による騒音に係る環境影響が最大となる時期とする。	

表 6.6-14 事業特性および地域特性（騒音：施設の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。（造成面積約5.3ha） ・施設（焼却施設、リサイクル施設等）の稼働により、騒音の発生が想定される。 ・計画段階の検討の結果、施設の稼働に係る騒音の影響に配慮して、主要施設は対象事業実施区域の南側への配置が優位となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄り住居は、対象事業実施区域の北側敷地境界から約10mに位置する。 ・対象事業実施区域周辺では、騒音に係る環境基準の類型指定がB類型に指定されている。（3-146～148ページ参照） ・対象事業実施区域周辺における一般環境騒音測定結果（平成30年度）によると、いずれの地点も環境基準B類型の基準値以下であった。（3-15ページ参照）

表 6.6-15(1) 調査、予測手法等（騒音：施設の稼働）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
騒音	重機の稼働	調査すべき情報	1)騒音の状況（環境騒音） 2)地表面の状況 3)周辺住居等の状況	県技術指針および技術手法に基づく手法を参考に選定した。	
		調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。		
			1)騒音の状況（環境騒音） JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠した手法とする。		
			2)地表面の状況 土地利用図等の文献その他の資料により、地表面の状況に関する情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。（文献調査）		
		調査地域	3)周辺住居等の状況 地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況等を把握する方法とする。（文献調査）		
			音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、対象事業実施区域の周辺 2km 圏内とする。		
		調査地点	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、調査地域内に位置する集落の代表地点とする。		
			1)騒音の状況（環境騒音） 図 6.6-2 に示す 5 地点（対象事業実施区域 1 地点およびその周辺集落代表 4 地点）とする。		
			2)地表面の状況 騒音の状況の調査地点周辺において地表面の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。（文献調査）		
		調査期間等	3)周辺住居等の状況 騒音の状況の調査地点周辺において周辺住居等の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。（文献調査）		
音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的な期間、時期および時間帯とする。					
1)騒音の状況（環境騒音） 1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各 1 回とする。（24 時間）					
2)地表面の状況 直近の情報とする。（文献調査）					
		3)周辺住居等の状況 直近の情報とする。（文献調査）			

表 6.6-15(2) 調査、予測手法等（騒音：施設の稼働）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
騒音	重機の稼働	予測の基本的な手法	生活環境調査指針に基づき、音の伝搬理論に基づく予測式により計算する方法とする。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。	
		予測対象時期等	施設の稼働が見込まれる時期とする。	

表 6.6-16 事業特性および地域特性（騒音：施設関連車両の走行）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。（造成面積約5.3ha） ・施設関連車両（パッカー車等）の走行により、施設関連車両の主な走行ルート沿道において、騒音の増加が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設関連車両の主な走行ルート沿道において、住居および環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校等）が点在している。 ・対象事業実施区域周辺では、騒音に係る環境基準の類型指定がB類型に指定されている。（3-146～148ページ参照） ・対象事業実施区域周辺における道路交通騒音測定結果（平成30年度）によると、騒音環境基準および要請限度を超過している地点が存在する。（3-14ページ参照）

表 6.6-17(1) 調査、予測手法等（騒音：施設関連車両の走行）

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査および予測の手法	手法の 選定理由			
騒音	施設関連車両の走行	調査すべき情報	県技術指針および技術手法に基づく手法を参考に選定した。			
		調査の基本的な手法		1)騒音の状況（道路交通騒音） 2)交通量の状況 3)地表面の状況	4)施設関連車両の走行が予想される道路の沿道の状況	
				現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。		
				1)騒音の状況（道路交通騒音） JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠した手法とする。		
				2)交通量の状況 カウンター等を用いて大型車類、小型車類の車種別・時間別交通量および平均走行速度を計測する。		
				3)地表面の状況 土地利用図等の文献その他の資料により、地表面の状況に関する情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。（文献調査）		
				4)施設関連車両の走行が予想される道路の沿道の状況 地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況、道路形状等を把握する方法とする。（文献調査）		
				調査地域	音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、対象事業実施区域の周辺2km圏内に位置する施設関連車両の走行が見込まれる道路沿道とする。	
				調査地点	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、施設関連車両が走行する主要地方道大津能登川長浜線(県道2号)等の代表地点とする。	
					1)騒音の状況（道路交通騒音） 図 6.6-2 に示す5地点（主要走行ルートにおける台数負荷が分散する前の地点）とする。	
					2)交通量の状況 「1)騒音の状況（道路交通騒音）」と同様の地点とする。	
					3)地表面の状況 騒音の状況の調査地点周辺において地表面の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。（文献調査）	
					4)施設関連車両の走行が予想される道路の沿道の状況 施設関連車両の走行が想定される道路の沿道とする。（文献調査）	
					調査期間等	音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的な期間、時期および時間帯とする。
				1)騒音の状況（道路交通騒音） 1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各1回とする。（24時間）		
2)交通量の状況 「1)騒音の状況（道路交通騒音）」と同様とする。						
3)地表面の状況 直近の情報とする。（文献調査）						
4)施設関連車両の走行が予想される道路の沿道の状況 直近の情報とする。（文献調査）						

表 6.6-17(2) 調査、予測手法等（騒音：施設関連車両の走行）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
騒音	施設関連 車両の走 行	予測の基本 的な手法	技術手法を参考に、音の伝搬理論に基づく予測式により計算する方法とする。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、施設関連車両が走行する主要地方道大津能登川長浜線(県道2号)等の沿道の代表地点とする。なお、彦根市が整備予定である道路(市道整備ルート)の沿道住居に対する影響も考慮して予測を行う。	
		予測対象 時期等	施設関連車両の走行による騒音に係る環境影響が最大となる時期とする。	



図 6.6-2 騒音・超低周波音・振動現地調査地点位置図

6.6.3 超低周波音

超低周波音に係る事業特性および地域特性は表 6.6-18に、調査および予測の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-19に示すとおりである。

表 6.6-18 事業特性および地域特性（超低周波音：施設の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。（造成面積約 5.3ha） ・施設（焼却施設、リサイクル施設等）の稼働により、超低周波音の発生が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄り住居は、対象事業実施区域の北側敷地境界から約 10mに位置する。 ・対象事業実施区域周辺における超低周波音の測定は行われていない。

表 6.6-19(1) 調査、予測手法等（超低周波音：施設の稼働）

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査および予測の手法		手法の 選定理由
超低周波音	施設の稼働	調査すべき情報	1)超低周波音の状況 2)地表面の状況 3)周辺住居等の状況	県技術指針に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。 1)超低周波音の状況 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に準拠した手法とする。 2)地表面の状況 土地利用図等の文献その他の資料により、地表面の状況に関する情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。（文献調査） 3)周辺住居等の状況 地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況等を把握する方法とする。（文献調査）	
		調査地域	超低周波音の伝搬の特性を踏まえて超低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、対象事業実施区域の周辺 2km 圏内とする。	
		調査地点	超低周波音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における超低周波音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、調査地域内に位置する集落の代表地点とする。 1)超低周波音の状況 図 6.6-2 に示す 5 地点（対象事業実施区域 1 地点およびその周辺集落代表 4 地点）とする。 2)地表面の状況 超低周波音の状況の調査地点周辺において地表面の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。（文献調査） 3)周辺住居等の状況 超低周波音の状況の調査地点周辺において周辺住居等の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。（文献調査）	
		調査期間等	超低周波音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における超低周波音に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的な期間、時期および時間帯とする。 1)超低周波音の状況 1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各 1 回とする。（24 時間） 2)地表面の状況 直近の情報とする。（文献調査） 3)周辺住居等の状況 直近の情報とする。（文献調査）	

表 6.6-19(2) 調査、予測手法等（超低周波音：施設の稼働）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
超低周波音	施設の稼働	予測の基本的な手法	距離減衰式等による計算または類似事例の引用による定性的な方法とする。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、超低周波音の伝搬の特性を踏まえて超低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	超低周波音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における超低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。	
		予測対象時期等	施設の稼働が見込まれる時期とする。	

6.6.4 振動

振動に係る事業特性および地域特性は表 6.6-20、表 6.6-22、表 6.6-24および表 6.6-26に、調査および予測の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-21、表 6.6-23、表 6.6-25および表 6.6-27に示すとおりである。

表 6.6-20 事業特性および地域特性（振動：重機の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。(造成面積約 5.3ha) ・建設工事による重機の稼働により、振動の発生が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄り住居は、対象事業実施区域の北側敷地境界から約10mに位置する。 ・対象事業実施区域周辺では、特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域として第1号区域に指定されている。(3-155・156・159ページ参照) ・対象事業実施区域周辺における環境振動の測定は行われていない。

表 6.6-21 調査、予測手法等（振動：重機の稼働）

環境影響評価の項目 環境要素 影響要因 の区分	調査および予測の手法		手法の 選定理由	
振動	重機の稼働	調査すべき情報	1)振動の状況（環境振動） 2)地盤の状況 3)周辺住居等の状況	県技術指針および技術手法に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。	
			1)振動の状況（環境振動） JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準拠した手法とする。	
			2)地盤の状況 既存の表層地質図等により、地盤の状況を把握する方法とする。(文献調査)	
		調査地域	3)周辺住居等の状況 地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況等を把握する方法とする。(文献調査)	
			振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、対象事業実施区域の周辺 2km 圏内とする。	
		調査地点	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、「大気質：重機の稼働」と同様の調査地域内に位置する集落の代表地点とする。	
			1)振動の状況（環境振動） 図 6.6-2 に示す 5 地点(対象事業実施区域 1 地点および周辺集落代表 4 地点)とする。	
			2)地盤の状況 地盤の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。(文献調査)	
			3)周辺住居等の状況 振動の状況の調査地点周辺において周辺住居等の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。(文献調査)	
		調査期間等	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間および時期とする。	
			1)振動の状況（環境振動） 1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各 1 回とする。(24 時間)	
			2)地盤の状況 直近の情報とする。(文献調査)	
			3)周辺住居等の状況 直近の情報とする。(文献調査)	
予測の基本的な手法	技術手法を参考に、距離減衰式により計算する方法とする。			
予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。			
予測地点	振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、調査地域内に位置する集落の代表地点とする。			
予測対象時期等	重機の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期とする。			

表 6.6-22 事業特性および地域特性（振動：工用車両の走行）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。（造成面積約 5.3ha） ・工用車両の走行により、工用車両走行ルート沿道において、振動の増加が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工用車両は住居地域を迂回して対象事業実施区域に至る現道を走行する計画としており、走行ルート沿道に住居が存在するほか、環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校等）の付近を走行する可能性がある。 ・対象事業実施区域周辺では、道路交通振動に係る要請限度の区分として、第1種区域に指定されている。（3-155・157・160ページ参照） ・対象事業実施区域周辺における道路交通振動の測定は行われていない。

表 6.6-23(1) 調査、予測手法等（振動：工用車両の走行）

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査および予測の手法		手法の 選定理由	
振動	工用車両の走行	調査すべき情報	1)振動の状況（道路交通振動） 2)交通量の状況 3)地盤の状況（地盤卓越振動数）	県技術指針および技術手法に基づく手法を参考に選定した。	
		調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。		
			1)振動の状況（道路交通振動） JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準拠した手法とする。		
			2)交通量の状況 カウンター等を用いて大型車類、小型車類の車種別・時間別交通量および平均走行速度を計測する。		
			3)地盤の状況（地盤卓越振動数） 大型車走行時の振動加速度レベルを計測する方法とする。		
			4)工用車両の走行が予想される道路の沿道の状況 地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況、道路形状等を把握する方法とする。（文献調査）		
			4)工用車両の走行が予想される道路の沿道の状況		
		調査地域	振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、対象事業実施区域の周辺 2km 圏内に位置する工用車両の走行が見込まれる道路沿道とする。		
		調査地点	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、工用車両走行の走行ルートが接続する主要地方道大津能登川長浜線（県道2号）の沿道の代表地点とする。		
			1)振動の状況（道路交通振動） 図 6.6-2 に示す 1 地点（主要走行ルートにおける台数負荷が分散する前の地点）とする。		
			2)交通量の状況 「1)振動の状況（道路交通振動）」と同様の地点とする。		
			3)地盤の状況（地盤卓越振動数） 「1)振動の状況（道路交通振動）」と同様の地点とする。		
調査期間等	4)工用車両の走行が予想される道路の沿道の状況 工用車両の走行が想定される道路の沿道とする。（文献調査）				
	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とする。				
	1)振動の状況（道路交通振動） 1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各1回とする。（24時間）				
	2)交通量の状況 「1)振動の状況（道路交通振動）」と同様とする。				
	3)地盤の状況（地盤卓越振動数） 「1)振動の状況（道路交通振動）」と同様とする。				
	4)工用車両の走行が予想される道路の沿道の状況 直近の情報とする（文献調査）				

表 6.6-23(2) 調査、予測手法等（振動：工事用車両の走行）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
振動	工事用車 両の走行	予測の基本 的な手法	技術手法を参考に、振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算による方法とする。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、工事用車両走行の走行ルートが接続する主要地方道大津能登川長浜線（県道 2 号）沿道の代表地点とする。	
		予測対象 時期等	工事用車両の走行による振動に係る環境影響が最大となる時期とする。	

表 6.6-24 事業特性および地域特性（振動：施設の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。（造成面積約 5.3ha） ・施設（焼却施設、リサイクル施設等）の稼働により、振動の発生が想定される。 ・計画段階の検討の結果、施設の稼働に係る振動の影響に配慮して、主要施設は対象事業実施区域の南側への配置が優位となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄り住居は、対象事業実施区域の北側敷地境界から約10mに位置する。 ・対象事業実施区域周辺では、特定工場等において発生する振動の規制区域として第1種区域に指定されている。（3-155・158ページ参照） ・対象事業実施区域周辺における環境振動の測定は行われていない。

表 6.6-25 調査、予測手法等（振動：施設の稼働）

環境影響評価の項目	調査および予測の手法		手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
振動	施設の稼働	調査すべき情報	1)振動の状況（環境振動） 2)地盤の状況 3)周辺住居等の状況	県技術指針および生活環境調査指針に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。	
	1)振動の状況（環境振動） JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準拠した手法とする。			
	2)地盤の状況 既存の表層地質図等により、地盤の状況を把握する方法とする。（文献調査）			
	調査地域	3)周辺住居等の状況 地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況等を把握する方法とする。（文献調査）		
		振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、対象事業実施区域の周辺 2km 圏内とする。		
	調査地点	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、調査地域内に位置する集落の代表地点とする。		
		1)振動の状況（環境振動） 図 6.6-2 に示す 5 地点（対象事業実施区域 1 地点およびその周辺集落代表 4 地点）とする。		
		2)地盤の状況 地盤の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。（文献調査）		
		3)周辺住居等の状況 振動の状況の調査地点周辺において周辺住居等の状況を適切かつ効果的に把握できる地点とする。（文献調査）		
	調査期間等	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間および時期とする。		
		1)振動の状況（環境振動） 1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とし、平日・休日に各1回とする。（24時間）		
		2)地盤の状況 直近の情報とする。（文献調査）		
3)周辺住居等の状況 直近の情報とする。（文献調査）				
予測の基本的な手法	生活環境調査指針に基づき、距離減衰式により計算する方法とする。			
予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。			
予測地点	振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。			
予測対象時期等	施設の稼働が見込まれる時期とする。			

表 6.6-26 事業特性および地域特性（振動：施設関連車両の走行）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。（造成面積約 5.3ha） ・施設関連車両（パッカー車等）の走行により、施設関連車両の主な走行ルート沿道において、振動の増加が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設関連車両の主な走行ルート沿道において、住居および環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校等）が点在している。 ・対象事業実施区域周辺では、道路交通振動に係る要請限度の区分として、第1種区域に指定されている。（3-155・157・160ページ参照） ・対象事業実施区域周辺における道路交通振動の測定は行われていない。

表 6.6-27(1) 調査、予測手法等（振動：施設関連車両の走行）

環境影響評価の項目	調査および予測の手法		手法の選定理由		
環境要素の区分	影響要因の区分				
振動	施設関連車両の走行	調査すべき情報	1)振動の状況（道路交通振動） 2)交通量の状況 3)地盤の状況（地盤卓越振動数） 4)施設関連車両の走行が予想される道路の沿道の状況	県技術指針および技術手法に基づく手法を参考に選定した。	
		調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。 1)振動の状況（道路交通振動） JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準拠した手法とする。 2)交通量の状況 カウンター等を用いて大型車類、小型車類の車種別・時間別交通量および平均走行速度を計測する。 3)地盤の状況（地盤卓越振動数） 大型車走行時の振動加速度レベルを計測する方法とする。 4)施設関連車両の走行が予想される道路の沿道の状況 地形図の判読等により、保全対象住居の分布状況、道路形状等を把握する方法とする。（文献調査）		
			調査地域		振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、対象事業実施区域の周辺 2km 圏内に位置する施設関連車両の走行が見込まれる道路沿道とする。
			調査地点		振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、施設関連車両が走行する主要地方道大津能登川長浜線(県道 2 号)等の代表地点とする。 1)振動の状況（道路交通振動） 図 6.6-2 に示す 5 地点（主要走行ルートにおける台数負荷が分散する前の地点）とする。 2)交通量の状況 「1)振動の状況（道路交通振動）」と同様の地点とする。 3)地盤の状況（地盤卓越振動数） 「1)振動の状況（道路交通振動）」と同様の地点とする。 4)施設関連車両の走行が予想される道路の沿道の状況 施設関連車両の走行が想定される道路の沿道とする。（文献調査）
					調査期間等

表 6.6-27(2) 調査、予測手法等（振動：施設関連車両の走行）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
振動	施設関連 車両の走 行	予測の基本 的な手法	技術手法を参考に、振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算による方法とする。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、施設関連車両が走行する主要地方道大津能登川長浜線（県道 2 号）等の沿道の代表地点とする。なお、彦根市が整備予定である道路（市道整備ルート）の沿道住居に対する影響も考慮して予測を行う。	
		予測対象 時期等	施設関連車両の走行による振動に係る環境影響が最大となる時期とする。	

6.6.5 悪臭

悪臭に係る事業特性および地域特性は表 6.6-28および表 6.6-30に、調査および予測の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-29および表 6.6-31に示すとおりである。

表 6.6-28 事業特性および地域特性（悪臭：施設の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。（造成面積約5.3ha） ・施設（焼却施設、リサイクル施設等）の稼働により、煙突排ガスや施設設備等からの悪臭の発生が想定される。 ・計画段階の検討の結果、施設の稼働に係る悪臭の影響に配慮して、主要施設は対象事業実施区域の南側への配置が優位となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄り住居は、対象事業実施区域の北側敷地境界から約10mに位置する。 ・彦根地方気象台における風向・風速の測定結果（令和元年）によると、年平均風速は2.9m/s、卓越風向は北西となっている。（3-3・4ページ参照） ・対象事業実施区域周辺における悪臭の測定は行われていない。

表 6.6-29(1) 調査、予測手法等（悪臭：施設の稼働）

環境影響評価の項目	調査および予測の手法		手法の選定理由		
環境要素の区分	影響要因の区分				
悪臭	施設の稼働	調査すべき情報	1)悪臭の状況（特定悪臭物質濃度、臭気指数） 2)気象の状況	県技術指針および生活環境調査指針に基づく手法を参考に選定した。	
		調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。		
			1)悪臭の状況（特定悪臭物質濃度、臭気指数）		
			特定悪臭物質濃度		「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年環境庁告示第9号）に定める方法とする。
			臭気指数		「嗅覚測定法マニュアル」（平成8年環境庁大気保全局大気生活環境室編集）に定める方法とする。
		調査地域	2)気象の状況		
			地上気象に係る現地調査結果を整理する。（表 6.6-3 参照）		
		調査地点	悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、対象事業実施区域の周辺2km圏内とする。		
			悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、「大気質：施設の稼働」と同様の調査地域内に位置する集落の代表地点とする。		
			1)悪臭の状況（特定悪臭物質濃度、臭気指数）		
			特定悪臭物質濃度		図 6.6-3 に示す5地点（対象事業実施区域1地点および周辺集落代表4地点）とする。
		調査期間等	臭気指数		
2)気象の状況					
地上気象に係る現地調査結果を整理する。（表 6.6-7 参照）					
悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期とする。					
1)悪臭の状況（特定悪臭物質濃度、臭気指数）		2回（夏季・冬季）とする。			
特定悪臭物質濃度					
臭気指数					
2)気象の状況					
地上気象に係る現地調査結果を整理する。（表 6.6-7 参照）					

表 6.6-29(2) 調査、予測手法等（悪臭：施設の稼働）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
悪臭	施設の稼働	予測の基本的な手法	ブルーム式およびパフ式による計算を基本とした方法もしくは事例の引用または解析による方法とする。	(前表参照)
		予測地域	調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、対象事業実施区域およびその周辺 2km 程度を包含する範囲とする。	
		予測地点	悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、調査地域内に位置する集落の代表地点とする。	
		予測対象時期等	施設の稼働が見込まれる時期とする。	

表 6.6-30 事業特性および地域特性（悪臭：施設関連車両の走行）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。（造成面積約 5.3ha） ・施設関連車両（パッカー車等）の走行により、車両からの臭気物質の漏洩が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設関連車両の主な走行ルート沿道において、住居および環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校等）が点在している。 ・対象事業実施区域周辺における悪臭の測定は行われていない。

表 6.6-31 調査、予測手法等（悪臭：施設関連車両の走行）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
悪臭	施設関連車両の走行	調査すべき情報	既存事例における悪臭の状況（施設関連車両）	県技術指針に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とし、既存のパッカー車における悪臭物質の漏洩防止対策の整理ならびに対象事業における環境保全措置の実施方針を整理する。	
		調査地域	悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		調査地点	調査地域における悪臭に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。	
		調査期間等	悪臭に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とする。	
		予測の基本的な手法	類似事例の引用および環境保全措置の内容をふまえた定性的な方法とする。	
		予測地域	調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。	
		予測地点	予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点として、施設関連車両の走行が予想される道路の沿道とする。	
予測対象時期等	施設関連車両の走行による悪臭に係る環境影響が最大となる時期とする。			



图 6.6-3 恶臭現地調査地点位置图

6.6.6 水質

水質に係る事業特性および地域特性は表 6.6-32に、調査および予測の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-33に示すとおりである。

表 6.6-32 事業特性および地域特性（水質：土地の改変）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。（造成面積約 5.3ha） ・土地造成に際しては、造成盛土を行う予定であることから、降雨時に濁水の発生が想定される。 ・対象事業実施区域からの雨水排水等は、造成盤面上の水は調整池から、造成法面の水は法尻の側溝で受け、既存の農業用排水路を経て宇曾川に排水する計画である。なお、対象事業実施区域の南西側に位置する額戸川への排水は行わない計画である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宇曾川は農業用排水路との合流点から約3km流下した後、琵琶湖に流入する。（3-17・18ページ参照） ・対象事業実施区域周辺における水質調査結果によると、環境基準点である宇曾川の唐崎橋においては、健康項目（平成29年度）およびダイオキシン類（平成26年度）の測定結果は環境基準を満足しているが、生活環境項目（平成29年度）については大腸菌群数が環境基準値を超過している。（3-19～23ページ参照）

表 6.6-33(1) 調査、予測手法等（水質：土地の改変）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の選定理由		
環境要素の区分	影響要因の区分					
水質（水の濁り）	土地の改変	調査すべき情報	1)降雨時の水質、流量の状況 2)降雨時の流れの状況 3)土質の状況 4)気象（降水量）の状況	県技術指針および技術手法に基づく手法を参考に選定した。		
		調査の基本的な手法	現地調査または文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。			
			水質		1)降雨時の水質、流量の状況 測定項目は浮遊物質量および濁度とし、1回の降雨時に浮遊物質量を1検体、濁度を3検体サンプリングする。 測定手法は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）等に定める方法とする。	
					流量	1回の降雨時に濁度のサンプリング時の状況を測定する。 「水質調査方法」（昭和46年環水管第30号）に定める方法とする。
			2)降雨時の流れの状況 現地調査による流れの状況確認、整理による方法とする。			
		3)土質の状況 JIS A 1204「土の粒度試験方法」に基づく土砂等の粒度組成の分析、JIS M 0201「選炭廃水試験方法」に基づく沈降速度の測定により当該情報の整理および解析による方法とする。				
		4)気象（降水量）の状況 気象庁データ等による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。（文献調査）				
		調査地域	水域の特性および水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。			
		調査地点	水の特性および水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、工事中の濁水を放流する水路上の1地点および当該水路が接続する宇曾川の上流側および下流側の各1地点とする。			
			1)降雨時の水質、流量の状況		図 6.6-4 に示す3地点（対象事業実施区域からの放流地点およびその合流前後の河川）とする。	
2)降雨時の流れの状況						
3)土質の状況	対象事業実施区域内の造成等の施工が見込まれる範囲における代表箇所とする。					
4)気象（降水量）の状況	対象事業実施区域近傍の気象観測所の位置とする。					

表 6.6-33(2) 調査、予測手法等（水質：土地の改変）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の 選定理由	
環境要素 の区分	影響要因 の区分				
水質（水 の濁り）	土地の改 変	調査期間等	水の特性および水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における土砂による水の濁りに係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期とする。	(前表参照)	
			1)降雨時の水質、流量の状況		3回（降雨時）とする。
			2)降雨時の流れの状況		
			3)土質の状況		1回（任意の時期）とする。
		4)気象（降水量）の状況	直近の10年間とする。		
		予測の基本的な手法	浮遊物質量の物質の収支に関する計算または事例の引用もしくは解析とする。		
予測地域	調査地域のうち、水域の特性および水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。				
予測地点	水域の特性および水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点とし、調査地点と同様とする。				
予測対象時期等	造成等の施工により土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期とする。				



図 6.6-4 水質現地調査地点位置図

6.6.7 動物

動物に係る事業特性および地域特性は表 6.6-34に、調査および予測の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-35に示すとおりである。

表 6.6-34 事業特性および地域特性（動物：土地の改変、重機の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。（造成面積約5.3ha） ・土地造成に際しては、土地の直接的な改変を行うほか、降雨時には濁水の発生が想定される。 ・建設機械の稼働により騒音、振動等の発生が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域は彦根市清崎町に位置し、現在主に耕作地となっている。対象事業実施区域およびその周辺には湿地環境が発達している。また、西側から北側にかけて荒神山が近接している。 ・「自然環境保全基礎調査（第2回～第6回）」（昭和53年～平成17年）等によると、調査区域に生息する可能性のある重要な動物種として哺乳類20種、鳥類138種、爬虫類9種、両生類13種、昆虫類93種、魚類51種、底生動物48種、陸産貝類22種が確認されている。（3-34～43・48 ページ参照）

表 6.6-35(1) 調査、予測手法等（動物：土地の改変、重機の稼働）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
動物	土地の改変、重機の稼働	調査すべき情報	1)動物相の状況（哺乳類、鳥類（一般鳥類）、鳥類（猛禽類）、両生・爬虫類、昆虫類、陸産貝類、魚類、底生動物） 2)動物の重要な種の分布、生息の状況および生息環境の状況 3)注目すべき生息地の分布ならびに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況および生息環境の状況	県技術指針および面整備マニュアルに基づく手法を参考に選定した。	
		調査の基本的な手法	哺乳類		現地調査および文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。 目撃法、フィールドサイン法：樹林環境、耕作地及び休耕地、河川敷の各環境を網羅するように踏査し、個体の目撃および鳴き声や糞、足跡、巣などのフィールドサインの確認により生息している哺乳類を確認する。春季・夏季・秋季には、夜間にバットディテクターを用いてコウモリ類の確認を行う。 トラップ法：生け捕り罠（シャーマントラップ）を用いた捕獲調査を行う。トラップは樹林環境、耕作地および休耕地、河川敷の各環境にそれぞれ10個設置し、各季節2晩置いたのち回収する。 自動撮影法：赤外線センサー付き自動撮影カメラを設置し、カメラの前を通過する哺乳類の撮影を行う。カメラは樹林環境、耕作地および休耕地、河川敷の各環境にそれぞれ2個設置し、各季節30日程度置いたのち撮影データを分析する。
			鳥類（一般鳥類）		ルートセンサス法：樹林環境、耕作地および休耕地、河川敷の各環境を網羅するように、あらかじめ設定したルートを一定速度（時速2km程度）で歩きながら一定範囲（草地・水辺等50m、樹林25m）内に出現した鳥類を記録する。調査時間帯は鳥類の活動が盛んな早朝の時間帯に行う。 定点観察法：耕作地および休耕地、河川敷の各環境に設定した調査定点より30分間観察し、出現した鳥類を記録する。調査時間帯は鳥類の活動が盛んな早朝の時間帯に行う。 任意観察法：現地を任意に踏査し、ルートセンサス法および定点調査法で確認されなかった種の記録、重要種の生息状況の詳細把握を行う。冬季・春季・初夏には、夜間にフクロウ類などの夜行性鳥類の生息状況の補足調査を行う。

表 6.6-35(2) 調査、予測手法等（動物：土地の改変、重機の稼働）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
動物	土地の改変、重機の稼働	調査の基本的な手法	鳥類 (猛禽類)	定点観察法等：調査対象範囲を広域に見渡す調査定点（荒神山周辺 の3地点程度）より望遠鏡を用いて観察し、出現する猛禽類 （タカ目、ハヤブサ目）の生息種および繁殖状況を把握する。 調査定点は猛禽類の確認位置や日照方向に応じて適宜移動さ せる。調査は猛禽類の繁殖期に毎月3日間、各日8時間程度 実施する。調査範囲において猛禽類の繁殖可能性があるかと判 断された場合には、林内踏査により営巣地の特定に努める。	（前表参 照）
			両生・ 爬虫類	任意観察法：樹林環境、耕作地および休耕地、水路、河川敷の各環 境を網羅するように踏査し、出現する両生類・爬虫類を確認す る。特に水域で繁殖する両生類については、可能な限り繁殖期 に調査を実施し、繁殖水域の把握に努める。早春季・春季・初 夏季には、夜間に鳴き声による確認を行う。	
			昆虫類	任意採集法：樹林環境、耕作地および休耕地、水路、河川敷の各環 境を網羅するように踏査し、飛翔昆虫の目視、鳴き声、石起こ し、草地でのスニーピング、樹林でのビーティング、訪花昆虫 の観察、生息する昆虫類を把握する。採集した昆虫は、標本を 持ち帰り室内分析により同定を行う。特に湿地で繁殖する昆 虫類の把握に努めることとし、水深や植生の条件が異なる湿 地がある場合はタモによる採集を行う。 ライトトラップ法：光源（紫外線ランプおよび昼光色蛍光灯）、集 まった昆虫を捕獲するボックスおよびボックスに昆虫を落と すろうとからなるボックスライトトラップにより、夜間に光 に集まる昆虫類を捕獲する。トラップは樹林環境、耕作地およ び休耕地、河川敷の各環境にそれぞれ2個設置し、各季節1晩 置いたのち回収する。採集した昆虫は、標本を持ち帰り室内分 析により同定を行う。 ベイトトラップ法：昆虫が好む餌（肉食および発行飲料系）を入 れたプラスチックカップを入口が地面と同じ高さになる様に埋 め、餌に誘引される昆虫類を捕獲する。トラップは樹林環境、 耕作地および休耕地、河川敷の各環境にそれぞれ10個設置し、 各季節1晩置いたのち回収する。採集した昆虫は、標本を持ち 帰り室内分析により同定を行う。	
			陸産貝類	任意採集法：樹林環境、耕作地および休耕地、河川敷の各環境を網 羅するように踏査し、石下や植物の陰に潜む大型の陸産貝類 （カタツムリ、ナメクジなど）を捕獲する。また、微小種につ いては、陸産貝類が好む湿った環境において落葉を30cm四方 程度採取し、対象種とその他のごみ等を選び分けたのち、標本 を持ち帰り室内分析により同定を行う。落葉の採取について は、現地における主要な樹林植生より2箇所程度を目安に実 施する。	
			魚類	河川域（宇曾川）：タモ網、投網、もんどり等を用いた捕獲調査お よび目視観察により生息している魚類を把握する。深瀬（と ろ）環境および平瀬環境の2環境区分を設定し、それぞれ約2 時間を目安に捕獲される種が飽和するまで実施する。 耕作地および休耕地、水路、沢：タモ網を用いた捕獲調査および目 視観察により生息している魚類を把握する。特に湿地で繁殖 する魚類の把握に努めることとし、水深や植生の条件が異な る湿地がある場合はそれぞれ10分を目安に捕獲される種が飽 和するまで実施する。	
			底生動物	河川域（宇曾川）：タモ網を用いた捕獲調査（定性調査）により生 息している底生動物を把握する。深瀬（とろ）環境および平瀬 環境の2環境区分を設定し、それぞれ約2時間を目安に捕獲 される種が飽和するまで実施する。 耕作地および休耕地、水路、沢：タモ網を用いた捕獲調査により生 息している底生動物を把握する。主に魚類調査時に同時に調 査を行うとともに、昆虫類調査時に捕獲されたその他の底生 動物も記録する。	

表 6.6-35(3) 調査、予測手法等（動物：土地の改変、重機の稼働）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の 選定理由		
環境要素 の区分	影響要因 の区分					
動物	土地の改変、重機の稼働	調査地域	対象事業実施区域およびその周辺の区域とし、図 6.6-5 に示す地域とする。		(前表参照)	
		調査地点	動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種および注目すべき生息地に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点または経路とする。図 6.6-6 に示す地点・経路を現時点で想定している。			
			哺乳類	対象事業実施区域およびその周囲 200m の範囲		
			鳥類（一般鳥類）	対象事業実施区域およびその周囲 200m の範囲		
			鳥類（猛禽類）	対象事業実施区域およびその周囲 1km 程度の範囲（荒神山を含む）		
			両生・爬虫類	対象事業実施区域およびその周囲 200m の範囲		
			昆虫類	対象事業実施区域およびその周囲 200m の範囲		
			陸産貝類	対象事業実施区域およびその周囲 200m の範囲		
			魚類	対象事業実施区域およびその周囲 200m の範囲（湿地・水路・沢・宇曾川）		
			底生動物	対象事業実施区域およびその周囲 200m の範囲（湿地・水路・沢・宇曾川）		
		調査期間等	動物の生息の特性を踏まえて重要な種および注目すべき生息地に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とする。			
			哺乳類	4 回（春、夏、秋、冬）		
			鳥類（一般鳥類）	4 回（春、初夏、秋、冬）		
鳥類（猛禽類）	14 回（2 月～8 月×2 営巣期、各 3 日連続）					
両生・爬虫類	4 回（早春、春、初夏、秋）					
昆虫類	4 回（春、初夏、夏、秋）					
陸産貝類	2 回（初夏、秋）					
魚類	4 回（春、夏、秋、冬）					
予測の基本的な手法	動物の重要な種および注目すべき生息地について、分布または生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析による方法とする。具体的な予測手法は、予測対象とする重要な種の生態的特徴や注目すべき生息地の立地条件により判断する。 ア 予測対象に対する直接改変の程度の予測（改変割合や残存面積） イ 予測対象の周辺環境の状態変化の予測（水供給や日照、濁水による生息水域の質的变化、施設の存在による動物移動性の変化、繁殖地に対する騒音・振動環境の変化など）					
	予測地域	調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種および注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同様する。				
予測対象時期等	動物の生息の特性を踏まえて重要な種および注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期とし、工事中とする。					

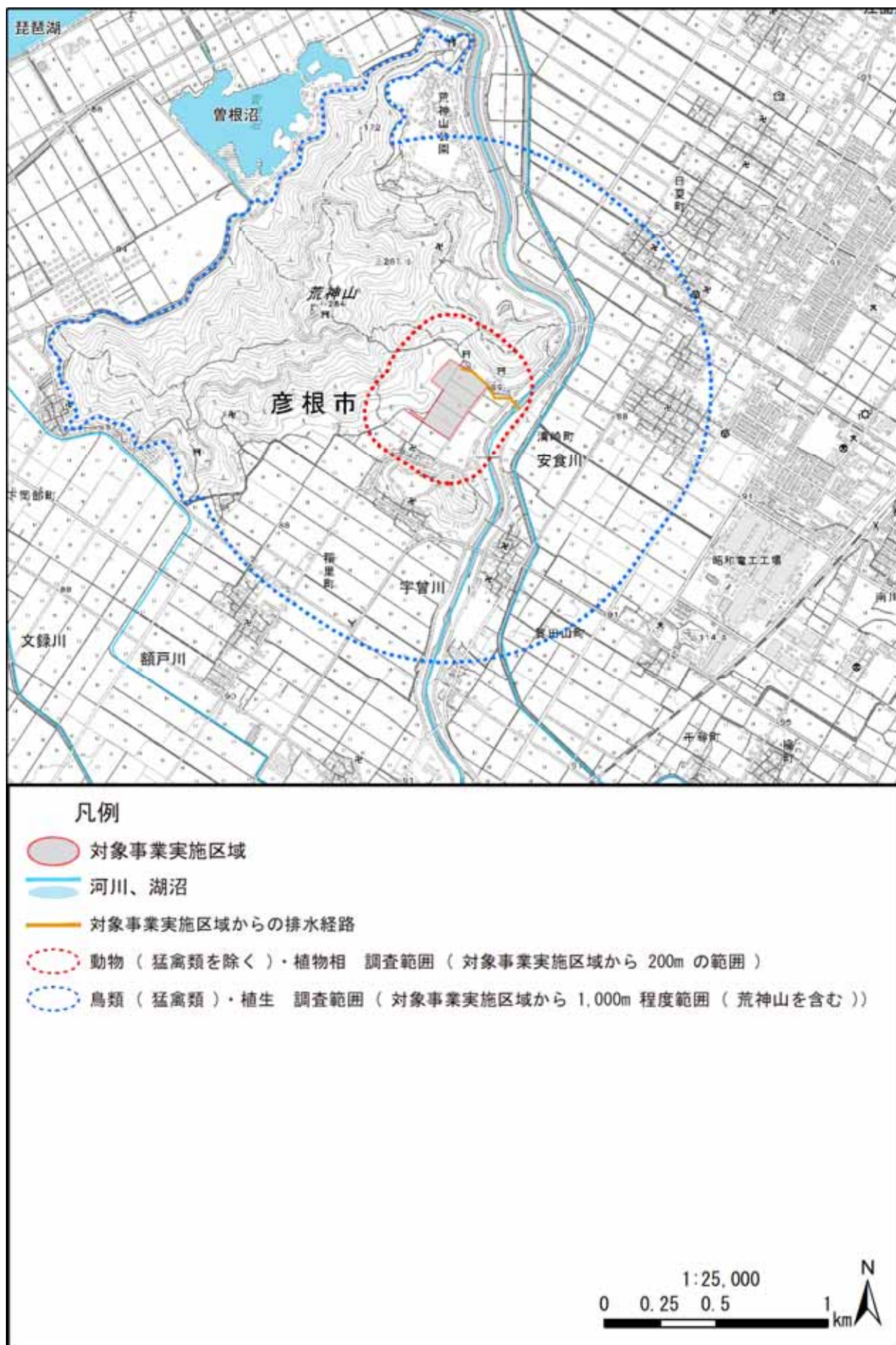
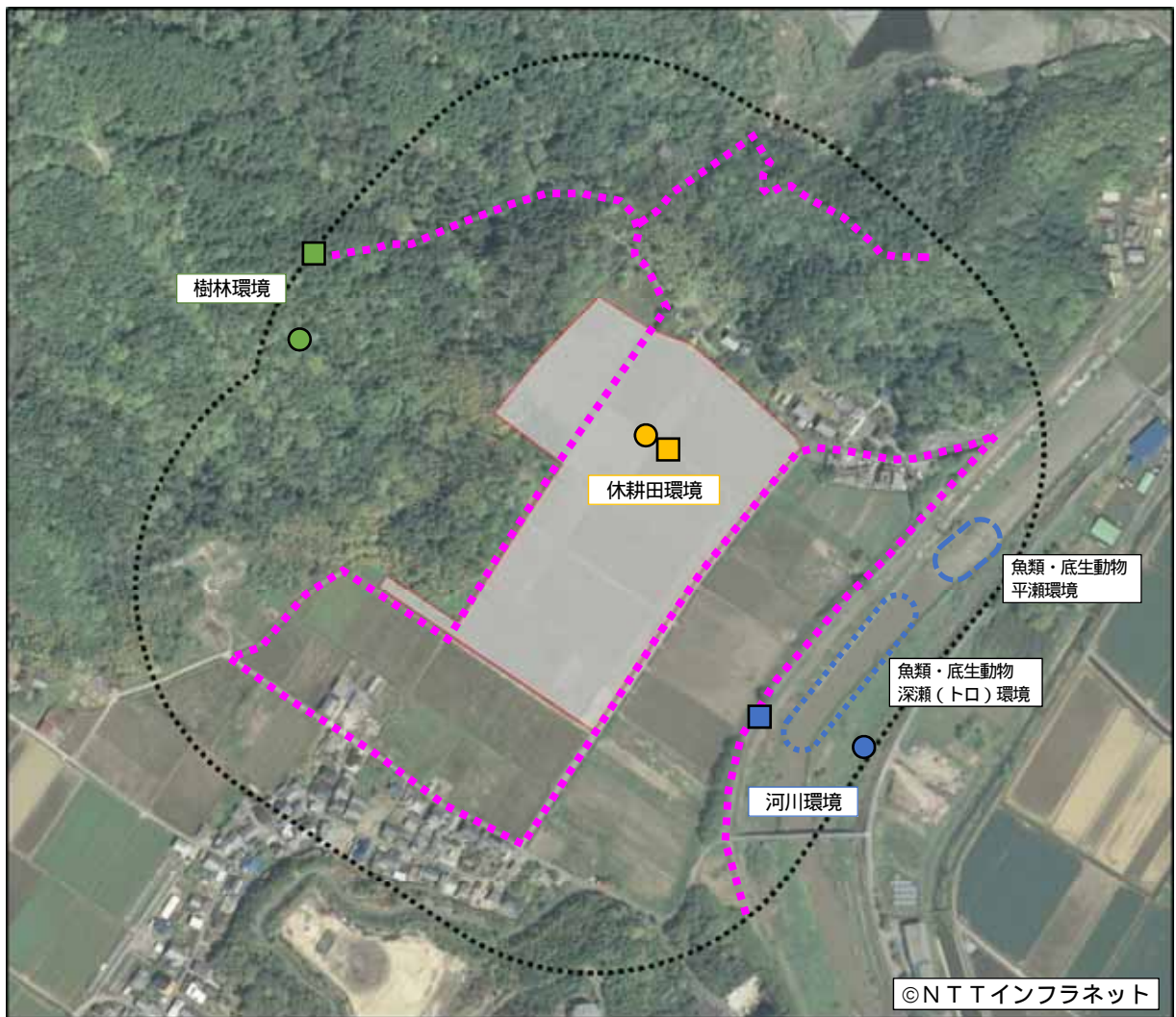


図 6.6-5 動物・植物・生態系現地調査範囲位置図



凡例

- 対象事業実施区域
- 動物（猛禽類を除く）調査範囲（対象事業実施区域から 200m の範囲）
- ● ● 哺乳類・昆虫類トラップ設置地点
- ■ ■ 一般鳥類調査定点
- 一般鳥類調査ライン
- 魚類・底生動物調査地点（宇曾川：平瀬環境）
- 魚類・底生動物調査地点（宇曾川：深瀬（とろ）環境）

上記以外の任意観察法・任意採集法等は、踏査ルートの手前設定を行わず、調査範囲全域を対象に任意に踏査する。

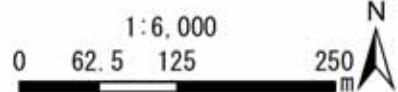


図 6.6-6 動物現地調査地点・ライン位置図

6.6.8 植物

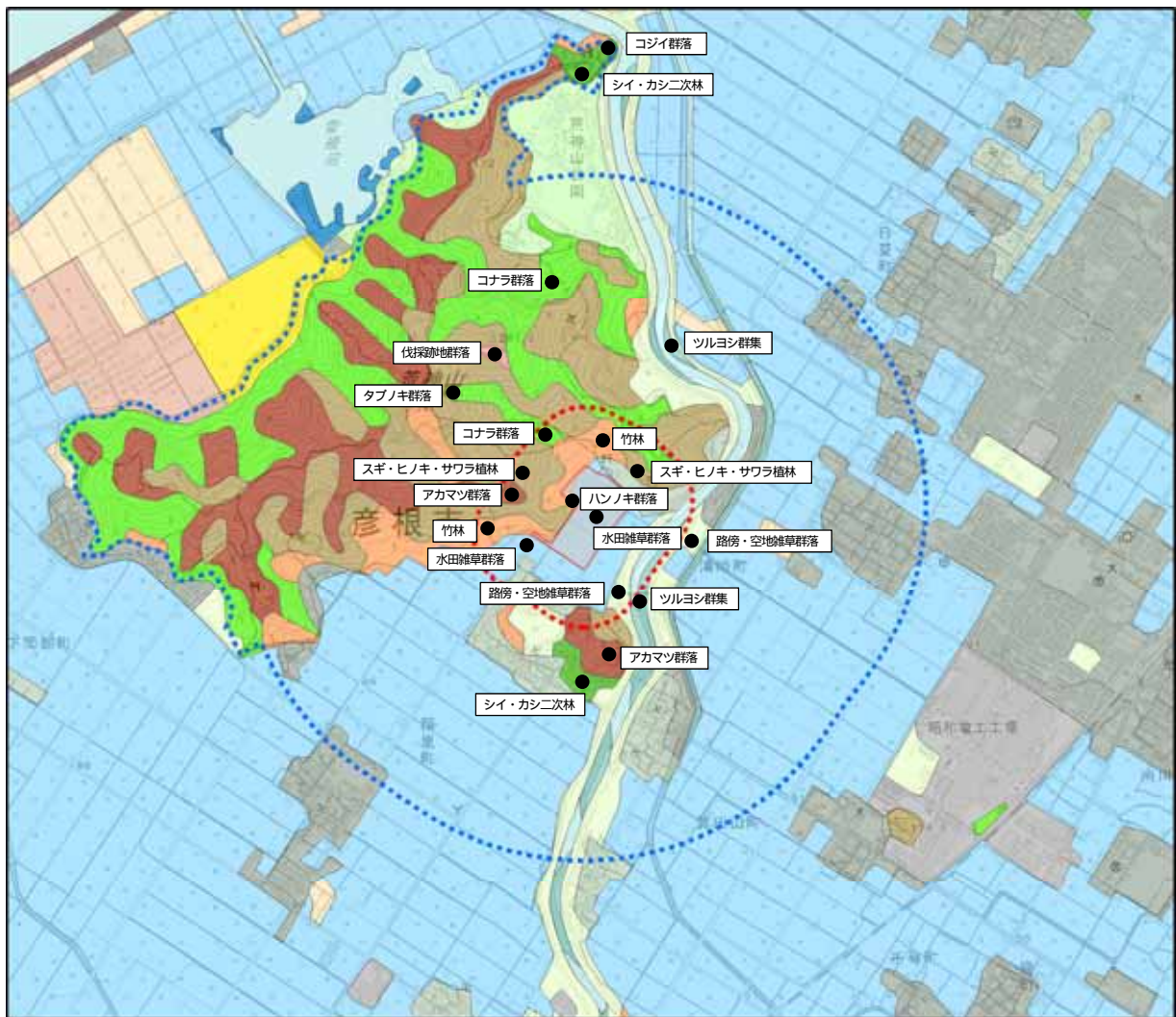
植物に係る事業特性および地域特性は表 6.6-36に、調査および予測の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-37に示すとおりである。

表 6.6-36 事業特性および地域特性（植物：土地の改変）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。（造成面積約 5.3ha） ・土地造成に際して土地の直接的な改変を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域は彦根市清崎町に位置し、現在主に耕作地となっている。対象事業実施区域およびその周辺には湿地環境が発達している。また、西側から北側にかけて荒神山の森林植生がみられる。 ・「自然環境保全基礎調査（第 2 回～第 6 回）」（昭和 53 年～平成 17 年）等によると、調査区域に生育する可能性のある重要な植物種として 145 種が確認されている。（3-44～48 ページ参照）

表 6.6-37 調査、予測手法等（植物：土地の改変）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
植物	土地の改変	調査すべき情報	1)植物相および植生の状況 2)植物の重要な種および群落の分布、生育の状況および生育環境の状況	県技術指針および面整備マニュアルに基づく手法を参考に選定した。	
		調査の基本的な手法	現地調査および文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。		
			植物相		任意観察法とし、対象地域を踏査して生育する植物（高等植物および休耕田等に生育する藻類）の種名を記録する。現地で種名がわからない種については、標本を持ち帰り室内分析により同定を行う。 踏査にあたっては、現存植生図を参考に各植生区分を網羅するように適切な踏査ルートを検討する。
			植生		航空写真判別により植生判読図を作成し、現地にて植生判読図を修正し植生区分図を作成する。各植物群落の代表地点 2カ所程度で植物社会学的手法による植生調査（コドラート調査）を実施する。
		調査地域	対象事業実施区域およびその周辺とし、図 6.6-5 に示す地域とする。		
		調査地点	植物の生育および植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種および群落に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点または経路とする。		
			植物相		対象事業実施区域およびその周囲 200m の範囲（藻類については、休耕田を主要な調査対象とする）
			植生		対象事業実施区域およびその周囲 1km 程度の範囲（荒神山を含む）とし、コドラート設置地点については、現地で識別された植物群落ごとに 2 地点程度、計 20～30 地点程度とし、コドラート位置は図 6.6-7 に示す地点を現時点で想定している。
		調査期間等	植物の生育および植生の特性を踏まえて重要な種および群落に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とする。		
			植物相		4 回（早春、春、夏、秋）
			植生		1 回（春～秋）
		予測の基本的な手法	植物の重要な種および群落について、分布または生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析とする。具体的な予測手法は、予測対象の重要な種の生態的特徴や重要な群落の立地条件により判断する。 ア 予測対象に対する直接改変の程度の予測（改変割合や残存面積） イ 予測対象の周辺環境の状態変化の予測（水供給や日照、濁水による生育水域の質的变化など）		
予測地域	調査地域のうち、植物の生育および植生の特性を踏まえて重要な種および群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。				
予測対象時期等	植物の生育および植生の特性を踏まえて重要な種および群落に係る環境影響を的確に把握できる時期とし、工事中とする。				



凡例

- 対象事業実施区域
- 植物相 調査範囲 (対象事業実施区域から 200m の範囲)
- 植生 調査範囲 (対象事業実施区域から 1,000m 程度範囲 (荒神山を含む))
- 植生調査地点(コドラート)

現存植生図

 カナメモチーコジイ群落	 竹林	 市街地
 タブノキ群落	 伐採跡地群落(VII)	 緑の多い住宅地
 シイ・カシ二次林	 ヨシクラス	 工場地帯
 アベマキーコナラ群落	 開放水域	
 ススキ群落(VII)	 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	
 ツルヨシ群落	 路傍・空地雑草群落	出典: 「第6回自然環境保全基礎調査(現存植生図)」
 モチツツジーアカマツ群落	 果樹園	(平成13~16年、環境省)
 スギ・ヒノキ・サワラ植林	 畑雑草群落	
 クロマツ植林	 水田雑草群落	

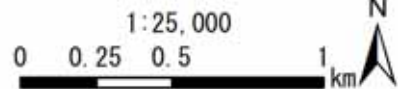


図 6.6-7 植生調査コドラート位置図

6.6.9 生態系

生態系に係る事業特性および地域特性は表 6.6-38に、調査および予測の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-39に示すとおりである。

表 6.6-38 事業特性および地域特性（生態系：土地の改変、重機の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。(造成面積約 5.3ha) ・土地造成に際しては、土地の直接的な改変を行うほか、降雨時には濁水の発生が想定される。 ・建設機械の稼働により騒音、振動等の発生が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域は彦根市清崎町に位置し、現在主に耕作地となっている。対象事業実施区域およびその周辺には湿地環境が発達している。また、西側から北側にかけて荒神山が近接している。 ・「自然環境保全基礎調査（第2回～第6回）」（昭和53年～平成17年）等によると、調査区域に生息・生育する可能性のある重要な動物種として哺乳類20種、鳥類138種、爬虫類9種、両生類13種、昆虫類93種、魚類51種、底生動物48種、陸産貝類22種が、重要な植物種として145種が確認されている。(3-34～47ページ参照) ・調査区域は水田地帯が主要な環境となっているほか、荒神山の森林植生がみられることから、里地・里山の生態系が分布していると考えられる。また、琵琶湖国定公園の特別地域等の重要な生態系が分布する。(3-54～56ページ参照)

表 6.6-39 調査、予測手法等（生態系：土地の改変、重機の稼働）

環境影響評価の項目	調査および予測の手法		手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
生態系	土地の改変、重機の稼働	調査すべき情報	1)動植物その他の自然環境に係る概況 2)複数の注目種等の生態、他の動植物との関係または生息環境もしくは生育環境の状況	県技術指針および面整備マニュアルに基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	現地調査および文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とし、「動物」「植物」の現地調査結果を整理分析する方法とする。	
		調査地域	対象事業実施区域およびその周辺とし、「動物」「植物」と同様とする。	
		調査地点	動植物その他の自然環境の特性および注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点または経路とし、「動物」「植物」と同様とする。	
		調査期間等	動植物その他の自然環境の特性および注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とし、「動物」「植物」と同様とする。	
		予測の基本的な手法	注目種等について、分布、生息環境または生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析による方法とする。具体的な予測手法は、「動物」「植物」と同様とする。	
		予測地域	調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性および注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同様とする。	
		予測対象時期等	動植物その他の自然環境の特性および注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期とし、工事中とする。	

6.6.10 景観

景観に係る事業特性および地域特性は表 6.6-40に、調査および予測の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-41に示すとおりである。

表 6.6-40 事業特性および地域特性（景観：施設の存在）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。（造成面積約 5.3ha） ・施設の存在に関して、焼却施設、リサイクル施設の建屋および煙突が出現する。 ・計画段階の検討の結果、景観の影響に配慮して、主要施設は対象事業実施区域の南側への配置が、焼却施設の煙突高さについては、59m が優位となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域は彦根市清崎町に位置し、現在主に耕作地となっている。また、西側から北側にかけて荒神山が近接している。 ・対象事業実施区域は、「彦根市景観計画」における景観形成地域・地区には指定されていないものの、「田園集落ゾーン」に区分されており、景観形成基本方針・指針、行為の制限に関する事項が示されている。本事業においては、彦根市景観計画における景観形成基本方針「田園や自然緑地と調和し一体となった景観形成を図る。」および指針「建築物や工作物は、周辺の田園風景や落ち着いたきのある集落景観と調和するよう努める。」等を考慮した景観保全を図る方針とする。（3-189・190ページ参照） ・調査区域の主要な眺望点としては、旧朝鮮人街道に沿って形成された周辺集落や県道2号大津能登川長浜線沿いの朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域（以上、配慮書に対する意見等）、琵琶湖沿いを通る湖岸道路周辺（3-57・59ページ参照）があげられる。 ・調査区域の景観資源としては、対象事業実施区域の北西側に位置する荒神山（3-57～59ページ参照）や、旧朝鮮人街道に沿って形成された農地や集落等（配慮書に対する意見等）があげられる。

表 6.6-41（1） 調査、予測手法等（景観：施設の存在）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
景観	施設の存在	調査すべき情報	1) 主要な眺望点の状況 2) 景観資源の状況 3) 主要な眺望景観の状況	県技術指針および技術手法に基づく手法、計画段階環境配慮書に対する知事意見、彦根市長意見、一般意見を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	調査（現地踏査および景観写真撮影等）および文献その他の資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析による方法とする。	
		調査地域	主要な眺望点の状況、景観資源の状況および主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域とし、中景域にあたる 3km 以内の範囲を含む、図 6.6-8 に示す地域とする。	
		調査地点	対象事業実施区域における「田園集落ゾーン」としての景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点および景観資源ならびに主要な眺望景観に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。	
		1) 主要な眺望点の状況 3) 主要な眺望景観の状況	現地踏査および計画段階配慮書に対する意見等を踏まえて設定した主要な眺望点 ※主要な眺望点は、以下の設定根拠から選択する。 a. 周辺集落 b. 対象施設および荒神山が視認できる中～遠景域 c. 景観形成地域 d. 湖岸道路 e. 朝鮮人街道沿道 f. 荒神山神社 g. 荒神山公園	
		2) 景観資源の状況	既存資料調査により把握した主要な景観資源および対象事業実施区域周辺の景観を特徴づける景観資源 ※計画段階配慮書に対する意見等から以下の景観資源を追加する。 ・朝鮮人街道沿道の農地・集落 ・宇曾川沿いの桜並木	

表 6.6-41 (2) 調査、予測手法等 (景観：施設の存在)

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
景観	施設の存在	調査期間等	景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点および景観資源ならびに主要な眺望景観に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とする。 なお、主要な眺望景観については、4季(春、夏、秋、冬)を対象に調査する。	(前表参照)
		予測の基本的な手法	主要な眺望点および景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析ならびに主要な眺望景観についてのフォトモンタージュを作成する方法とする。 ア 主要な眺望点および景観資源に対する直接改変の程度の予測 イ 主要な眺望点から見る風景の変化の予測(フォトモンタージュ作成) ウ 予測対象へのアクセス特性の変化の予測	
		予測地域	調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点および景観資源ならびに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同様とする。	
		予測対象時期等	景観の特性を踏まえて主要な眺望点および景観資源ならびに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期とし、供用後とする。	

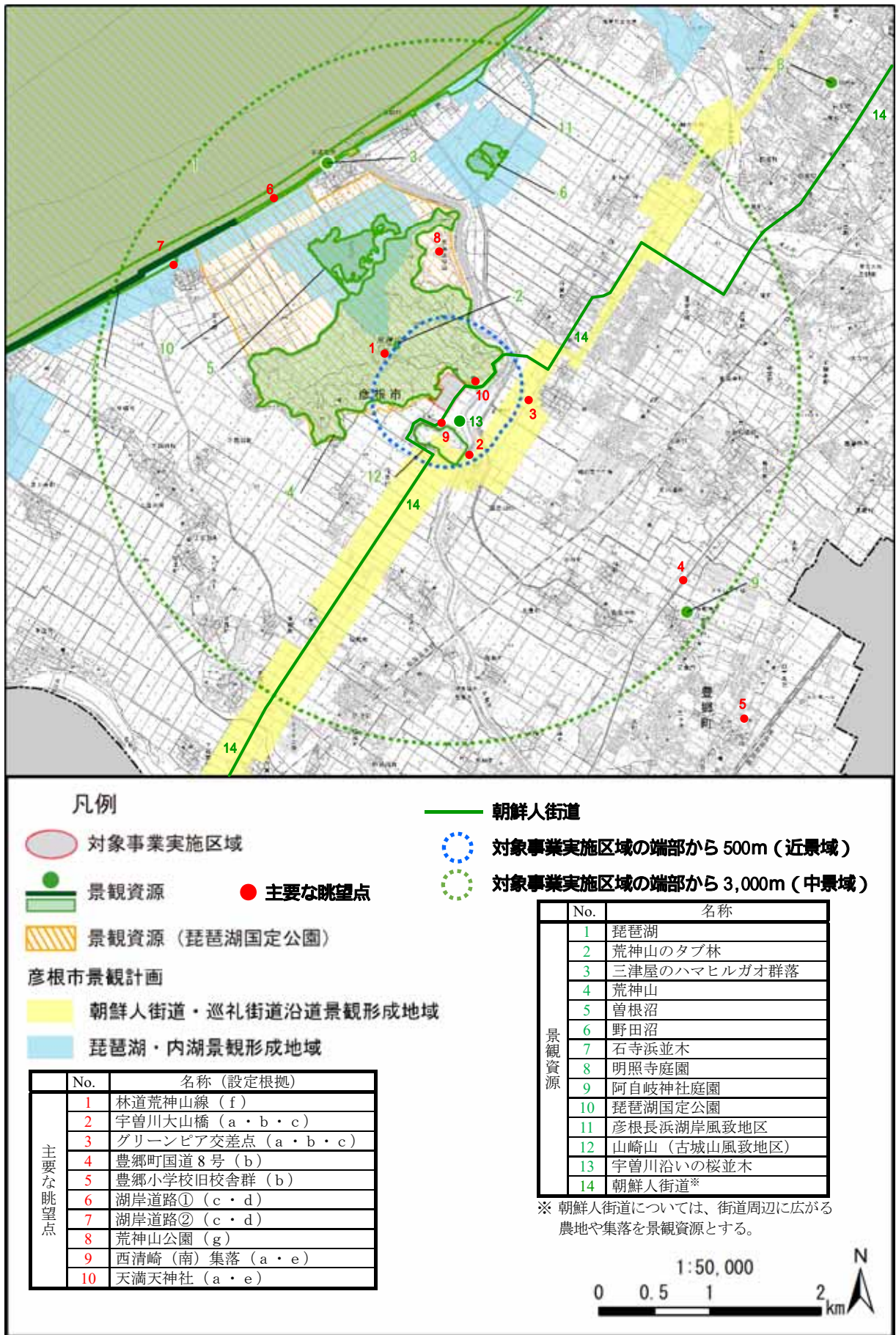


図 6.6-8 景観現地調査地点位置図

6.6.11 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場に係る事業特性および地域特性は表 6.6-42に、調査および予測の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-43に示すとおりである。

表 6.6-42 事業特性および地域特性（人と自然との触れ合いの活動の場：
工事中車両の走行、施設の使用、施設関連車両の走行）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。（造成面積約 5.3ha） ・工事中車両の走行、施設の使用および施設関連車両の走行により、人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセス特性の変化、利用性および快適性の変化が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域は彦根市清崎町に位置し、現在主に耕作地となっている。また、西側から北側にかけて荒神山が近接している。 ・調査区域の人と自然との触れ合いの活動の場として、荒神山のハイキングコース、琵琶湖湖畔や宇曾川沿いに位置する複数のサイクリングコース等があげられる。（3-60～62ページ参照）

表 6.6-43 調査、予測手法等（人と自然との触れ合いの活動の場：
工事中車両の走行、施設の使用、施設関連車両の走行）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分				
人と自然との触れ合いの活動の場	工事中車両の走行、施設の使用、施設関連車両の走行	調査すべき情報	1)人と自然との触れ合いの活動の場の概況 2)主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況および利用環境の状況		県技術指針および技術手法に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	調査（現地踏査および写真撮影等）および文献その他の資料による情報の収集、地元関係者へのヒアリングならびに当該情報の整理および解析による方法とする。		
		調査地域	人と自然との触れ合いの活動の場の状況を適切に把握できる地域とし、快適性に影響を及ぼすおそれのある近景域を対象に対象事業実施区域およびその周囲 500m の範囲を含む、図 6.6-9 に示す地域とする。		
		調査地点	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。		
			1)人と自然との触れ合いの活動の場の概況 2)主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況および利用環境の状況	既存資料調査により把握した人と自然との触れ合いの活動の場のうち、本事業の実施によりアクセス特性の変化、利用性および快適性の変化が想定される地点とし、対象事業実施区域およびその周囲 500m の範囲に分布する地点とする。	
		調査期間等	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とし、4 季（春、夏、秋、冬）を対象に調査する。		
		予測の基本的な手法	主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布または利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析とする。 ア 予測対象に対する直接改変の程度予測 イ 予測対象から見る風景の変化の予測（必要に応じてフォトモンタージュ作成） ウ 予測対象へのアクセス特性の変化の予測		
		予測地域	調査地域のうち、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同様とする。		
予測対象時期等	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期とし、工事中および供用後とする。				

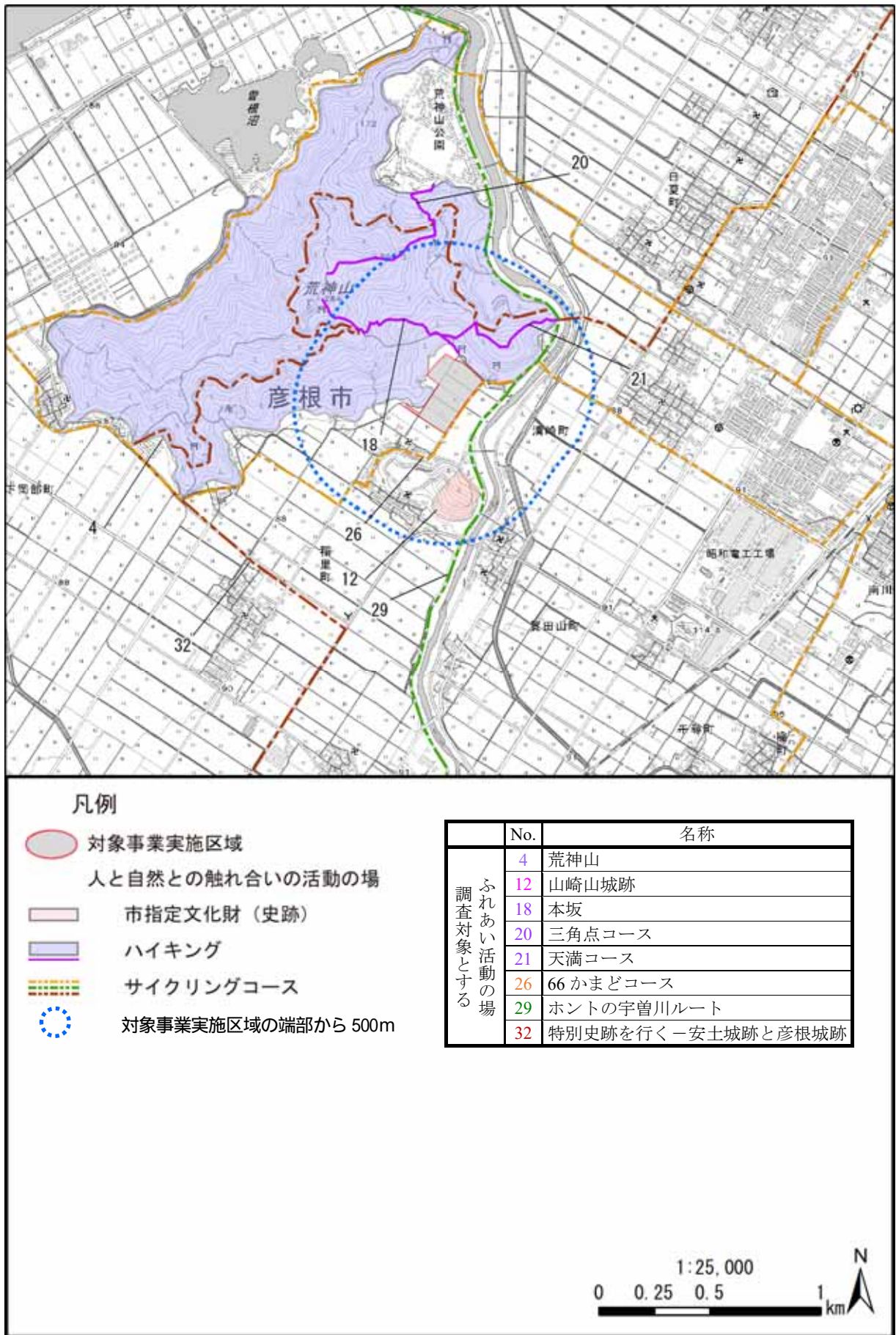


図 6.6-9 人と自然との触れ合いの活動の場現地調査地点位置図

6.6.12 廃棄物等

廃棄物等に係る事業特性および地域特性は表 6.6-44に、調査および予測の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-45に示すとおりである。

表 6.6-44 事業特性および地域特性（廃棄物等：土地の改変、施設の稼働）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。（造成面積約5.3ha） ・工事の実施（造成工事・建設工事）により、建設副産物が発生する。 ・施設の存在・供用により、ごみ処理後の廃棄物が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」によって、特定建設資材廃棄物の分別解体、再資源化が義務づけられており、「建設リサイクル推進計画2014」においては、平成30年度の再資源化・縮減率は96%と設定されている。（3-191ページ参照） ・彦根愛知犬上広域行政組合を構成する圏域全体の一般廃棄物について、平成29年度のごみ総排出量は47,535t、資源化量は14,063t、リサイクル率は35.52%、直接焼却量は28,257tとなっている。（3-107・108ページ参照） ・滋賀県における平成29年度の産業廃棄物総排出量は3,766千tとなっている。（3-108・109ページ参照）

表 6.6-45 調査、予測手法等（廃棄物等：土地の改変、施設の稼働）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の選定理由		
環境要素の区分	影響要因の区分					
廃棄物等	土地の改変、施設の稼働	調査すべき情報	発生する廃棄物等の種類およびその量		県技術指針に基づく手法を参考に選定した。	
		調査の基本的な手法	既存資料の整理および事業計画に基づき、発生が見込まれる建設副産物（建設発生土等）の種類および発生量、施設稼働後に発生する焼却残渣等の発生量を推定する方法とする。			
			建設副産物	<ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土は事業計画から推定 ・その他建設廃棄物は類似工事事例と事業計画から推定 		
			焼却残渣等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に基づく推定 		
		調査地域	対象事業実施区域の範囲を基本とする。			
		予測の基本的な手法	廃棄物等の種類ごとの発生量および処理・処分の計画を踏まえ、廃棄物等の発生に伴う影響の程度について、定性的に予測する方法とする。			
		予測地域	対象事業実施区域の範囲を基本とする。			
		予測対象時期等	廃棄物等に係る環境影響が最大となる時期または事業活動が定常状態となる時期、その他の予測に適切かつ効果的な時期とする。			
建設副産物	造成等の工事を実施する時期とする。					
焼却残渣等	施設の定常的な稼働が見込まれる時期とする。					

6.6.13 温室効果ガス

温室効果ガスに係る事業特性および地域特性は表 6.6-46に、調査および予測の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-47に示すとおりである。

表 6.6-46 事業特性および地域特性

(温室効果ガス：重機の稼働、工事用車両の走行、施設の稼働、施設関連車両の走行)

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。(造成面積約 5.3ha) ・工事の実施(造成工事・建設工事)により、重機の稼働や、工事用車両の走行が想定させる。 ・施設の稼働により、ごみの焼却や施設関連車両の走行が想定される。 ・施設整備の理念・基本方針において、施設の省エネルギー化および太陽光発電等の自然エネルギーの導入により温室効果ガスの発生を抑制することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県では「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」が策定されており、県の温室効果ガスの削減目標は「2030年度において、2013年度比23%減」と設定されている。(3-183ページ参照) ・滋賀県は「"しが CO₂ ネットゼロ"ムーブメントキックオフ宣言」を行い、2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、県民や事業者等と多様な主体と連携して取り組むこととしている。

表 6.6-47 調査、予測手法等

(温室効果ガス：重機の稼働、工事用車両の走行、施設の稼働、施設関連車両の走行)

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
温室効果ガス	重機の稼働、工事用車両の走行、施設の稼働、施設関連車両の走行	調査すべき情報	発生する温室効果ガス等の種類およびその量	県技術指針に基づく手法を参考に選定した。
		調査の基本的な手法	既存資料の整理および事業計画に基づき、発生が見込まれる温室効果ガス等の種類および発生量等を推定する方法とする。	
		調査地域	対象事業実施区域の範囲を基本とする。	
		予測の基本的な手法	温室効果ガスの発生の特性を踏まえた事例の引用または解析による方法とする。 工事計画および施設計画から温室効果ガス等の排出量について、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省、経済産業省)等に基づき試算する方法を基本とする。 なお、施設の稼働に係る予測においては、発電による温室効果ガスの削減効果も考慮する。	
		予測地域	対象事業実施区域の範囲を基本とする。	
		予測対象時期等	造成等の工事を実施する時期および施設の稼働が見込まれる時期とする。	

6.6.14 文化財

文化財に係る事業特性および地域特性は表 6.6-48に、調査および予測の手法ならびにその選
定理由等は

表 6.6-49に示すとおりである。

表 6.6-48 事業特性および地域特性（文化財：重機の稼働、工事用車両の走行、施設の存在、

施設関連車両の走行）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。（造成面積約 5.3ha） ・工事の実施に伴う重機の稼働により、騒音・振動の発生が想定される。 ・工事用車両および施設関連車両の走行により、文化財へのアクセス特性の変化が想定される。 ・施設の存在により、周辺の景色に変化が生じることが想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域は彦根市清崎町に位置し、現在主に耕作地となっている。 ・対象事業実施区域周辺に荒神山神社等の有形の文化財が分布する。（3-65～71ページ参照）

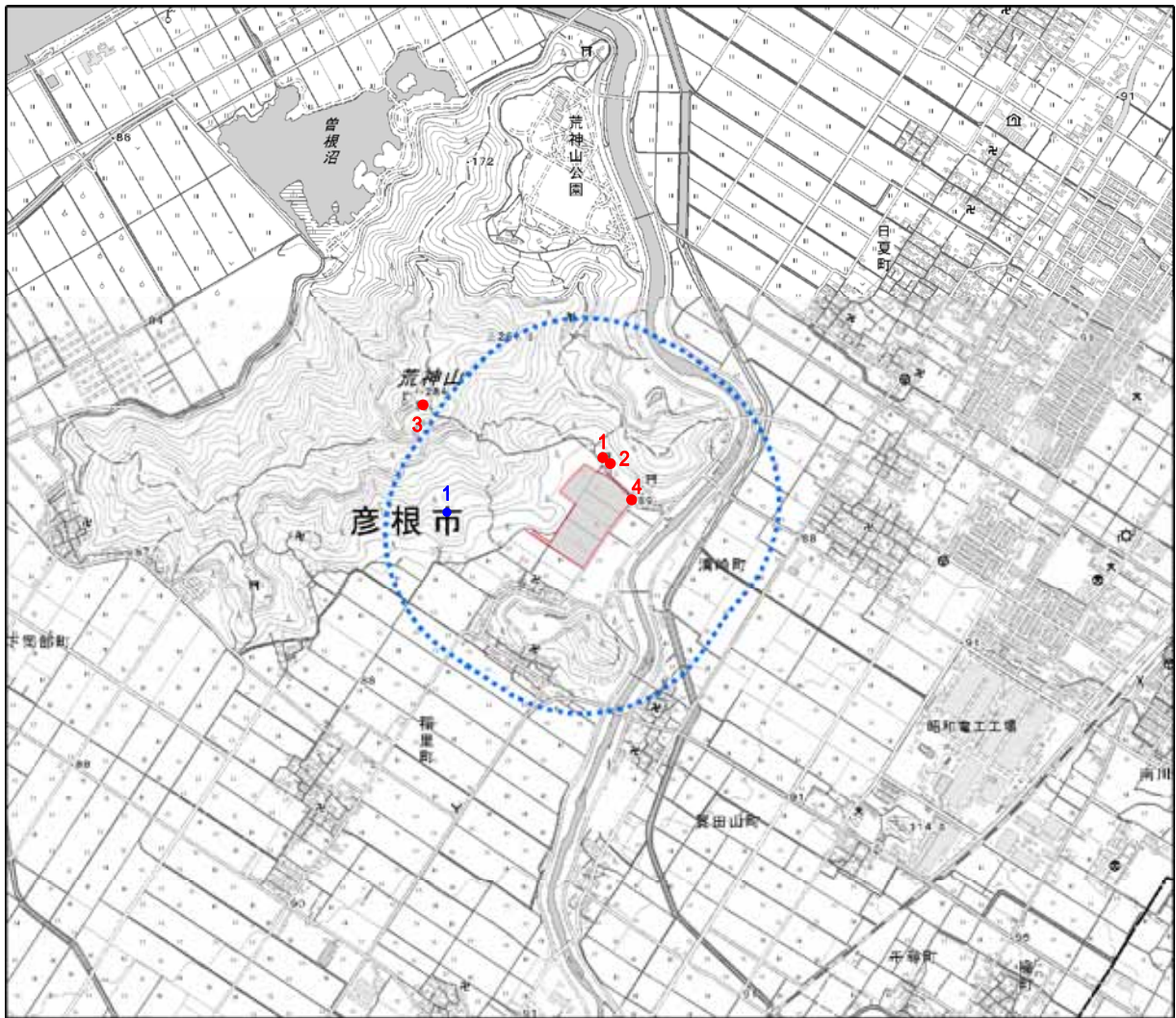
表 6.6-49(1) 調査、予測手法等（文化財：重機の稼働、工事用車両の走行、施設の存在、

施設関連車両の走行）


環境影響評価の項目	調査および予測の手法		手法の 選定理由		
環境要素 の区分	影響要因 の区分				
文化財	重機の稼働、工事用車両の走行、施設の存在、施設関連車両の走行	調査すべき情報	有形の文化財の分布状況 ※有形の文化財には次のものを含む。有形文化財、有形民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財、未指定の有形の文化財	県技術指針および県技術ガイドに基づく手法、計画段階環境配慮書に対する知事意見、彦根市長意見、一般意見を参考に選定した。	
		調査の基本的な手法	現地調査および文献その他の入手可能な資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析とする。		有形の文化財の分布状況の把握
	主要な有形の文化財の抽出		把握した情報について、文化財の種類、位置等の概要、位置づけ（法令等の指定対象、地域により重視されている対象等の視点）を整理し、文化財所管部局と協議し、主要な有形の文化財を抽出する。抽出にあたっては、地域の歴史的・文化的特徴、文化財所管部局の意向、住民等の価値認識も考慮する。		
	主要な有形の文化財の状態の把握		主要な有形の文化財について、現況を把握する。 把握内容は、文化財の種類、名称、内容、成立時期、現況、位置、数量、面積、範囲、分布状況、保存状況、その文化的価値、文化財所管部局および所有者（管理者）の保存活動の意向・課題、文化財へのアクセスルートの状況とする。		
	調査地域		対象事業実施区域およびその周辺の区域とし、文化財を含む景色の影響を勘案して、対象事業実施区域およびその周辺概ね 500m 程度の範囲を含む、図 6.6-10 に示す地域とする。		
	調査地点	有形の文化財の特性を踏まえて調査地域における有形の文化財に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。 ※計画段階環境配慮書に対する意見等を踏まえ特に下記に注目する。 1. 荒神山神社遥拝殿 2. 荒神山神社鳥居 3. 荒神山神社本殿 4. 荒神山神社参道の道標			
調査期間等	有形の文化財の特性を踏まえて調査地域における有形の文化財に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とする。				


表 6.6-50(2) 調査、予測手法等（文化財：重機の稼働、工事用車両の走行、施設の存在、
施設関連車両の走行）

環境影響評価の項目	調査および予測の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分		
文化財	重機の稼働、工事用車両の走行、施設の存在、施設関連車両の走行	予測の基本的な手法	(前表参照)
		予測地域	
		予測対象時期等	
		有形の文化財についての分布または成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析とする。予測項目は以下のとおりとする。 ア 文化財に対する直接改変の程度の予測 イ 文化財と一体となった周辺環境の状態変化の予測（必要に応じて騒音・振動の予測結果を引用） ウ 文化財の内部（庭園等）から見る風景の変化の予測（必要に応じてフォトモンタージュ作成） エ 文化財へのアクセス特性の変化の予測	
		調査地域のうち、有形の文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同様とする。	
		有形の文化財に係る環境影響を的確に把握できる時期とし、工事中および供用後とする。	



凡例

 対象事業実施区域

 対象事業実施区域の端部から 500m

	No.	名称	備考
文化財の 注目箇所	1	荒神山神社遥拝殿	彦根市指定文化財
	2	荒神山神社鳥居	国登録文化財
	3	荒神山神社本殿ほか	彦根市指定文化財・国登録文化財
	4	荒神山神社参道の道標	
伝承文化の 注目箇所	1	へび岩信仰	へび岩

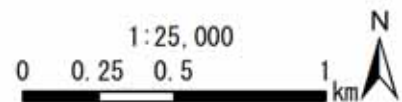


図 6.6-10 文化財・伝承文化現地調査範囲位置図

6.6.15 伝承文化

伝承文化に係る事業特性および地域特性は表 6.6-51に、調査および予測の手法ならびにその選定理由等は表 6.6-52に示すとおりである。

表 6.6-51 事業特性および地域特性（伝承文化：重機の稼働、工事中車両の走行、施設の存在、施設関連車両の走行）

当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、リサイクル施設の設置・運営を行うものである。（造成面積約 5.3ha） ・工事の実施に伴う重機の稼働により、騒音・振動の発生が想定される。 ・工事中車両および施設関連車両の走行により、伝承文化の場へのアクセス特性の変化が想定される。 ・施設の存在により、周辺の景色に変化が生じることが想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域周辺における伝承文化として、荒神山に存在する「へび岩」の信仰が挙げられる。 ・既存資料による調査では、対象事業実施区域の近傍における伝承文化に係る把握は不十分である可能性がある。

表 6.6-52(1) 調査、予測手法等（伝承文化：重機の稼働、工事中車両の走行、施設の存在、施設関連車両の走行）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の選定理由		
環境要素の区分	影響要因の区分					
伝承文化	重機の稼働、工事中車両の走行、施設の存在、施設関連車両の走行	調査すべき情報	地域に密接に関連する伝承文化の状況およびその歴史		県技術指針および県技術ガイドに基づく手法を参考に選定した。	
		調査の基本的な手法		現地調査および文献その他の入手可能な資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析		
			伝承文化の概況	文献調査、ヒアリング、現地確認により、対象事業実施区域およびその周辺地域における無形の文化財や、地域に伝わる祭り、行事、信仰の場、歴史や文学作品等の背景となった場等の伝承文化の存在およびその歴史を把握する。		
			主要な伝承文化の抽出	把握した情報について、伝承文化の種類、位置等の概要、位置づけ（地域により重視されている対象等の視点）を整理し、有識者の意見を踏まえ、主要な伝承文化を抽出する。抽出にあたっては、地域の歴史的・文化的特徴、住民等の価値認識、当該地域の土地や周辺環境との一体性も考慮する。抽出にあたっては、以下の観点に照らして、当該地域に関わりがあるものを抽出する。 ①地域の歴史、文化を現在および将来に伝承し得る要素 ②地域住民に広く利用され、または親しまれている要素 ③多くの人々が訪れるような要素 ④多くの人々が感動・感銘を受け、鑑賞の対象となっているような要素 ⑤他にはない傑出した個性や特徴を有する要素		
			主要な伝承文化の状態の把握	主要な伝承文化について、現況を把握する。把握内容は、伝承文化の状態、伝承文化を支える要素、アクセス特性、土地の使われ方、開発によって影響を受けるおそれのある環境要素の状況とする。		
		調査地域	対象事業実施区域およびその周辺の区域とし、伝承文化を含む景色の影響を勘案して、対象事業実施区域およびその周辺概ね 500m 程度の範囲を含む、図 6.6-10 に示す地域とする。			
		調査地点	伝承文化に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、現地調査、文献調査ならびに聞き取り調査により絞り込みを行う。			
調査期間等	伝承文化に係る環境影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯とする。必要に応じて伝承文化の行事が行われる日時に調査を行う。					

表 6.6-52(2) 調査、予測手法等（伝承文化：重機の稼働、工事用車両の走行、施設の存在、

施設関連車両の走行）

環境影響評価の項目		調査および予測の手法		手法の 選定理由
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
伝承文化	重機の稼働、工事用車両の走行、施設の存在、施設関連車両の走行	予測の基本的な手法	伝承文化への影響の程度を踏まえた事例の引用または解析とする。予測項目は以下のとおりとする。 ア 伝承文化の場への直接改変の程度の予測 イ 伝承文化の環境の状態変化の予測（必要に応じて騒音・振動の予測結果を引用、フォトモンタージュ作成） ウ 伝承文化へのアクセス特性の変化の予測	（前表参照）
		予測地域	調査地域のうち、伝承文化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同様とする。	
		予測対象時期等	伝承文化に係る環境影響を的確に把握できる時期とし、工事中および供用後とする。	

6.6.16 その他の環境要素に係る現況調査

「6.3 環境影響評価の対象とした環境要素」において、事業特性および地域特性等を踏まえて対象事業に係る環境影響評価項目を選定した結果、環境影響評価の対象外とした環境要素のうち、環境影響評価の基礎資料とするため現地調査を行う項目（「水質（水の汚れ）」、「地下水（水位・流れ）」および「土壌（汚染）」）。表 6.6-1参照）の調査手法を表 6.6-53～表 6.6-55に示す。

なお、「気象」（風向・風速等）については、大気質の予測・評価を行うための基礎情報であることから、表 6.6-7において調査手法を記載している。

表 6.6-53 水質（水の汚れ）調査手法

項目	内容	
調査項目	1) 生活環境項目 ^{注1)} 2) 有害物質 ^{注2)} 3) 流量	
調査の基本的な手法	1) 生活環境項目	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）等に定める方法とする。
	2) 有害物質	
	3) 流量	
調査地点	1) 生活環境項目	図 6.6-4 に示す3地点（対象事業実施区域からの放流地点およびその合流前後の河川）とする（水質（水の濁り）と同地点）。
	2) 有害物質	
	3) 流量	
調査期間等	1) 生活環境項目	無降雨時の4回（春、夏、秋、冬）とする。
	2) 有害物質	
	3) 流量	

注1) 生活環境項目：水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量、大腸菌群数、水温、透視度を対象とする。

注2) 有害物質：カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類の28項目を対象とする。

表 6.6-54 地下水（水位・流れ）調査手法

項目	内容	
調査項目	1) 地下水の利用の状況 ^注	
調査の基本的な手法	1) 地下水の利用の状況	対象事業実施区域周辺の地下水の利用の状況について、資料収集または自治体もしくは地元住民へのヒアリングを行うことにより行う。
調査地点	1) 地下水の利用の状況	対象事業実施区域周辺の集落内とする。
調査期間等	1) 地下水の利用の状況	地下水の利用の状況を把握できる任意の時期とする。

注1) 地下水の利用の状況：井戸の位置、利用状況、水位等とする。

表 6.6-55 土壌（汚染）調査手法

項目	内容	
調査項目	1) 土壌のダイオキシン類および土壌環境基準項目 2) 土地履歴等	
調査の基本的な手法	1) ダイオキシン類および土壌環境基準項目	「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）等に定める手法および「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成12年1月環境庁）に定める手法とする。
	2) 土地履歴等	既存資料および過去の地形図等の収集・整理、ならびに現地踏査、必要に応じて聞き取り調査等による方法とする。
調査地点	1) ダイオキシン類および土壌環境基準項目	図 6.6-11 に示すダイオキシン類5地点（対象事業実施区域1地点および周辺集落代表4地点）、土壌環境基準項目4地点（周辺集落代表4地点）とする。なお、対象事業実施区域における土壌環境基準項目については、土地履歴等の調査結果を元に汚染の可能性を把握する。
	2) 土地履歴等	対象事業実施区域とする。
調査期間等	1) ダイオキシン類および土壌環境基準項目	1回（任意の時期）とする。
	2) 土地履歴等	土地履歴等を把握できる任意の時期とする。



図 6.6-11 土壤（汚染）現地調査地点位置図

6.7 評価手法の選定

調査および予測の結果ならびに環境保全措置の検討結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素におよぼおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。

また、国または関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準または目標が示されている場合には、当該基準または目標と調査および予測の結果との間に整合性が図られているかどうかの評価も行う。

環境要素ごとに選定した評価の手法は、表 6.7-1に示すとおりである。

表 6.7-1(1) 評価の手法

環境影響評価の項目		評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
大気質 (窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等)	重機の稼働	<p><回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により重機の稼働に伴って発生する大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）の影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避または低減されているかどうかを評価する。</p> <p><基準または目標との整合に係る評価> 重機の稼働に係る大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等）に関する基準または目標として、「大気の汚染に係る環境基準」および「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値」等と調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>
大気質 (窒素酸化物、浮遊粒子状物質)	工事用車両の走行	<p><回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により工事用車両の走行に伴って発生する大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避または低減されているかどうかを評価する。</p> <p><基準または目標との整合に係る評価> 工事用車両の走行に係る大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）に関する基準または目標として、「大気の汚染に係る環境基準」等と調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>
大気質 (二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、その他の物質)	施設の稼働	<p><回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の稼働に伴って発生する大気質（二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、有害物質）の影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避または低減されているかどうかを評価する。</p> <p><基準または目標との整合に係る評価> 施設の稼働に係る大気質（二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、その他の物質）に関する基準または目標として、「大気の汚染に係る環境基準」等と調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>
大気質 (窒素酸化物、浮遊粒子状物質)	施設関連車両の走行	<p><回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設関連車両の走行に伴って発生する大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避または低減されているかどうかを評価する。</p> <p><基準または目標との整合に係る評価> 施設関連車両の走行に係る大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）に関する基準または目標として、「大気の汚染に係る環境基準」等と調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>

表 6.7-1(2) 評価の手法

環境影響評価の項目		評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
騒音	重機の稼働	<p><回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により重機の稼働に伴って発生する騒音の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。</p> <p><基準または目標との整合に係る評価> 重機の稼働に係る騒音に関する基準または目標として、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」および「騒音に係る環境基準」等と調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>
	工事用車両の走行	<p><回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により工事用車両の走行に伴って発生する騒音の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。</p> <p><基準または目標との整合に係る評価> 工事用車両の走行に係る騒音に関する基準または目標として、「騒音に係る環境基準」等と調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>
	施設の稼働	<p><回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の稼働（機械等の稼働）に伴って発生する騒音の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。</p> <p><基準または目標との整合に係る評価> 施設の稼働（機械等の稼働）に係る騒音に関する基準または目標として、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」および「騒音に係る環境基準」等と調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>
	施設関連車両の走行	<p><回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施による施設関連車両の走行に伴って発生する騒音の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。</p> <p><基準または目標との整合に係る評価> 施設関連車両の走行に係る騒音に関する基準または目標として、「騒音に係る環境基準」等と調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>
超低周波音	施設の稼働	<p><回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施による施設の稼働に伴って発生する超低周波音の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。</p> <p><基準または目標との整合に係る評価> 施設の稼働（機械等の稼働）に係る低周波音に関する基準または目標として、「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年、環境省環境管理局）に示される「心身に係る苦情に関する評価指針」（G 特性音波レベル LG で 92dB）と調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>

表 6.7-1(3) 評価の手法

環境影響評価の項目		評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
振動	重機の稼働	<p><回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により重機の稼働に伴って発生する振動の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。</p> <p><基準または目標との整合に係る評価> 重機の稼働に係る振動に関する基準または目標として、「振動規制法施行規則に規定される特定建設作業の規制に関する基準」等と調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>
	工用車両の走行	<p><回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により工用車両の走行に伴って発生する振動の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。</p> <p><基準または目標との整合に係る評価> 工用車両の走行に係る振動に関する基準または目標として、「振動規制法施行規則に規定される道路交通振動の限度」等と調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>
	施設の稼働	<p><回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の稼働（機械等の稼働）に伴って発生する振動の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。</p> <p><基準または目標との整合に係る評価> 施設の稼働（機械等の稼働）に係る振動に関する基準または目標として、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」等と調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>
	施設関連車両の走行	<p><回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設関連車両の走行に伴って発生する振動の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。</p> <p><基準または目標との整合に係る評価> 施設関連車両の走行に係る振動に関する基準または目標として、「振動規制法施行規則に規定される道路交通振動の限度」等と調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>
悪臭	施設の稼働	<p><回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の稼働（排ガス、施設からの漏洩）に伴って発生する悪臭の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。</p> <p><基準または目標との整合に係る評価> 施設の稼働（排ガス、機械等の稼働）に係る悪臭に関する基準または目標として、「悪臭防止法に基づく規制基準」等と調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>
	施設関連車両の走行	<p><回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設関連車両の走行に伴って発生する悪臭の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。</p>
水質 (水の濁り)	土地の改変	<p><回避・低減に係る評価> 調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により降雨時の水の濁りの影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。</p> <p><基準または目標との整合に係る評価> 土地の改変に伴う雨水の排水に係る水質に関する基準または目標として、「水質汚濁に係る環境基準」等を参考値として、調査および予測結果との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>

表 6.7-1(4) 評価の手法

環境影響評価の項目		評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
動物	土地の改変、重機の稼働	<p><回避・低減に係る評価></p> <p>調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により土地の改変、重機の稼働に伴って発生する動物への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。</p>
植物	土地の改変	<p><回避・低減に係る評価></p> <p>調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により土地の改変に伴って発生する植物への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。</p>
生態系	土地の改変、重機の稼働	<p><回避・低減に係る評価></p> <p>調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により土地の改変、重機の稼働に伴って発生する生態系への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。</p>
景観	施設の使用	<p><回避・低減に係る評価></p> <p>調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により施設の使用に伴って発生する景観への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。</p> <p><基準または目標との整合に係る評価></p> <p>施設の使用に係る景観に関する基準または目標として、「彦根市景観計画」で定められた「田園集落景観ゾーン」における行為の制限との間に整合性が図られているかどうかを評価する。</p>
人と自然との触れ合いの活動の場	工事用車両の走行、施設の使用、施設関連車両の走行	<p><回避・低減に係る評価></p> <p>調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により工事用車両の走行、施設の使用、施設関連車両の走行に伴って発生する人と自然との触れ合いの活動の場への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。</p>
廃棄物等	土地の改変、施設の使用	<p><回避・低減に係る評価></p> <p>調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により土地の改変、施設の使用に伴って発生する廃棄物の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。</p>
温室効果ガス等	重機の稼働、工事用車両の走行、施設の使用、施設関連車両の走行	<p><回避・低減に係る評価></p> <p>調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により重機の稼働、工事用車両の走行、施設の使用、施設関連車両の走行に伴って発生する温室効果ガスの影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかどうかを評価する。</p> <p>なお、施設の使用に係る評価においては、発電による温室効果ガスの削減効果も考慮する。</p>
文化財	重機の稼働、工事用車両の走行、施設の使用、施設関連車両の走行	<p><回避・低減に係る評価></p> <p>調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により重機の稼働、工事用車両の走行、施設の使用、施設関連車両の走行に伴って発生する文化財への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを評価する。</p>
伝承文化	重機の稼働、工事用車両の走行、施設の使用、施設関連車両の走行	<p><回避・低減に係る評価></p> <p>調査および予測結果を踏まえ、対象事業の実施により重機の稼働、工事用車両の走行、施設の使用、施設関連車両の走行に伴って発生する伝承文化への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを評価する。</p> <p>なお、伝承文化には法規制や基準がないものも多く、伝承文化の保存・承継は地元住民等に依存するものであり、評価にあたっては地元住民等の意向を十分尊重する。</p>

第7章 その他の事項

7.1 計画段階における環境の保全の配慮に係る検討の経緯およびその内容

7.1.1 事業実施想定区域の位置等の検討経緯

「第2章 2.2対象事業の内容」に示したとおり、本組合では、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画（平成11年3月）」を契機に、広域でのごみ処理を目指し、検討を行ってきた。

その中で、平成20年度には「湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定し、建設候補地を選定したが、地盤の問題により断念することとなった。また、平成24年度には各市町からの推薦により再び建設候補地を選定したが、地元住民との折り合いがつかず、こちらも結果的に断念することとなった。

このことを受け、本組合ではこれまでの選定手法を見直し、より多くの住民にご理解、ご協力を得られるよう、公募方式により建設候補地を選定することを決定し、また行政主導ではなく独立した第三者機関として、平成26年12月、「彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会」を発足した。

選定委員会では、約2年3か月間、延べ15回にわたり慎重な議論・検討を行っていただき、平成29年2月、応募のあった5地域について評価、順位付けを行った報告書を提出いただいた。そして、その報告書を基に、本組合理事会において議論・検討を行い、平成29年6月、愛荘町竹原区を建設候補地として選定した。

しかしその後、平成31年2月の組合議会定例会において、「建設候補地の白紙撤回を求める決議」が可決され、「応募5地区から再検討する」ことを提案いただいた。これを受け、平成31年4月4日に組合として建設候補地を愛荘町竹原区1か所に決定したことについて白紙撤回し、平成31年4月20日に改めて応募5地区に対する合同説明会を開催したところ、4つの応募地（彦根市原町、彦根市西清崎町、彦根市下西川町、愛荘町竹原区）から再選定への参加意向が示され、これら全てを建設候補地と決定した。

その後、各候補地周辺自治会住民を対象とした説明会、住民との意見交換会、圏域住民からの無作為抽出によるアンケート、組合議会議員との意見交換会、および管理者会を実施した。これらの結果と、平成29年2月時点の候補地選定報告書とを総合的に評価し、令和元年9月19日の管理者会において彦根市清崎町地先(西清崎)を最終候補地として選定、当該候補地での施設建設を前提とした「新ごみ処理施設整備基本計画」が令和元年10月21日の組合議会臨時会において承認された。

7.1.2 事業実施想定区域における複数案の設定

選定した建設候補地を対象に、滋賀県環境影響評価技術指針（平成11年滋賀県告示第124号）の規定に基づき、配慮対象事業に係る複数案を設定したうえで計画段階配慮事項に係る検討を行い、「計画段階環境配慮書」を令和2年4月に作成した。

当該配慮書で設定した複数案に係る検討状況は以下に示すとおりである。

- ・ 区域の位置：事業実施想定区域については、建設候補地として応募のあった4候補地周辺自治会住民を対象とした説明会、住民との意見交換会、圏域住民からの無作為抽出によるアンケート、組合議会議員との意見交換会および管理者会の結果と、平成29年2月時点の候補地選定報告書とを総合的に評価したうえで選定され、当該候補地での施設建設を前提とした「新ごみ処理施設整備基本計画」が令和元年10月21日の組合議会臨時会において承認されており、代替性がないことから単一案とする。
- ・ 事業の規模（施設の処理能力）：今年度策定予定の一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、施設の基本計画において施設規模の見直しを行う可能性があるが、安定的なごみ処理を行うために必要な規模の処理能力を設定することから、代替性はないため単一案とする。
- ・ 建造物等の構造：新ごみ処理施設の構造の詳細は今後検討するが、主要な施設となる煙突の高さについては、現時点で複数の案を検討することが可能であることから、複数の煙突高さを設定して影響の検討を行う。
- ・ 建造物等の配置：事業実施想定区域の近傍に住居等の保全対象が存在し、事業実施想定区域内における建造物等の配置の違いによって環境面の影響に差異が生じることから、複数の建造物等の配置を設定して影響の検討を行う。

これらより、環境面の影響に差異が生じることが考えられ、計画段階配慮事項の検討段階で設定が可能な複数案として、表 7-1(1)～(2)に示す「建造物等の配置」「建造物等の構造」を対象とした複数案を設定し、計画段階配慮事項の検討を行うこととした。

計画段階配慮事項として選定した項目は、表 7-2 に示す「騒音・振動・悪臭」、「大気質」および「景観」とし、複数案間の影響の比較検討を行った。

表 7-1 (1) 複数案の設定 (建造物等の配置：施設の配置に係る複数案)

	施設 ^{注)} の配置	概要
A案	北側配置案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施想定区域北側に施設を集約した案。 ・ 具体的な施設の配置は今後検討するが、主要な施設を事業実施区域の北側に集約することを想定する。
B案	南側配置案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施想定区域南側に施設を集約した案。 ・ 具体的な施設の配置は今後検討するが、主要な施設を事業実施区域の南側に集約することを想定する。

注) 複数案の設定の対象とする「施設」には、条例対象事業である焼却施設に加え、稼働に伴う騒音・振動の影響が生じる可能性がある施設として、関連施設であるリサイクル施設も含めて検討を行うこととする。なお、これらの施設の具体的な配置は、今後プラントメーカーの提案を踏まえて検討する。

表 7-1 (2) 複数案の設定 (建造物等の構造：煙突高さに係る複数案)

	煙突高さ	概要
X案	59 m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観への影響低減に留意した案。 ・ 他都市における類似施設^{注)}での採用事例が最も多い高さを考慮して設定した。 ・ 航空法(昭和27年法律第231号)の制約を受けない最大の高さである。
Y案	80 m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排ガス拡散の促進に留意した案。 ・ 他都市における類似施設^{注)}での採用事例のうち、上記の59mを超える高さを設定している事例の中で設定事例が多い高さ(80m)を考慮して設定した。

注) 類似施設：施設規模が類似する処理能力100t～200t/日の施設を対象とした。(「一般廃棄物全連続式焼却施設の物質収支・エネルギー収支・コスト分析」2012年3月 北海道大学廃棄物処分工学研究室)

表 7-2 計画段階配慮事項として選定した項目および選定理由

項 目		複数案の設定	計画段階配慮事項として選定した理由
環境要素	影響要因		
騒音・ 振動・ 悪臭	土地または工作物の存在および供用	施設の配置に係る複数案 A案：北側配置案 B案：南側配置案	施設の稼働に伴い発生する騒音、振動およびごみピットから漏洩する悪臭が周辺環境に及ぼす影響の程度は、事業実施想定区域内の施設の配置に係る複数案に応じて変化すると考えられるため、計画段階配慮事項として選定する。
大気質		煙突高さに係る複数案 X案：59m Y案：80m	施設の稼働に伴い発生する煙突排ガス中に含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質およびその他の物質 ^{注)} が周辺環境に及ぼす影響の程度は、煙突高さの複数案に応じて変化すると考えられるため、計画段階配慮事項として選定する。
景 観		煙突高さに係る複数案 X案：59m Y案：80m	施設が存在が主要な眺望点からの眺望景観に及ぼす影響の程度は、煙突高さの複数案に応じて変化すると考えられるため、計画段階配慮事項として選定する。

注) その他の物質：「ダイオキシン類」を対象とした。

7.1.3 複数案間の評価結果

建造物等の構造に関する計画段階配慮事項（騒音・振動・悪臭、大気質および景観）の複数案間の評価結果を以下に示す。

なお、配慮書に掲載した評価結果に加え、滋賀県環境影響評価審査会の意見を受けて追加検討した評価結果を合わせて示す。

(1) 騒音・振動・悪臭

予測は、施設の配置に係る複数案ごとに、施設周辺の保全対象住居等の数を比較することにより行った。施設の配置に係る複数案ごとの周辺の保全対象住居等の数を表 7-3に示す。

A案（北側配置案）およびB案（南側配置案）ともに、施設の稼働に伴う騒音、振動および悪臭について法令等に基づく規制基準の順守を図ることから、騒音、振動および悪臭に係る著しい影響は生じないと考えられる。ただし、施設の配置区域に近接する住居等の数が多くなるA案（北側配置案）は、B案（南側配置案）に比べ、騒音、振動および悪臭に係る影響が大きくなると予測される。

なお、B案（南側配置案）では100m以遠になるとA案（北側配置案）に比べ住居等の数が多くなるが、施設の配置区域からの離隔が十分確保されており、施設の稼働に伴う騒音、振動および悪臭の影響は低減すると考えられる。

表 7-3 予測結果（周辺の保全対象住居等の数）

施設の配置区域 境界からの距離	50m	100m	150m	200m
A案： 北側配置案	6軒	9軒	9軒	11軒
B案： 南側配置案	0軒	5軒	27軒	47軒

このように、施設の稼働後に想定される騒音、振動および悪臭について、A案（北側配置案）はB案（南側配置案）に比べて影響が大きくなると評価するが、事業の実施にあたっては、土地または工作物の存在および供用（施設の稼働）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・機械類は極力低騒音および低振動の機種を採用するほか、必要に応じて防音・防振対策を講じることにより、周辺環境への影響の低減を図る。
- ・ごみピットを負圧に保つことにより、外部への悪臭漏洩を防止する。

今後、配慮書で計画段階配慮事項として選定した騒音以外の環境要素も含め、環境影響が生じる可能性のある項目を環境影響評価項目として選定したうえで詳細な現地調査を実施し、検討された施設整備計画に基づく詳細な予測および必要に応じた環境保全措置の検討を行い、事業に伴う影響の低減を図る。

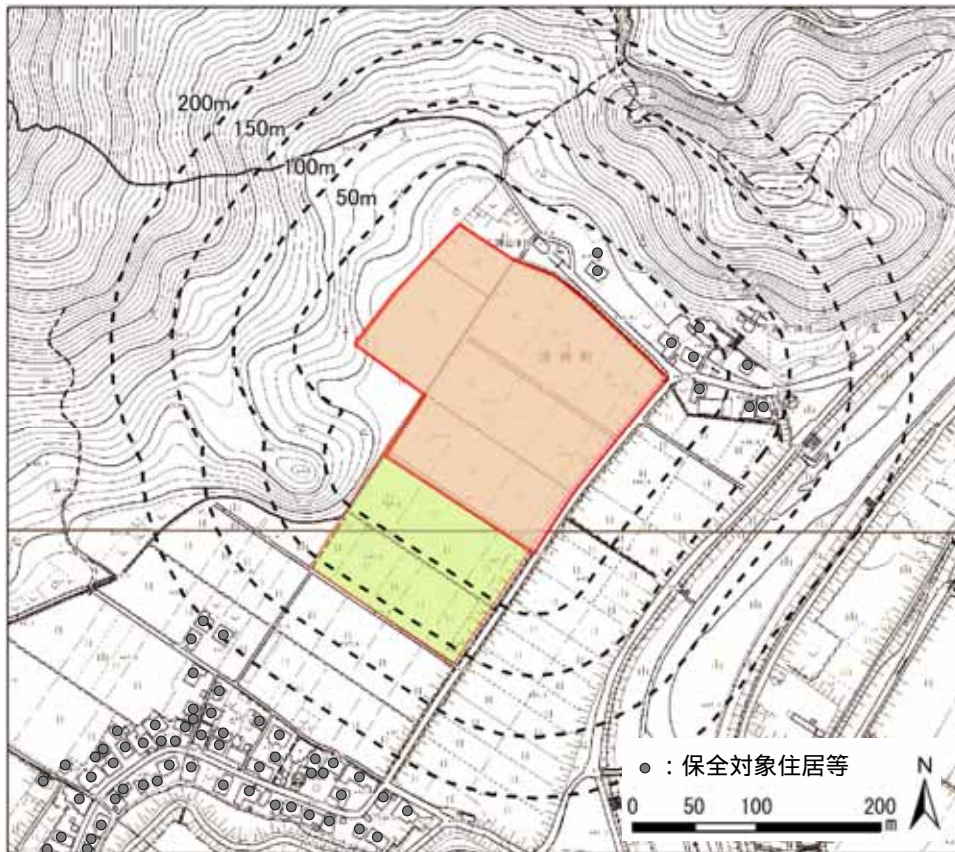


図 7-1 (1) 周辺の保全対象住居等の分布 (A 案 (北側配置案))

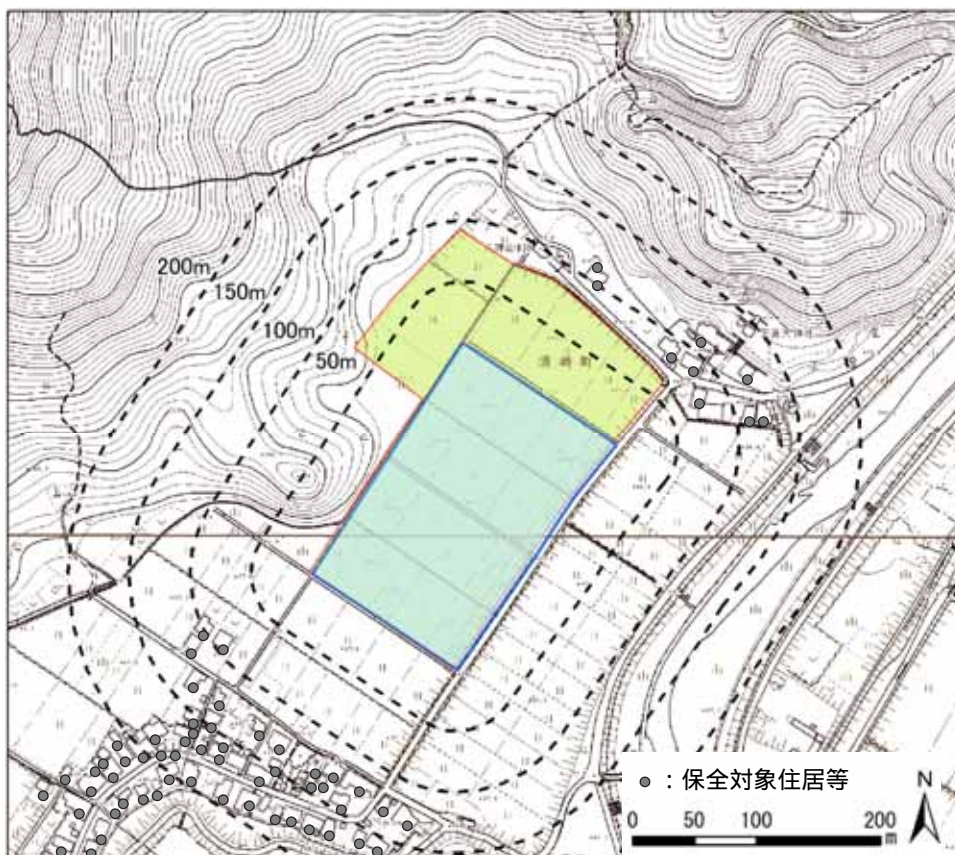


図 7-1 (2) 周辺の保全対象住居等の分布 (B 案 (南側配置案))

(2) 大気質

1) 環境影響の程度に係る評価

予測は、複数案ごとの煙突排ガス寄与濃度の最大着地濃度地点における年平均値を算定し、施設を整備する前の現状の環境濃度を示すバックグラウンド濃度（BG濃度）に加算することにより、最大着地濃度地点における将来濃度を算出することにより行った。煙突高さに係る複数案ごとの最大着地濃度地点の将来濃度を表 7-4に示す。

これによると、全ての予測項目でX案（煙突高さ59m）の方がY案（煙突高さ80m）より寄与濃度は若干高くなる傾向が見られるものの、X案（煙突高さ59m）およびY案（煙突高さ80m）ともに、将来濃度はBG濃度と概ね同様の値となるほか、複数案間の将来濃度の差異は生じないと予測される。

表 7-4 煙突高さに係る複数案ごとの最大着地濃度地点の将来濃度

項目	煙突高さ	BG濃度 ^{注1)} (年平均値)	寄与濃度 ^{注2)} (年平均値)	将来濃度 ^{注3)} (年平均値) +
二酸化硫黄	X案：59m	0.002ppm	0.000122ppm	0.002ppm
	Y案：80m	0.002ppm	0.000090ppm	0.002ppm
二酸化窒素	X案：59m	0.007ppm	0.000123ppm	0.007ppm
	Y案：80m	0.007ppm	0.000091ppm	0.007ppm
浮遊粒子状物質	X案：59m	0.018mg/m ³	0.000041mg/m ³	0.018mg/m ³
	Y案：80m	0.018mg/m ³	0.000030mg/m ³	0.018mg/m ³
ダイオキシン類	X案：59m	0.012pg-TEQ/m ³	0.000407pg-TEQ/m ³	0.012pg-TEQ/m ³
	Y案：80m	0.012pg-TEQ/m ³	0.000299pg-TEQ/m ³	0.012pg-TEQ/m ³

注1) BG濃度とは、バックグラウンド濃度のことであり、施設を整備する前の現状の環境濃度を示す。

注2) 寄与濃度とは、施設の稼働により付加される負荷分の濃度を示す。

注3) 将来濃度とは、施設の稼働後に想定される環境濃度を示す。

2) 環境基準との整合

煙突高さに係る複数案ごとの最大着地濃度地点における環境基準整合状況を表 7-5に示す。
これによると、全ての予測項目で環境基準を満足しており、複数案による差異はない。

表 7-5 煙突高さに係る複数案ごとの最大着地濃度地点における環境基準整合状況

項目	煙突高さ	最大着地濃度地点の 将来濃度（年平均値） （BG濃度 + 寄与濃度）	日平均値の 2%除外値または 年間98%値	環境基準
二酸化硫黄	X案：59m	0.002ppm	0.004ppm	1時間値の1日平均値 が0.04 ppm以下
	Y案：80m	0.002ppm	0.004ppm	
二酸化窒素	X案：59m	0.007ppm	0.018ppm	1時間値の1日平均値 が0.04ppmから 0.06ppmまでのゾー ン内又はそれ以下
	Y案：80m	0.007ppm	0.018ppm	
浮遊粒子状物質	X案：59m	0.018mg/m ³	0.044mg/m ³	1時間値の1日平均値 が0.10mg/m ³ 以下
	Y案：80m	0.018mg/m ³	0.044mg/m ³	
ダイオキシン類	X案：59m	0.012pg-TEQ/m ³	-	年平均値が0.6 pg- TEQ/m ³ 以下
	Y案：80m	0.012pg-TEQ/m ³	-	

このように、施設の稼働後に想定される将来濃度は現状の環境濃度と概ね同等であるほか、環境基準を満足することから、いずれの案についても施設の稼働に伴う煙突排ガスの影響は小さいと評価するが、事業の実施にあたっては、土地または工作物の存在および供用（施設の稼働）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・最新の排ガス処理設備の導入を検討すると共に、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことにより公害防止基準値を遵守し、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を極力低減する。

今後、配慮書で計画段階配慮事項として選定した大気質以外の環境要素も含め、環境影響が生じる可能性のある項目を環境影響評価項目として選定したうえで詳細な現地調査を実施し、検討された施設整備計画に基づく詳細な予測および必要に応じた環境保全措置の検討を行い、事業に伴う影響の低減を図る。

【追加検討】短期濃度（1時間値）予測結果

配慮書に示した将来濃度の年平均値に加え、短期濃度（1時間値）による複数案間の影響の比較検討を行った。

検討は、大気安定度不安定時、上層逆転層発生時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時および接地逆転層非貫通時のケースを想定して行い、煙突排ガスの最大着地濃度および将来濃度を予測することにより行った。なお、ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時の濃度は施設形状の影響を受けることから、施設の配置に係る複数案（A案（北側配置案）およびB案（南側配置案））に示した施設配置の想定案を加味して予測を行った。

予測ケースは表 7-6(1)～(2)、予測に用いた拡散式は表 7-7、検討結果は表 7-8(1)～(4)に示すとおりである。

なお、本検討においては既存の気象観測所における気象観測結果、大気常時監視局等における大気質調査結果および現時点で想定される建物形状を踏まえた予測を行った。今後、大気質に係る影響の評価を行うにあたっては、現地における詳細な気象および大気質調査結果の活用、ならびに施設設計を踏まえた建物形状を設定し、ダウンウォッシュの発生の有無等、詳細に予測を行う。

表 7-6(1) 短期濃度（1時間値）の予測ケース（1）

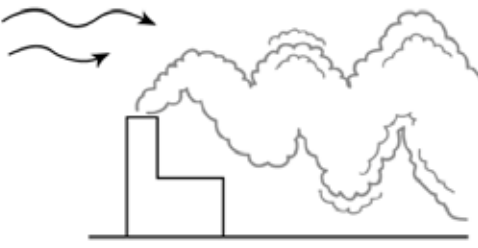
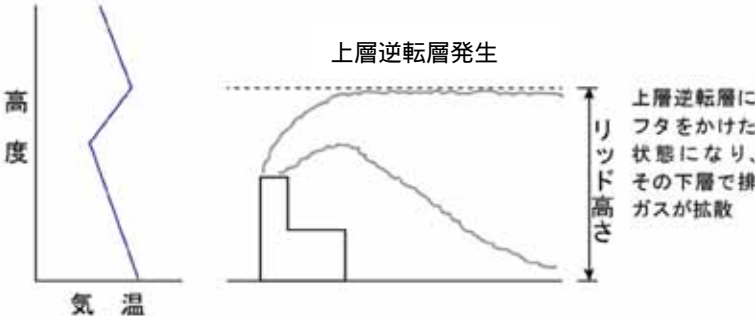
予測ケース	想定される高濃度の状態
a.大気安定度不安定時	<p>下記に記載した特別な要因を考慮しない一般的な気象条件下において、高濃度となりうる大気中の混合が進んだ状態（大気安定度不安定時）を想定する。</p> 
b.上層逆転層発生時（リッド）	<p>日中、日射による対流によって混合が盛んになる領域を混合層という。混合層の厚さは季節や時間でも変化するが、高度数 100～1,500m でその上端には安定層が形成される。安定層の高さ以下で排出された大気汚染物質は逆転層より上方への拡散を抑えられ、濃度が高くなる。すなわち、上空にリッド（蓋）が存在する状態を想定する。</p> 

表 7-6 (2) 短期濃度 (1時間値) の予測ケース (2)

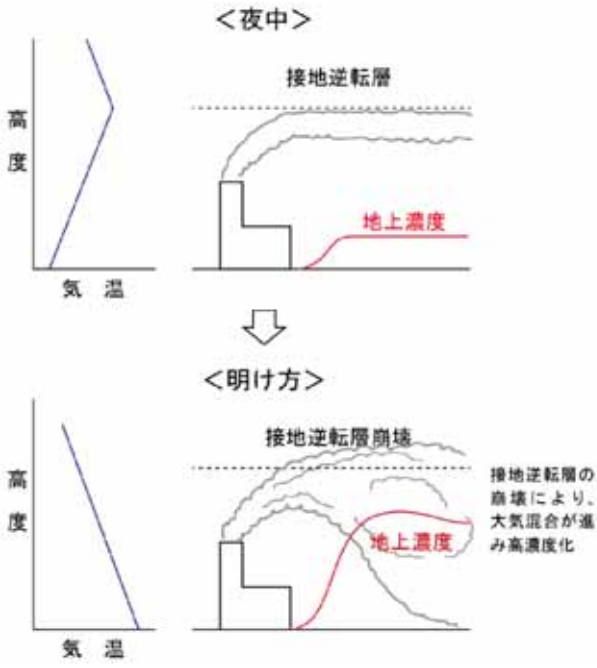
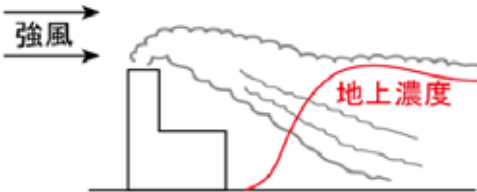
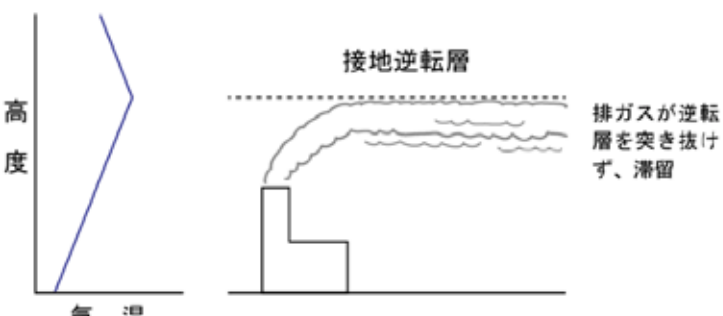
予測ケース	想定される高濃度の状態
<p>c. 接地逆転層崩壊時(フュミゲーション)</p>	<p>夜間、地面からの放射冷却によって比較的低い高度に逆転層ができる。これは、接地逆転層とよばれ、特に冬季、晴天で風の弱いときなど放射冷却が顕著である場合に生じる。この接地逆転層は、地表面の温度が上昇しはじめる日の出から日中にかけて、地表面近くから崩壊する。このとき、上層の安定層内に放出された排出ガスが地表近くの不安定層内にとりこまれ、急激な混合が生じて高濃度を起こす可能性があり、接地逆転層崩壊時に高濃度が生じた状態(フュミゲーション)を想定する。</p> 
<p>d. ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時</p>	<p>平均風速が排出ガスの吐出速度の約 1/2 以上になると、煙突下流側の渦に巻き込まれる現象(ダウンウォッシュ)が起こる。また、煙突実体高が煙突近くの建物や地形によって生じる渦領域に巻き込まれる現象(ダウンウォッシュ)や流線の変位によって煙が地表面に引き込まれる現象(ダウンドラフト)が起こる。これが発生した状態を想定する。</p> 
<p>e. 接地逆転層非貫通時(リッド)</p>	<p>夜間に接地逆転層が発生し、強い逆転のために排出ガスが接地逆転層を貫通できず、接地逆転層内に取り込まれた状態を想定する。その際、接地逆転によりリッドが生じた状態、すなわち、接地逆転層内で拡散した場合について検討する。</p> 

表 7-7 短期濃度（1時間値）の拡散式

予測ケース	拡散式 ^注
a. 大気安定度不安定時	有風時：プルーム式 無風時・弱風時：パフ式
b. 上層逆転層発生時（リッド）	混合層高度（リッド）を考慮した拡散式 有風時：プルーム式 無風時・弱風時：パフ式
c. 接地逆転層崩壊時（フュミゲーション）	逆転層崩壊時の地表最大濃度推定式 （パフ式）
d. ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時	経済産業省-低煙源工場拡散モデル （METI-LIS モデル：基本式は a. に同じ） ^{注2}
e. 接地逆転層非貫通時（リッド）	リッド状態：b に同じ

注) 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針およびごみ焼却施設環境マニュアル等に基づく拡散計算式を採用した。ただし、建物等による排ガスの巻き込みの影響を考慮するダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時の予測は、排出源近傍の建物等が拡散に及ぼす影響を考慮できる「経済産業省-低煙源工場拡散モデル（METI-LIS モデル）」のプログラムを用いて行った。

表 7-8 (1) 煙突高さに係る複数案ごとの最大着地濃度地点における環境基準整合状況
(1時間値：二酸化硫黄)

区分		X 案 (煙突高さ 59m)			Y 案 (煙突高さ 80m)			
		最大着地濃度 (ppm)	最大着地濃度出現距離(m)	将来濃度 (ppm)	最大着地濃度 (ppm)	最大着地濃度出現距離(m)	将来濃度 (ppm)	
寄与濃度	不安定時	0.00214	560	0.013	0.00178	590	0.013	
	上層逆転層発生時(リッド)	0.01436	460	0.025	0.01170	510	0.023	
	接地逆転層崩壊時(フュミゲーション)	0.01419	252	0.025	0.01256	336	0.024	
	ダウウォッシュ・ダウンドラフト発生時	A 案 (北側配置案)	0.00889	240	0.020	0.00267	430	0.014
		B 案 (南側配置案)	0.00878	240	0.020	0.00267	430	0.014
	接地逆転層非貫通時(リッド)	0.00986	3,600	0.021	0.01950	2,000	0.030	
基準値		0.1ppm 以下 (環境基準：1時間値)						

注) 将来濃度は最大着地濃度とバックグラウンド (BG) 濃度の合計値とした。
BG 濃度は、彦根常時監視局の1時間値の最大値(平成 28 年度：0.011ppm)とした。

表 7-8 (2) 煙突高さに係る複数案ごとの最大着地濃度地点における環境基準整合状況
(1時間値：二酸化窒素)

区分		X 案 (煙突高さ 59m)			Y 案 (煙突高さ 80m)			
		最大着地濃度 (ppm)	最大着地濃度出現距離(m)	将来濃度 (ppm)	最大着地濃度 (ppm)	最大着地濃度出現距離(m)	将来濃度 (ppm)	
寄与濃度	不安定時	0.00357	560	0.045	0.00296	590	0.044	
	上層逆転層発生時(リッド)	0.02394	460	0.065	0.01950	510	0.060	
	接地逆転層崩壊時(フュミゲーション)	0.02366	252	0.065	0.02094	336	0.062	
	ダウウォッシュ・ダウンドラフト発生時	A 案 (北側配置案)	0.01481	240	0.056	0.00444	430	0.045
		B 案 (南側配置案)	0.01464	240	0.056	0.00444	430	0.045
	接地逆転層非貫通時(リッド)	0.01643	3,600	0.057	0.03249	2,000	0.073	
基準値		0.1～0.2ppm 以下 (中央環境審議会「二酸化窒素の人の健康に係る判定条件等について」に基づく短期暴露指針値)						

注) 将来濃度は最大着地濃度とバックグラウンド (BG) 濃度の合計値とした。
BG 濃度は、彦根常時監視局の1時間値の最大値(平成 29 年度：0.041ppm)とした。

表 7-8 (3) 煙突高さに係る複数案ごとの最大着地濃度地点における環境基準整合状況
(1時間値：浮遊粒子状物質)

区分		X 案 (煙突高さ 59m)			Y 案 (煙突高さ 80m)			
		最大着地濃度 (mg/m ³)	最大着地濃度出現距離(m)	将来濃度 (mg/m ³)	最大着地濃度 (mg/m ³)	最大着地濃度出現距離(m)	将来濃度 (mg/m ³)	
寄与濃度	不安定時	0.00071	560	0.074	0.00059	590	0.074	
	上層逆転層発生時(リッド)	0.00479	460	0.078	0.00390	510	0.077	
	接地逆転層崩壊時 (フュミゲーション)	0.00473	252	0.078	0.00419	336	0.077	
	ダウウォッシュ・ ダウンドラフト 発生時	A 案 (北側配置案)	0.00296	240	0.076	0.00089	430	0.074
		B 案 (南側配置案)	0.00293	240	0.076	0.00089	430	0.074
	接地逆転層非貫通時 (リッド)	0.00329	3,600	0.076	0.00650	2,000	0.079	
基準値		0.1mg/m ³ 以下 (環境基準：1時間値)						

注) 将来濃度は最大着地濃度とバックグラウンド (BG) 濃度の合計値とした。
BG 濃度は、彦根常時監視局の1時間値の最大値(平成 29 年度：0.073mg/m³)とした。

表 7-8 (4) 煙突高さに係る複数案ごとの最大着地濃度地点における環境基準整合状況
(1時間値：ダイオキシン類)

区分		X 案 (煙突高さ 59m)			Y 案 (煙突高さ 80m)			
		最大着地濃度 (pg-TEQ/m ³)	最大着地濃度出現距離(m)	将来濃度 (pg-TEQ/m ³)	最大着地濃度 (pg-TEQ/m ³)	最大着地濃度出現距離(m)	将来濃度 (pg-TEQ/m ³)	
寄与濃度	不安定時	0.00714	560	0.025	0.00592	590	0.024	
	上層逆転層発生時(リッド)	0.04788	460	0.066	0.03900	510	0.057	
	接地逆転層崩壊時 (フュミゲーション)	0.04732	252	0.065	0.04187	336	0.060	
	ダウウォッシュ・ ダウンドラフト 発生時	A 案 (北側配置案)	0.02962	240	0.048	0.00889	430	0.027
		B 案 (南側配置案)	0.02928	240	0.047	0.00889	430	0.027
	接地逆転層非貫通時 (リッド)	0.03286	3,600	0.051	0.06499	2,000	0.083	
基準値		0.6pg-TEQ/m ³ 以下 (環境基準：年平均値)						

注) 将来濃度は最大着地濃度とバックグラウンド (BG) 濃度の合計値とした。
BG 濃度は、八日市南高校(東近江市)の測定結果の年間最大値(平成 29 年度：0.018 pg-TEQ/m³)とした。

(3) 景観

予測は、文献により得られた主要な眺望点のうち、事業実施想定区域方向を視認できる眺望点（林道荒神山線（荒神山））からの眺望景観の変化を予測することにより行った。なお、検討に当たっては、煙突は事業実施想定区域の中心部に存在することを想定し、煙突高さに係る複数案（X案（煙突高さ59m）およびY案（煙突高さ80m））に係る眺望景観について予測した。

設定した複数案に係る景観に対する影響の程度の評価結果を表 7-9に示す。いずれの案についても、主要な眺望点から施設（煙突）が視認されるが、高取山等のスカイラインの切断は生じず、山地や耕作地により特徴づけられる眺望景観の変化はわずかであることから、眺望景観への影響は小さいと評価した。

ただし、眺望点からの眺望においてY案（煙突高さ80m）はX案（煙突高さ59m）に比べて煙突部分の垂直視角の程度が若干大きくなるため、X案（煙突高さ59m）の方が相対的に優位と評価する。

表 7-9 評価結果

複数案	X 案（煙突高さ 59m）	Y 案（煙突高さ 80 m）
眺望景観に対する影響の程度	主要な眺望点から施設（煙突）が視認されるが、高取山等のスカイラインの切断は生じず、山地や耕作地により特徴づけられる眺望景観の変化はわずかであることから、眺望景観への影響は小さい。	主要な眺望点から施設（煙突）が視認されるが、高取山等のスカイラインの切断は生じず、山地や耕作地により特徴づけられる眺望景観の変化はわずかであることから、眺望景観への影響は小さい。ただし、眺望点における煙突部分の垂直視角は、X 案に比べ若干大きくなる。

このように、施設の存在に伴う眺望景観については、いずれの案も影響は小さいと評価するが、事業の実施にあたっては、土地または工作物の存在および供用（施設の存在）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。

今後、配慮書で計画段階配慮事項として選定した景観以外の環境要素も含め、環境影響が生じる可能性のある項目を環境影響評価項目として選定したうえで詳細な現地調査を実施し、検討された施設整備計画に基づく詳細な予測および必要に応じた環境保全措置の検討を行い、事業に伴う影響の低減を図る。

表 7-10 予測結果（林道荒神山線（荒神山））

<p>眺望景観 (X案：煙突高さ 59m)</p>	
<p>俯角：9.9度 垂直視角：0.9度</p>	
<p>眺望景観 (Y案：煙突高さ 80m)</p>	
<p>俯角：9.9度 垂直視角：2.4度</p>	

【追加検討】追加眺望地点からの眺望景観の予測結果

配慮書に示した文献により得られた主要な眺望点のほか表 7-11および図 7-2に示す施設周辺の近傍集落等の代表4地点からの眺望景観の変化を予測した。

予測にあたっては、煙突高さに係る複数案（X案（煙突高さ59m）およびY案（煙突高さ80m））のほか、施設の配置に係る複数案（A案（北側配置案）およびB案（南側配置案））による影響の違いを考慮した。

検討結果は、表 7-12（1）～（8）に示すとおりである。

表 7-11 追加眺望地点

No.	名称
1	事業実施想定区域北側参道
2	事業実施想定区域南側集落付近
3	大山橋（宇曾川）東端
4	グリーンピアひこね前交差点



图 7-2 追加眺望地点位置图

表 7-12 (1) 眺望景観の変化 (事業実施想定区域北側参道)



A 案 : 煙突高さ 59m



A 案 : 煙突高さ 80m

表 7-12(2) 眺望景観の変化(事業実施想定区域北側参道)

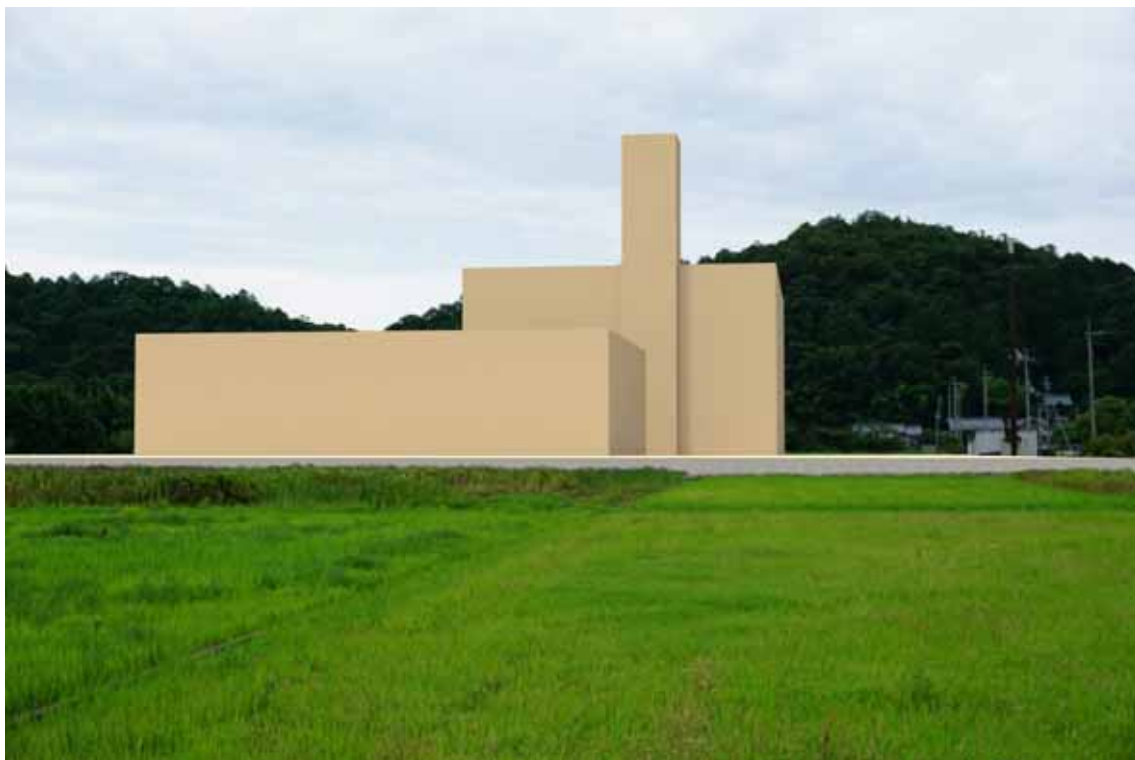


B案：煙突高さ 59m

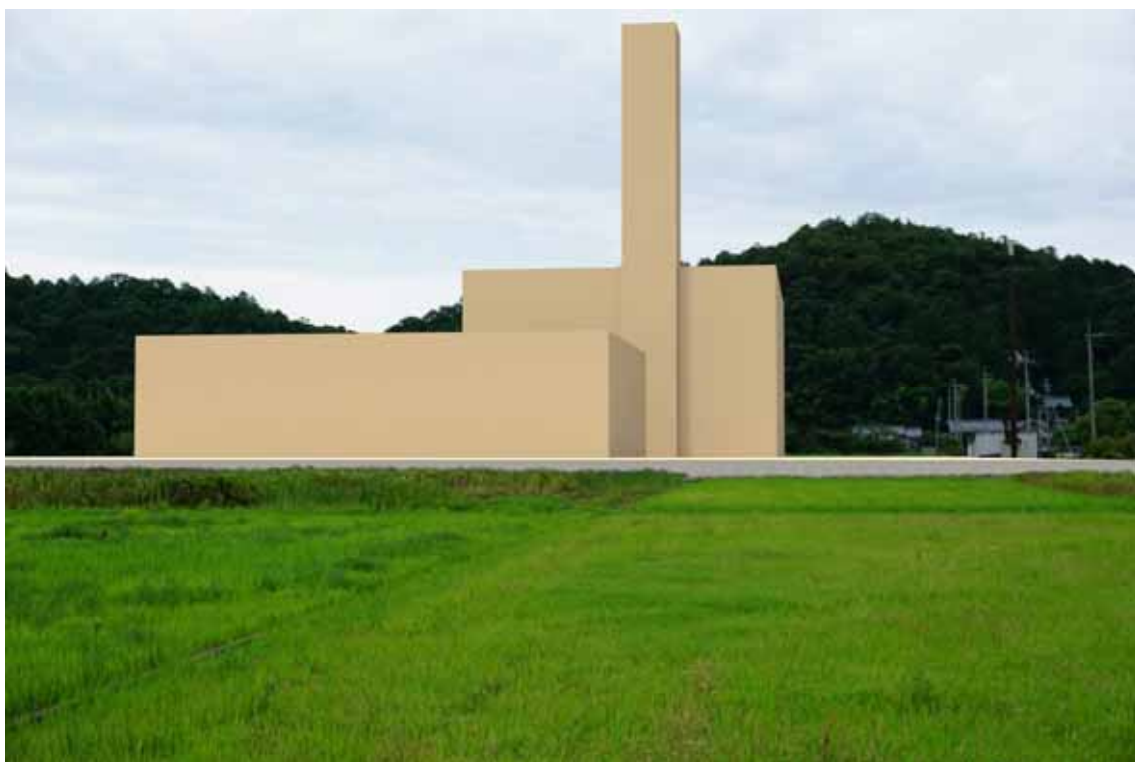


B案：煙突高さ 80m

表 7-12 (3) 眺望景観の変化 (事業実施想定区域南側集落付近)

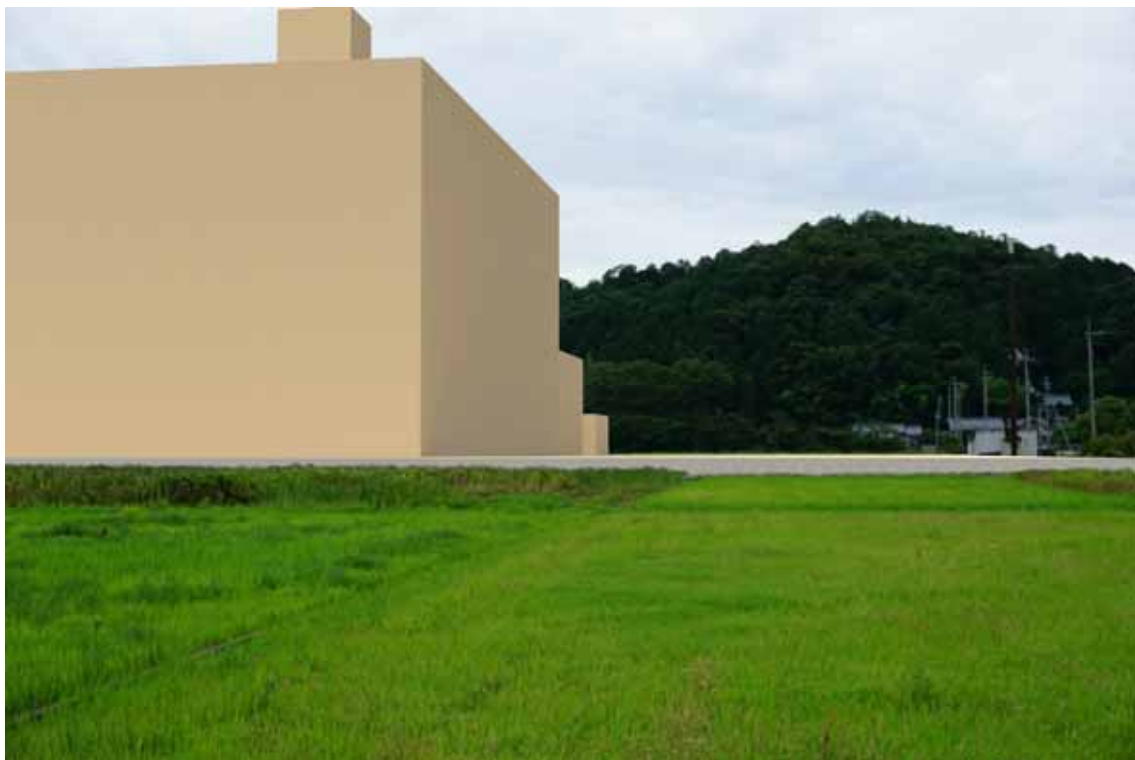


A 案 : 煙突高さ 59m

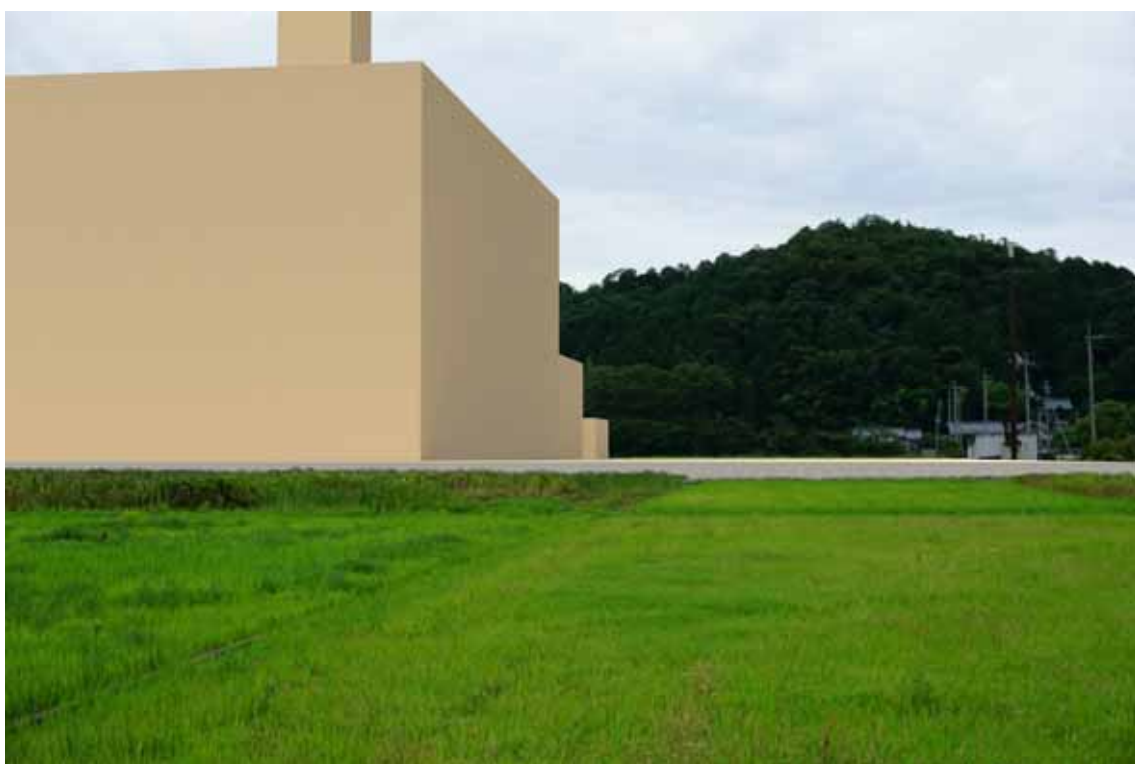


A 案 : 煙突高さ 80m

表 7-12 (4) 眺望景観の変化 (事業実施想定区域南側集落付近)



B 案 : 煙突高さ 59m



B 案 : 煙突高さ 80m

表 7-12 (5) 眺望景観の変化 (大山橋 (宇曾川) 東端)



A 案 : 煙突高さ 59m



A 案 : 煙突高さ 80m

表 7-12 (6) 眺望景観の変化 (大山橋 (宇曾川) 東端)



B 案 : 煙突高さ 59m



B 案 : 煙突高さ 80m

表 7-12 (7) 眺望景観の変化 (グリーンピアひこね前交差点)



A 案 : 煙突高さ 59m



A 案 : 煙突高さ 80m

表 7-12 (8) 眺望景観の変化 (グリーンピアひこね前交差点)



B 案 : 煙突高さ 59m



B 案 : 煙突高さ 80m

(4) 総合評価

計画段階配慮書における評価結果を元に、配慮書に対する意見を踏まえて追加検討した大気質の短期濃度予測結果、景観の簡易フォトモンタージュ、土砂災害時の影響を考慮して総合評価を行った。総合評価の結果は、表 7-13に示すとおりである。

各配慮事項項目における影響の程度と配慮事項を踏まえ、計画段階において環境的に優位な案はB案（南側配置案）X案（煙突高さ59m）と評価する。

今後はB案（南側配置案）X案（煙突高さ59m）を基本とした具体的な設計を進め、環境影響が生じる可能性のある評価項目を選定したうえで詳細な現地調査を実施し、予測、評価を行う。その結果に基づいて、事業の実施に伴う環境影響を低減するための環境配慮事項を詳細に検討し、必要に応じて施設設計に反映し、地域の環境保全に努める。

表 7-13 総合評価

複数案（施設の配置）		A 案（北側配置案）	A 案（北側配置案）	B 案（南側配置案）	B 案（南側配置案）	
複数案（構造物（煙突高さ））		X 案（煙突高さ 59m）	Y 案（煙突高さ 80m）	X 案（煙突高さ 59m）	Y 案（煙突高さ 80m）	
配慮事項項目	騒音・振動・悪臭	影響の程度	・B 案(南側配置案)に比べて家屋が近接するため騒音・振動・悪臭の影響が大きい。	・B 案(南側配置案)に比べて家屋が近接するため騒音・振動・悪臭の影響が大きい。	・A 案(北側配置案)に比べて家屋との離隔があり騒音・振動・悪臭の影響は小さい。	・A 案(北側配置案)に比べて家屋との離隔があり騒音・振動・悪臭の影響は小さい。
		配慮事項	・機械類は極力低騒音および低振動の機種を採用するほか、必要に応じて防音・防振対策を講じることにより、周辺環境への影響の低減を図る。 ・ごみピットを負圧に保つことにより、外部への悪臭漏洩を防止する。			
		相対評価 ^{注)}				
	大気質	影響の程度	・煙突排ガスの寄与濃度（長期濃度）は Y 案（煙突高さ 80m）に比べて大きくなる。なお、バックグラウンド濃度（BG 濃度）に対する割合はわずかであり、環境基準を達成すると想定される。 二酸化窒素の BG 濃度に対する寄与濃度割合は約 2%。 ・煙突排ガスの寄与濃度（短期濃度）は Y 案（煙突高さ 80m）に比べ大きくなる傾向が見られる。 二酸化窒素の BG 濃度に対する寄与濃度割合は以下の通り。 ・不安定時 9% ・上層逆転層発生時 58% ・接地逆転層崩壊時 58% ・ダウンウォッシュ発生時 36% ・接地逆転層非貫通時 40%	・煙突排ガスの寄与濃度（長期濃度）は X 案（煙突高さ 59m）に比べて小さくなる。なお、バックグラウンド濃度（BG 濃度）に対する割合はわずかであり、環境基準を達成すると想定される。 二酸化窒素の BG 濃度に対する寄与濃度割合は約 1% ・煙突排ガスの寄与濃度（短期濃度）は X 案（煙突高さ 59m）に比べ小さくなる傾向が見られる。 二酸化窒素の BG 濃度に対する寄与濃度割合は以下の通り。 ・不安定時 7% ・上層逆転層発生時 48% ・接地逆転層崩壊時 51% ・ダウンウォッシュ発生時 11% ・接地逆転層非貫通時 79%	・煙突排ガスの寄与濃度（長期濃度）は Y 案（煙突高さ 80m）に比べて大きくなる。なお、バックグラウンド濃度（BG 濃度）に対する割合はわずかであり、環境基準を達成すると想定される。 二酸化窒素の BG 濃度に対する寄与濃度割合は約 2% ・煙突排ガスの寄与濃度（短期濃度）は Y 案（煙突高さ 80m）に比べ大きくなる傾向が見られる。 二酸化窒素の BG 濃度に対する寄与濃度割合は以下の通り。 ・不安定時 9% ・上層逆転層発生時 58% ・接地逆転層崩壊時 58% ・ダウンウォッシュ発生時 36% ・接地逆転層非貫通時 40%	・煙突排ガスの寄与濃度（長期濃度）は X 案（煙突高さ 59m）に比べて小さくなる。なお、バックグラウンド濃度（BG 濃度）に対する割合はわずかであり、環境基準を達成すると想定される。 二酸化窒素の BG 濃度に対する寄与濃度割合は約 1% ・煙突排ガスの寄与濃度（短期濃度）は X 案（煙突高さ 59m）に比べ小さくなる傾向が見られる。 二酸化窒素の BG 濃度に対する寄与濃度割合は以下の通り。 ・不安定時 7% ・上層逆転層発生時 48% ・接地逆転層崩壊時 51% ・ダウンウォッシュ発生時 11% ・接地逆転層非貫通時 79%
		配慮事項	・最新の排ガス処理設備の導入を検討すると共に、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことにより公害防止基準値を遵守し、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を極力低減する。			
		相対評価 ^{注)}				
	景観	影響の程度	・北側の参道、家屋等に対し擁壁による景観（圧迫感）の影響が生じる。また、施設が存在による圧迫感は、B 案（南側配置案）に比べて大きくなる。 ・施設が存在による文献で抽出した主要な眺望点（荒神山ハイキングコース）および近傍集落等からの眺望景観への影響は Y 案（煙突高さ 80m）に比べて小さくなる。但し、B 案（南側配置案）に比べて施設が視認しやすくなるため影響は大きくなる。	・北側の参道、家屋等に対し擁壁による景観（圧迫感）の影響が生じる。また、施設が存在による圧迫感は、B 案（南側配置案）に比べて大きくなる。 ・施設が存在による文献で抽出した主要な眺望点（荒神山ハイキングコース）および近傍集落等からの眺望景観への影響は X 案（煙突高さ 59m）に比べて大きくなる。また、B 案（南側配置案）に比べて施設が視認しやすくなるため影響は大きくなる。	・北側の参道、家屋等に対し擁壁による景観（圧迫感）の影響が生じる。なお、施設が存在による圧迫感は、A 案（北側配置案）に比べて小さくなる。 ・施設が存在による文献で抽出した主要な眺望点（荒神山ハイキングコース）および近傍集落等からの眺望景観への影響は、Y 案（煙突高さ 80m）に比べて小さくなる。さらに、A 案（北側配置案）に比べて施設が視認しにくくなるため影響は小さくなる。	・北側の参道、家屋等に対し擁壁による景観（圧迫感）の影響が生じる。なお、施設が存在による圧迫感は、A 案（北側配置案）に比べて小さくなる。 ・施設が存在による文献で抽出した主要な眺望点（荒神山ハイキングコース）および近傍集落等からの眺望景観への影響は X 案（煙突高さ 59m）に比べると大きくなる。但し、A 案（北側配置案）に比べて施設が視認しにくくなるため影響は小さくなる。
		配慮事項	・建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。 ・特に北側参道・家屋に対して擁壁・施設による圧迫感の影響については、造成区域周囲の構造・形状の工夫により低減する。			
		相対評価 ^{注)}		X		
	土砂災害時の影響	影響の程度	・施設が北側に配置され、荒神山の土砂災害警戒区域に近接することから、土砂災害による影響を受ける可能性は B 案（南側配置案）に比べて大きくなる。	・施設が北側に配置され、荒神山の土砂災害警戒区域に近接することから、土砂災害による影響を受ける可能性は B 案（南側配置案）に比べて大きくなる。	・施設が南側に配置され、荒神山の土砂災害警戒区域との離隔が確保されることから、土砂災害による影響を受ける可能性は A 案（北側配置案）に比べて小さくなる。	・施設が南側に配置され、荒神山の土砂災害警戒区域との離隔が確保されることから、土砂災害による影響を受ける可能性は A 案（北側配置案）に比べて小さくなる。
配慮事項		・土砂災害警戒区域から可能な限り離隔を確保して施設を配置する。				
相対評価 ^{注)}						
総合評価		各配慮事項項目における影響の程度と配慮事項を踏まえ、計画段階において環境的に優位な案は B 案（南側配置案）X 案（煙突高さ 59m）と評価する。				

注)影響の程度と配慮事項を踏まえて複数案の相対的な評価を行った。